

個人情報保護条例に係る実態調査結果

〈資料編〉

令和 2 年 5 月

個人情報保護委員会事務局

I. 個人情報保護条例に係る実態調査について

II. 調査結果 <全体>

III. 調査結果 <都道府県>

IV. 調査結果 <市町村>

個人情報保護条例に係る実態調査概要

調査基準日・調査対象

- ・調査基準日：2019年4月1日（総務省実施調査（「地方自治情報管理概要」として公表）の追加調査として、2020年2月27日から同年3月23日に実施）
- ・都道府県（47団体）、市町村（特別区を含む。1741団体）及び一部事務組合等（1562団体）
 ※ 一部事務組合等とは、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団をいう。

一部事務組合 (1444団体)	地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体（地方自治法第284条）
広域連合 (117団体)	地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体（地方自治法第284条）
地方開発事業団 (1団体)	地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）により廃止。1団体（青森県新産業都市建設事業団）のみ同法附則第3条の規定により存続

※ 一部事務組合等については、個別の個人情報保護条例を制定していない等、条例の適用関係が明らかでない団体が少なくとも613団体存在することが分かった。当該団体については、本調査結果の分析においては母数に含めることとしているが、今後、実態を把握していく必要がある。

分析区分

- ・ 全体：都道府県（47団体）、市町村（1741団体）、一部事務組合等（1562団体）
- ・ 都道府県：人口500万以上（9団体）、人口100万以上500万未満（28団体）、人口100万未満（10団体）
- ・ 市町村：市（特別区を含む。）（815団体）、町（743団体）、村（183団体）
 ※ 「市」「町」とは、それぞれ地方自治法第8条第1項及び第2項に規定するもの、「村」は「市」「町」以外のものをいう。「特別区」とは、地方自治法第281条に規定するものをいう。

個人情報保護条例に係る実態調査概要

調査項目

1. 個人情報の定義・範囲

- 個人識別符号、照合の容易性に関する規定、要配慮個人情報
- 個人情報ファイル、死者に関する情報の取扱い

2. 個人情報の取扱いに関する規律・運用実績

- 目的外利用及び外部提供に関する規定
- 利用目的の範囲内における個人情報の取扱い及び第三者提供に係る制限規定
- 自己情報の開示・訂正等ができる規定
- 「指定管理者」とされる民間事業者への条例の適用、二以上の団体による出資法人等に対する条例の適用
- 行個法には規定がない個情法並びの規定の有無及びその内容

3. 執行

- 実施機関全体を統括する責任者、部署ごとの責任者責任者の権能・機能に関する規定
- 審議会等への諮問、意見聴取、審議等の実施件数、審議会等の委員の選任に係る要件規定
- 個人情報の漏えい事故等があった場合の報告規定、報告義務を負う機関
- 条例等違反に対する地方公共団体職員への罰則適用件数、受託業者に対する罰則適用件数
- 民間事業者に課している規律の内容、苦情相談対応を行う機関

4. その他

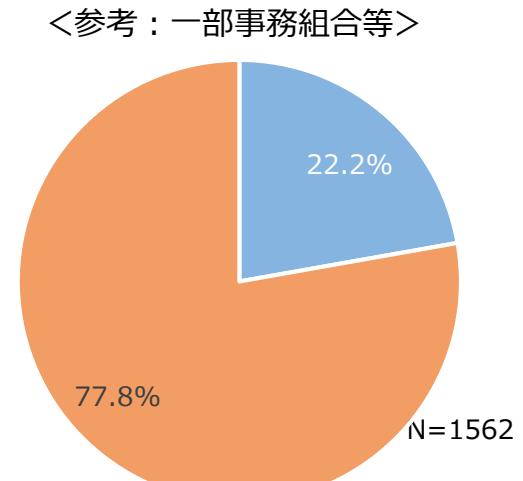
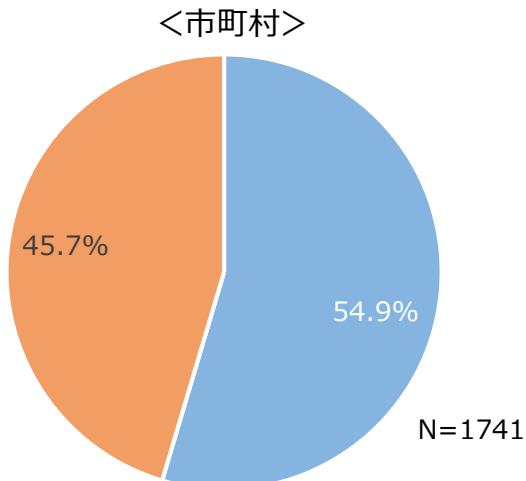
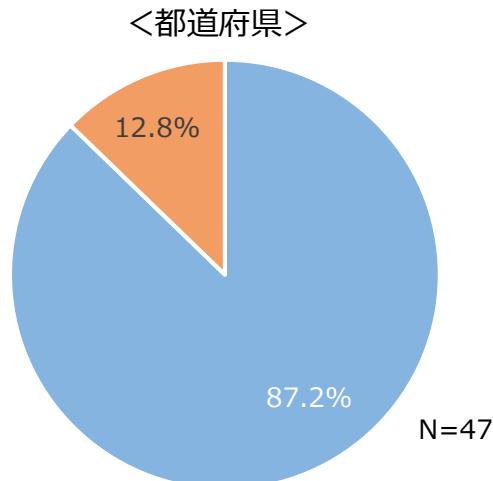
- 自治体間の連携施策の内容、その内訳
- 民間事業者からデータ利活用の目的で寄せられる相談・要望
- 個人情報の保護に関し、日頃から感じている課題、仮に統一的な規律が設けられた場合に考えられる課題

- I. 個人情報保護条例に係る実態調査について
- II. 調査結果 <全体>
- III. 調査結果 <都道府県>
- IV. 調査結果 <市町村>

1-1 個人識別符号の定義

- 都道府県においては80%以上の団体において、行政機関個人情報保護法第2条第3項と同様の規定があるとしているのに対し、市町村においては、54.9%となっている。

※ 「個人識別符号」とは、平成27年の個人情報保護法の改正を踏まえ、平成28年の行政機関個人情報保護法等の改正により、個人情報の範囲を明確化するために設けられた概念であり、それそのものから通常人をもって特定の人物と情報との間に同一性を認めるに至り得るものとして、行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定されているものをいう。



- 行個法第2条第3項と同様の規定がある
- 行個法第2条第3項と同様の規定がない

- 行個法第2条第3項と同様の規定がある
- 行個法第2条第3項と同様の規定がない

- 行個法第2条第3項と同様の規定がある
- 行個法第2条第3項と同様の規定がない

1-2 個人情報の定義における照合性

- ほとんどの都道府県において、照合の容易性を要件としていない。
- 市町村においては、照合の容易性を要件としている団体と、照合性について規定していない団体が、それぞれ約10%存在する。

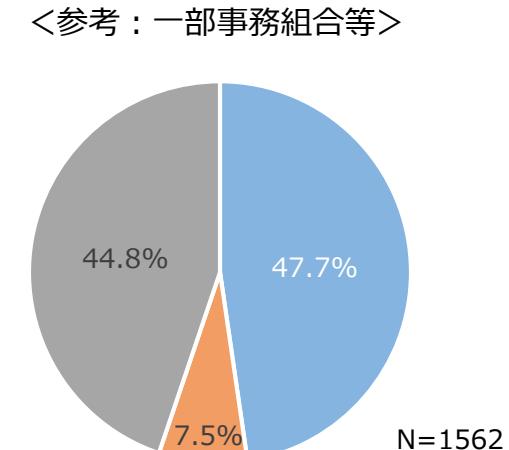
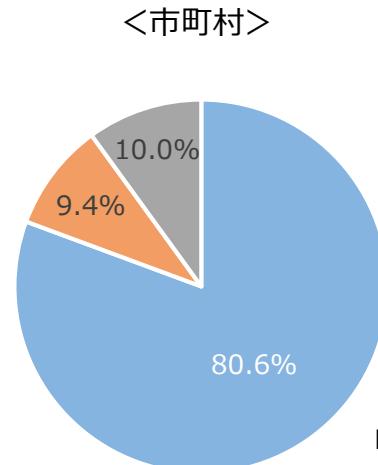
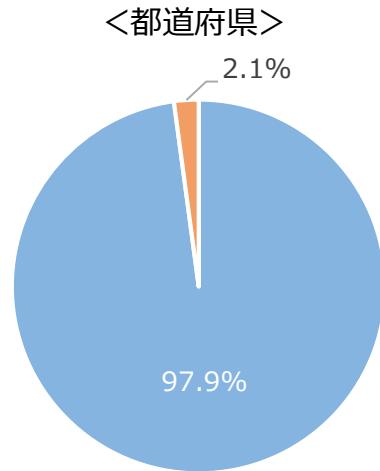
※ 個人情報の定義規定

【個人情報保護法第2条第1項】

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」又は「個人識別符号が含まれるもの」。

【行政機関個人情報保護法第2条第2項】

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」又は「個人識別符号が含まれるもの」。



- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報との照合による識別の概念を規定していない。

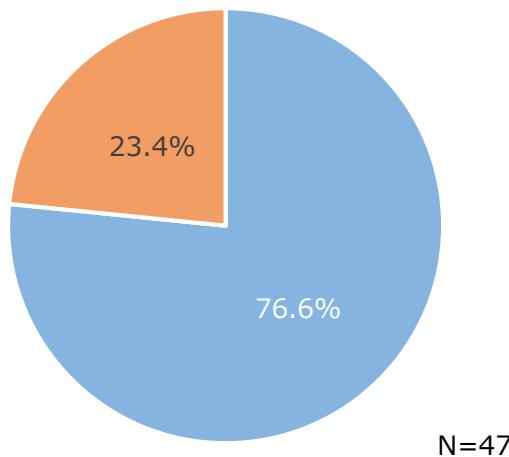
- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報との照合による識別の概念を規定していない。

1-3 要配慮個人情報に関する規定

- 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する「要配慮個人情報」について、76.6%の都道府県及び52.6%の市町村において、同様の規定があるとしている。

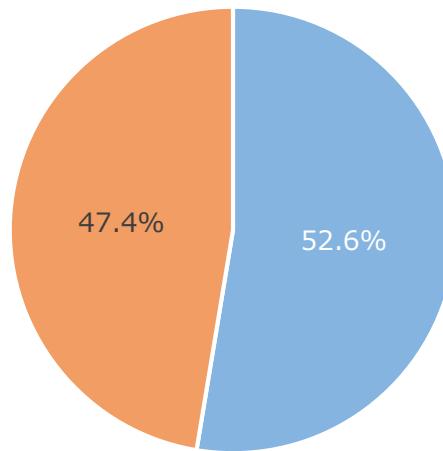
※ 「要配慮個人情報」とは、平成27年の個人情報保護法の改正を踏まえ、平成28年の行政機関個人情報保護法等の改正により、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」として行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定されているものをいう。

<都道府県>



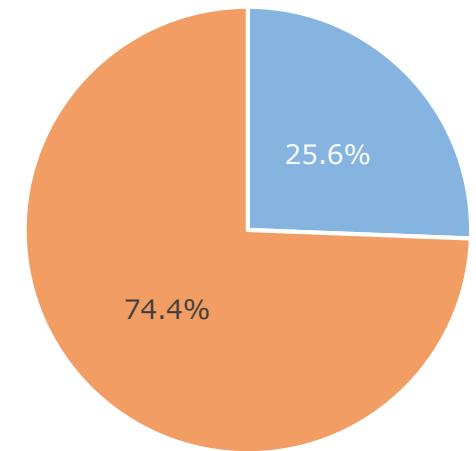
- 行個法第2条第4項と同様の規定がある
- 行個法第2条第4項と同様の規定がない

<市町村>



- 行個法第2条第4項と同様の規定がある
- 行個法第2条第4項と同様の規定がない

<参考：一部事務組合等>



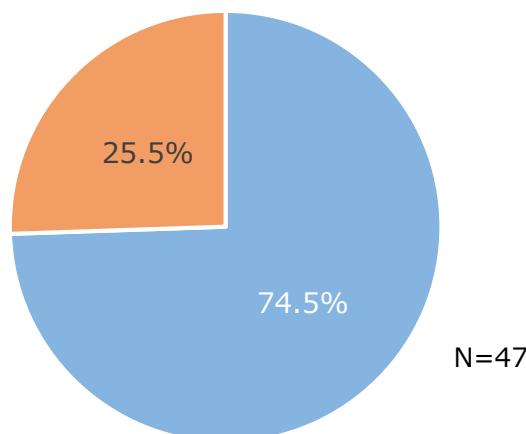
- 行個法第2条第4項と同様の規定がある
- 行個法第2条第4項と同様の規定がない

1-4 「要配慮個人情報」の定義規定

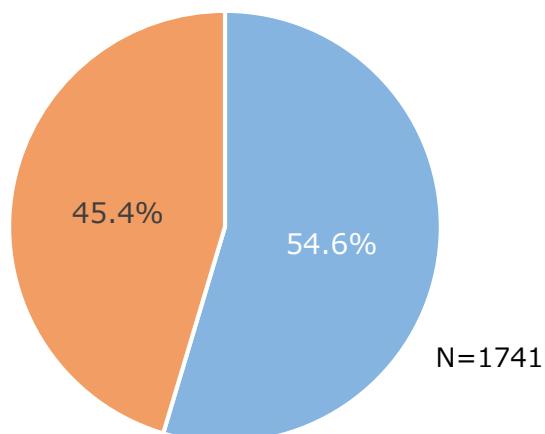
- センシティブ情報について、74.5%の都道府県が「要配慮個人情報」として規定している。
- 市町村においては、約半数が「要配慮個人情報」として規定している。

※ 「センシティブ情報」とは、要配慮個人情報と同義ではないものの、これに類する情報をいう。

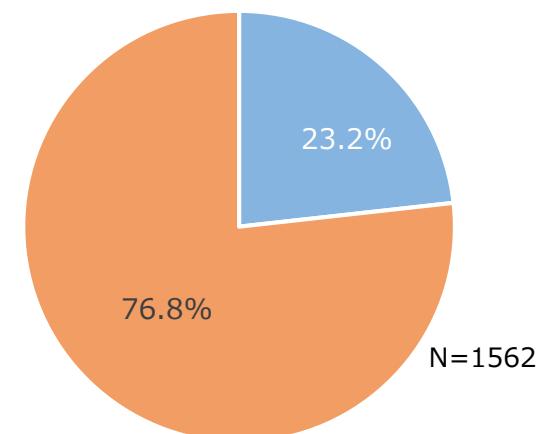
<都道府県>



<市町村>



<参考：一部事務組合等>



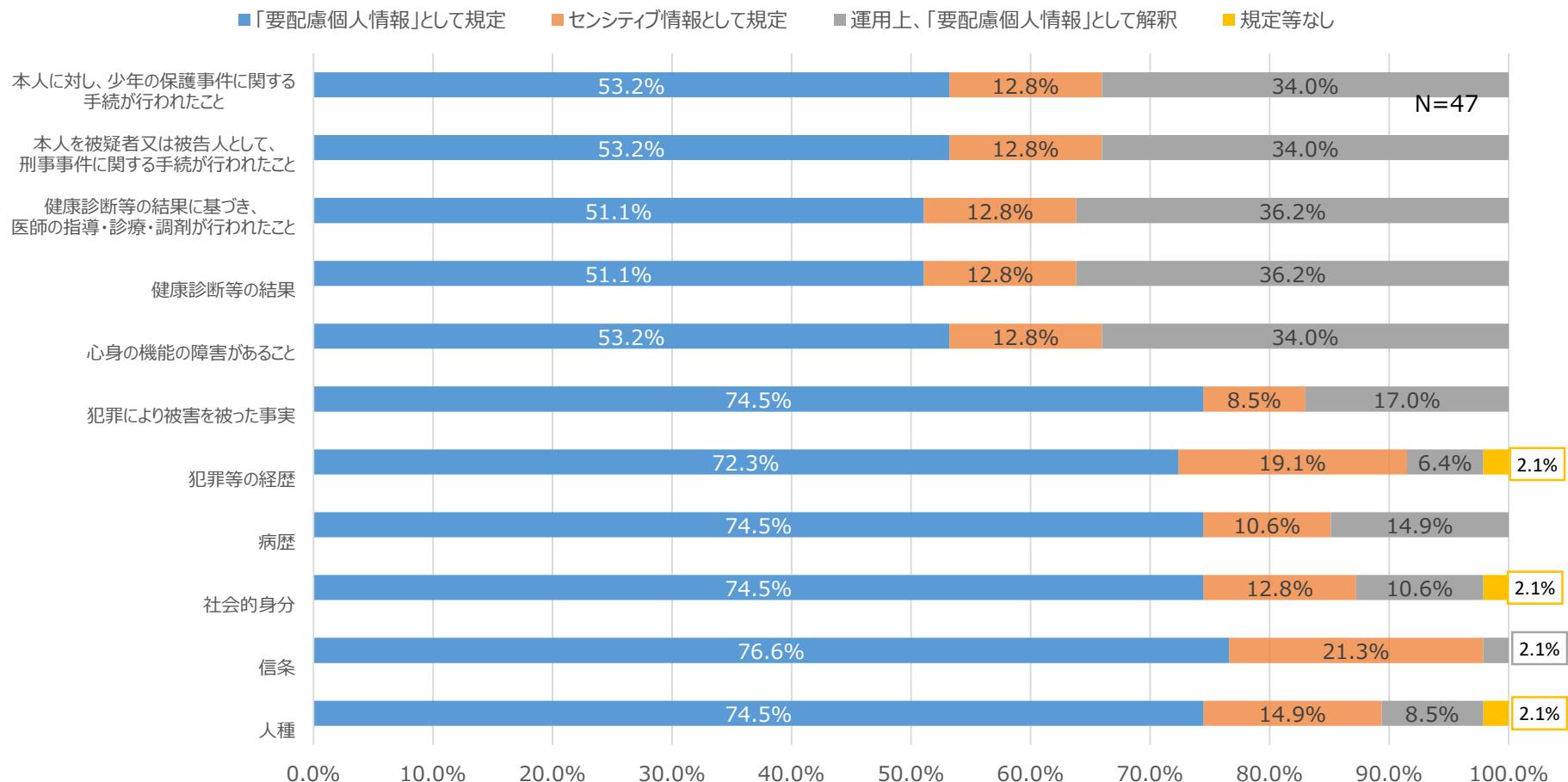
- 「要配慮個人情報」として規定している
- 「要配慮個人情報」として規定していない

- 「要配慮個人情報」として規定している
- 「要配慮個人情報」として規定していない

- 「要配慮個人情報」として規定している
- 「要配慮個人情報」として規定していない

1-5 要配慮個人情報の具体的な内容 <都道府県>

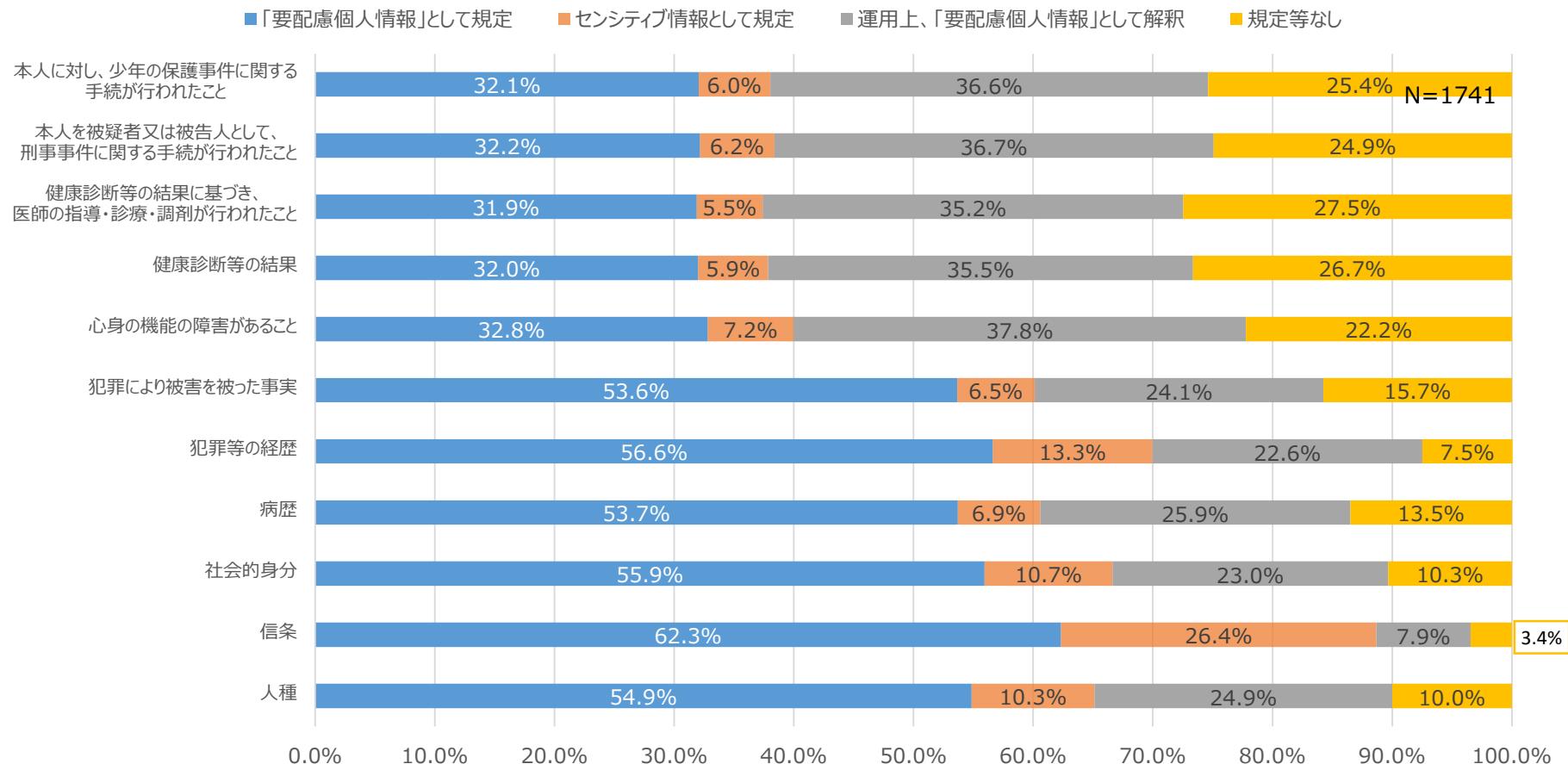
- 「人種」、「信条」、「社会的身分」、「病歴」、「犯罪等の経歴」、「犯罪により被害を被った事実」については、70%以上の都道府県において「要配慮個人情報」として規定している。
- 上記以外の情報については、運用上センシティブ情報として取り扱っている都道府県が30%以上存在する。



※ その他：12.6%（思想、信教、本籍、生活保護の受給、成年被後見人、被保佐人、被補助人、社会的差別の原因となるおそれのあるもの 等）

1-5 要配慮個人情報の具体的内容 <市町村>

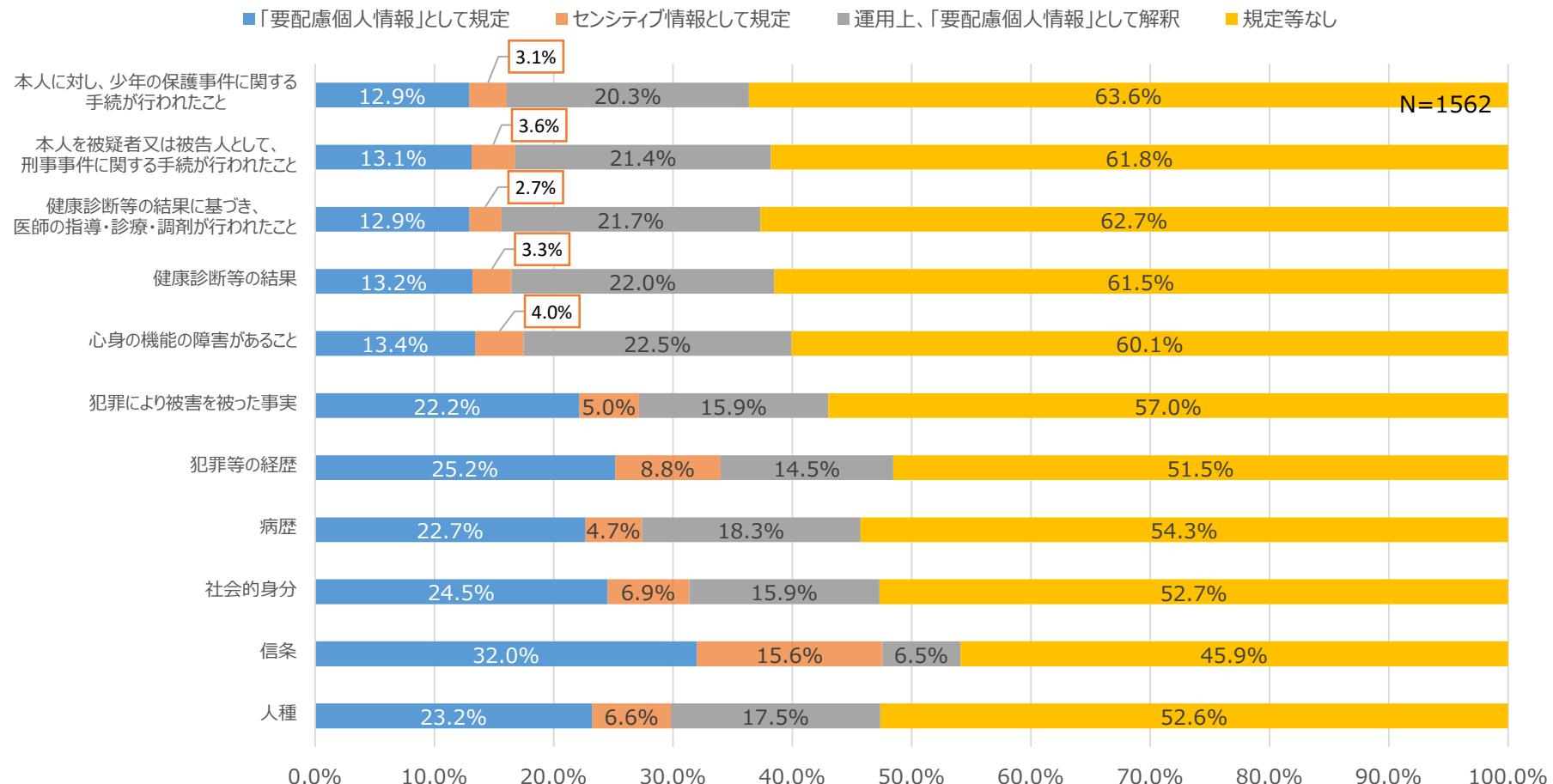
- 「人種」、「信条」、「社会的身分」、「病歴」、「犯罪等の経歴」、「犯罪により被害を被った事実」については、規定等なく運用上もセンシティブ情報として取り扱っていないとする市町村が一定数存在する。
- 上記以外の情報については、 20%以上の市町村において、規定等なく運用上もセンシティブ情報として取り扱っていないとしている。



※ その他：14.1%（思想、信教、支持政党、民族、LGBTに関する事項、遺伝子に関する情報、生活保護の受給、成年被後見人、被保佐人、被補助人、不当な差別・偏見その他の不利益が生じないようその取扱いに特に配慮を要するもの、一定の地域の出身である事実、社会的差別の原因となるおそれのあるもの 等）

(参考) 1-5 要配慮個人情報の具体的内容 <一部事務組合等>

- 「要配慮個人情報」として規定している一部事務組合等の割合が最も高いのは「信条」であり、センシティブ情報として特に規定している一部事務組合等の割合も最も高くなっている。

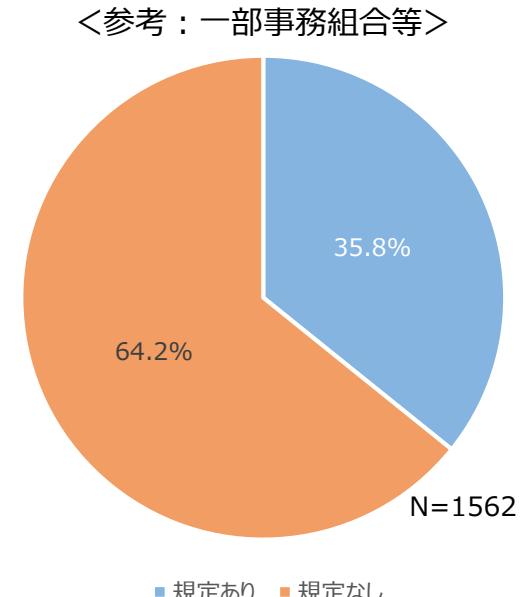
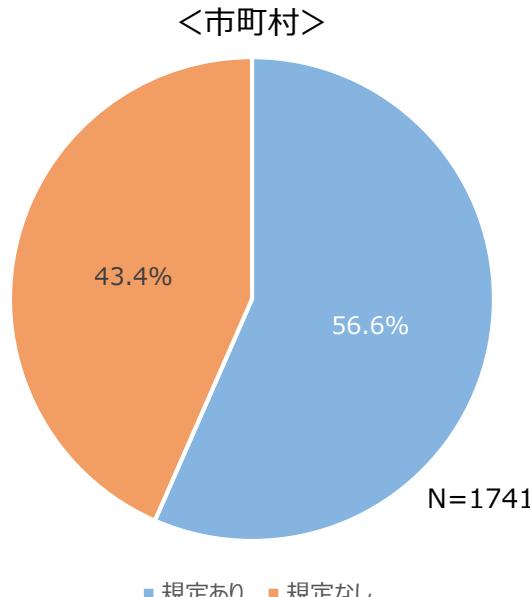
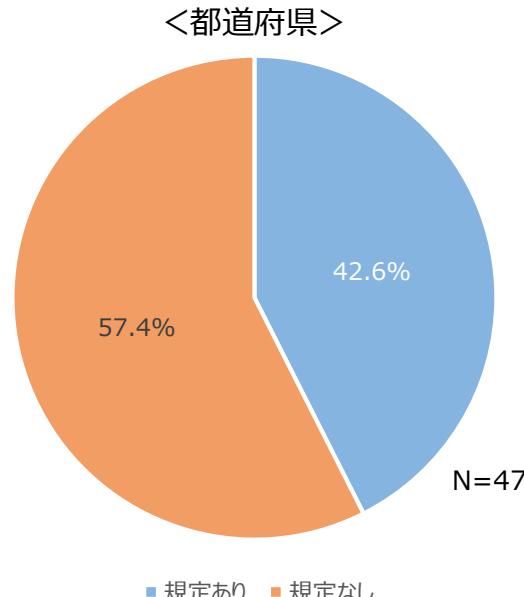


1-6 個人情報ファイルの規定

- 「個人情報ファイル」について、半数以上の都道府県が規定していないのに対し、市町村においては半数以上が「個人情報ファイル」について規定している。
- なお、総務省調査において、「個人情報の保有状況を記録した帳簿等」については、すべての都道府県及び95.2%の市町村が、「個人情報ファイル簿」については、8.5%の都道府県及び30.7%の市町村が、作成規定を設けていると回答している。

※ 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものや、特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものをいう。
(行政機関個人情報保護法第2条第6項)

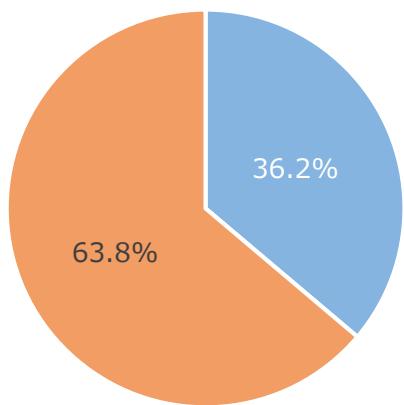
※ 「個人情報ファイル簿」とは、各団体における個人情報の保有状況を公表すること又は個人情報の本人が非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルを知り、事業者が円滑に提案のための準備作業等ができる目的として、個人情報を含む情報の集合物を単位として作成する帳簿等であって、それぞれの情報の集合物の利用目的、記録項目、記録範囲、収集方法等について記載したものという。(行政機関個人情報保護法第11条)



1-7 死者に関する情報の取扱い

- 都道府県及び市町村においては、半数以上の団体が「死者に関する情報」についても規律の対象としている。

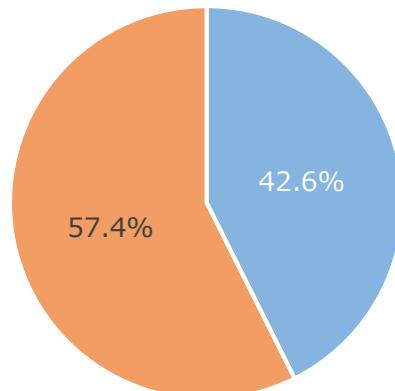
<都道府県>



■ 生者に関する情報のみ対象
■ 死者に関する情報も対象

N=47

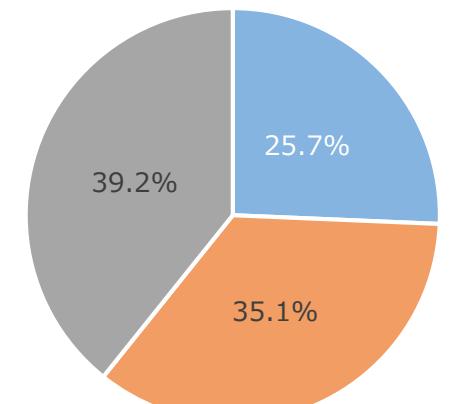
<市町村>



■ 生者に関する情報のみ対象
■ 死者に関する情報も対象

N=1741

<参考：一部事務組合等>



■ 生者に関する情報のみ対象
■ 死者に関する情報も対象
■ 規定なし

N=1562

2-1 目的外利用又は外部提供に関する規制

- 都道府県及び市町村においては、すべての団体で「法令に基づく場合」には、団体内部での利用・収集目的以外の目的のための個人情報の利用及び外部への提供ができるとしている。
- 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する」場合に、団体内部での利用・収集目的以外の目的のための個人情報の利用及び外部への提供ができるとしている団体の割合は、都道府県においては72.3%と比較的高い。

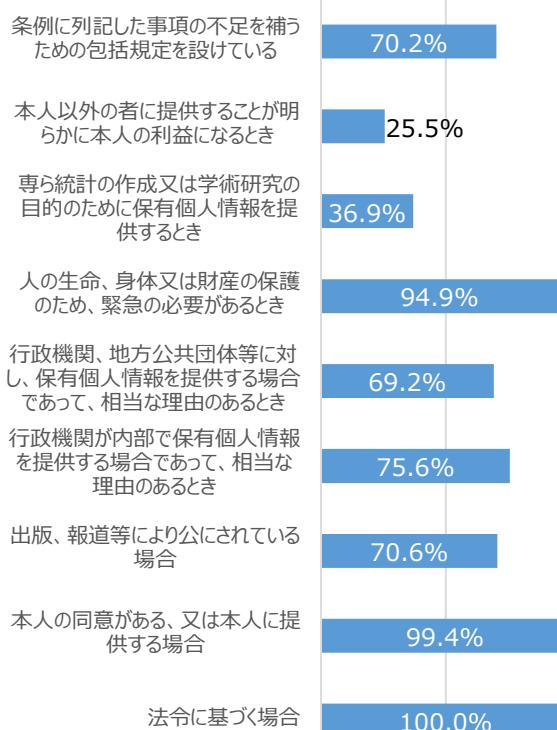
<都道府県>

N=47



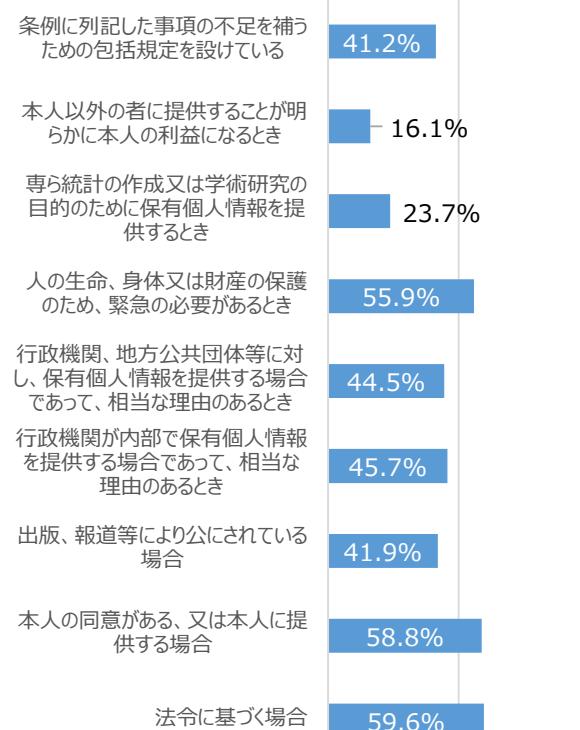
<市町村>

N=1741



<参考：一部事務組合等>

N=1562



0.0% 50.0% 100.0%

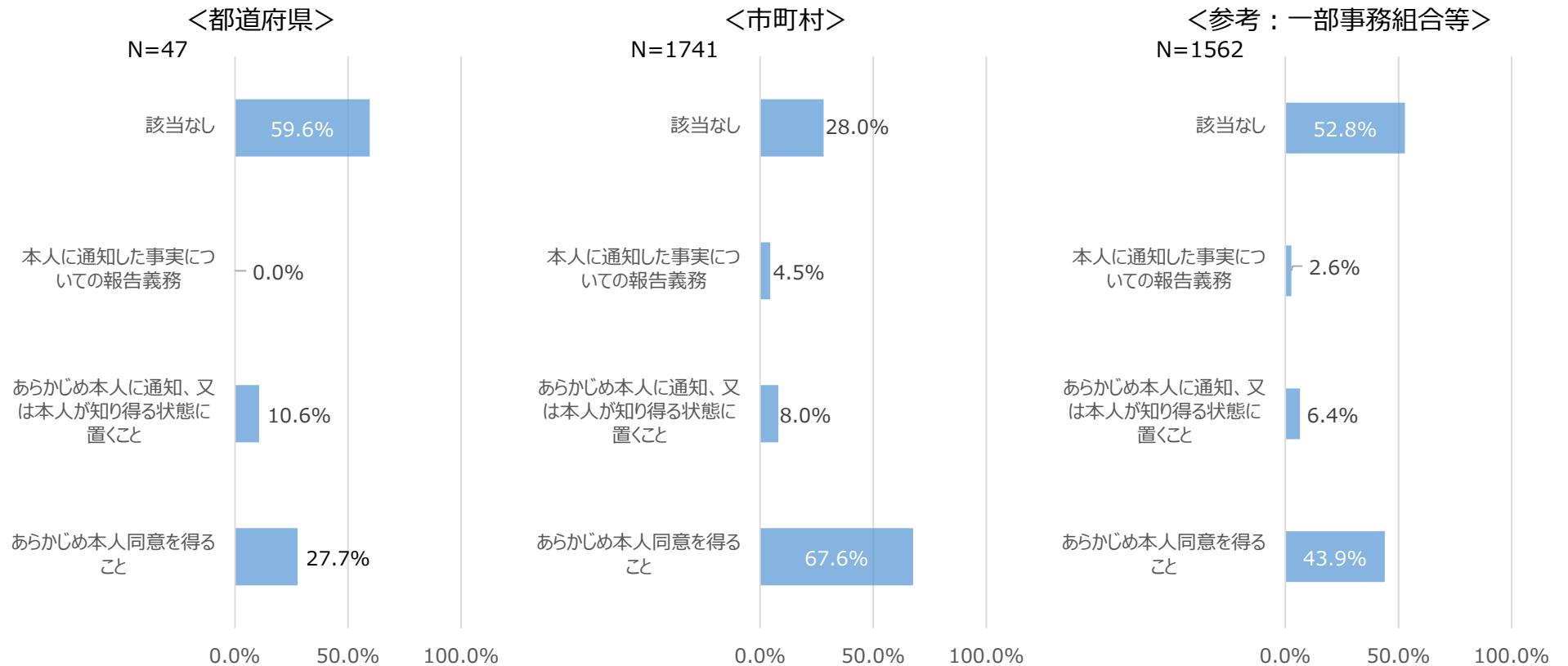
0.0% 50.0% 100.0%

0.0% 50.0% 100.0%

2-2 目的の範囲内の利用に関する規制

- 都道府県においては27.7%、市町村においては67.6%があらかじめ本人の同意を得ることを義務付けている。

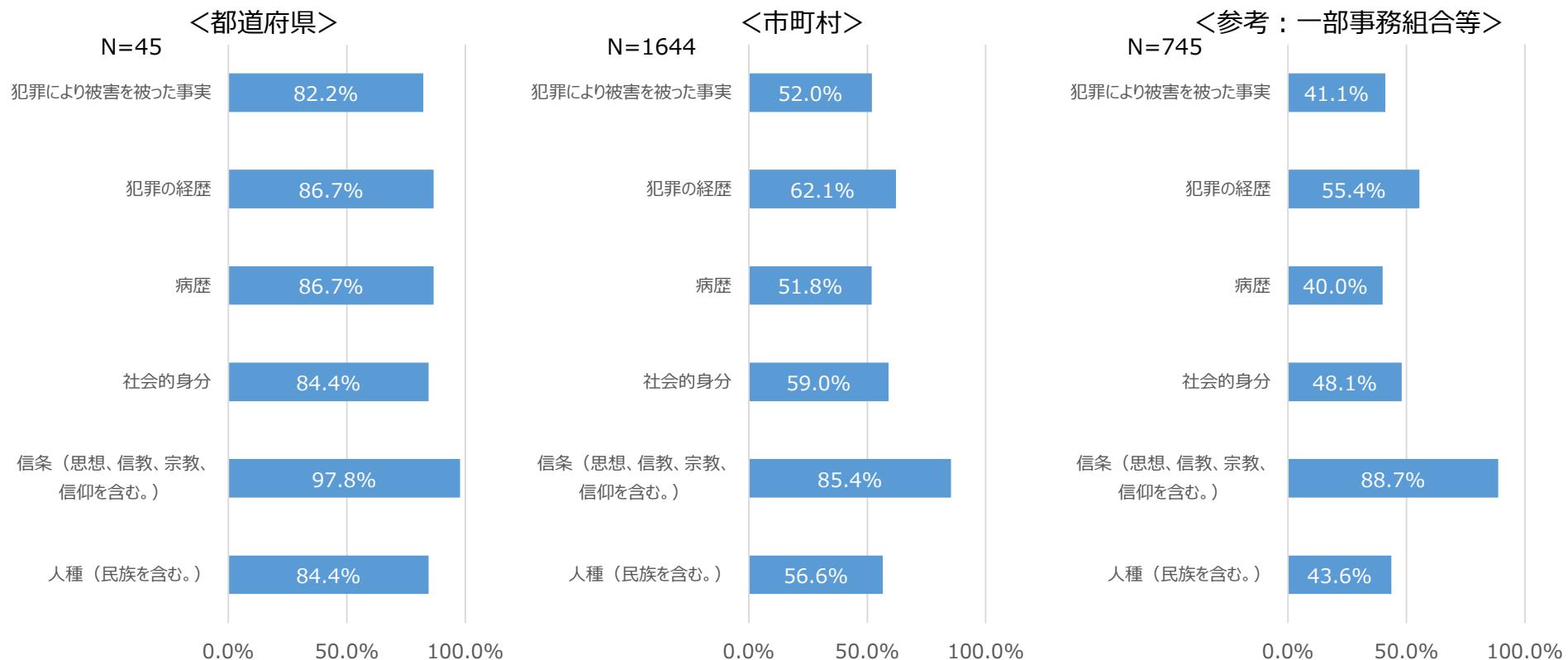
※ 行政機関個人情報保護法等においては、利用・収集目的の範囲内における個人情報の取扱い及び外部提供について、個人情報の保有について 利用目的の特定義務や直接取得時の利用目的明示義務はあるものの、本人同意の取得や本人への通知等を義務付けてはいない。



2-3 センシティブ情報の取扱いに関する制限規定

- 一定の情報について収集・記録規制を設けている団体は、都道府県においては95.7%、市町村においては94.4%と高い割合となっている。
- 8割以上の都道府県及び半数以上の市町村においては、いずれの情報についても収集・記録規制を設けている。

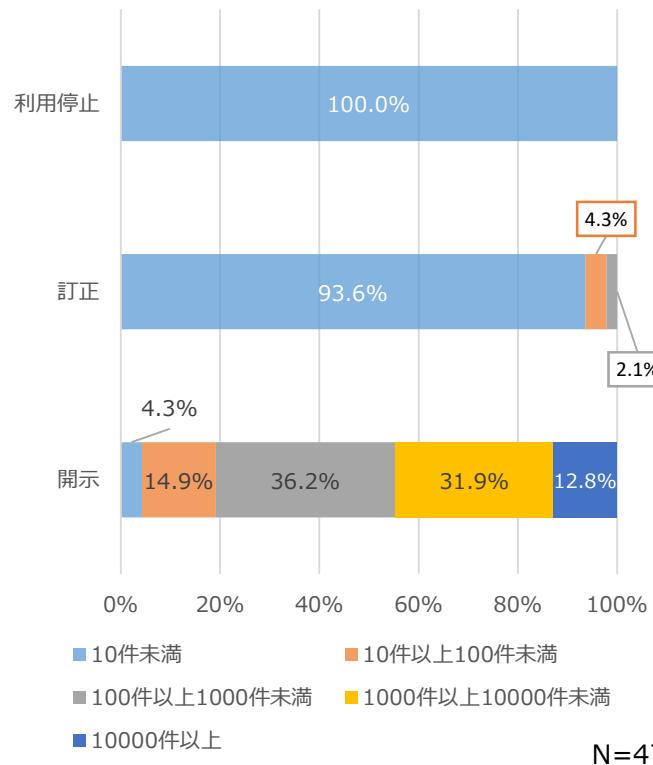
※ 行政機関個人情報保護法等においては、要配慮個人情報として定義しているセンシティブ情報について、個人情報ファイル簿に当該情報の有無について記載する義務を設けているものの、収集・記録について特段の制限は設けていない。



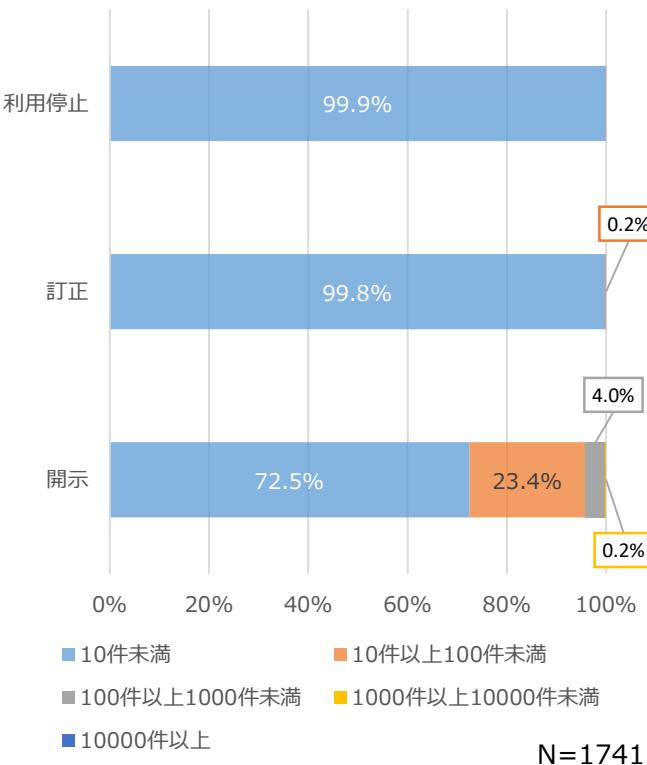
2-4 自己情報の開示・訂正等の請求が行われた件数

- 自己情報の開示・訂正等の請求規定について、都道府県においては、開示・訂正・利用停止についてすべての団体において請求規定を設けている。
- 他方、市町村においては、開示・訂正の請求規定についてはすべての団体において設けているが、利用停止の請求規定について設けている団体は97.1%となっている。
- 開示の請求件数については、都道府県においては、100件以上1000件未満の割合が36.2%と高いのに対し、市町村においては、10件未満の割合が72.5%と高くなっている。

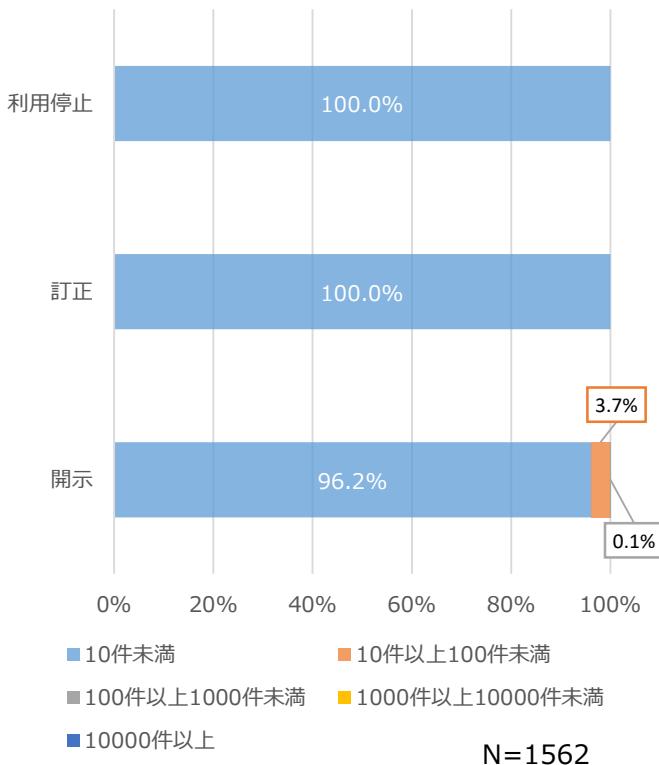
<都道府県>



<市町村>



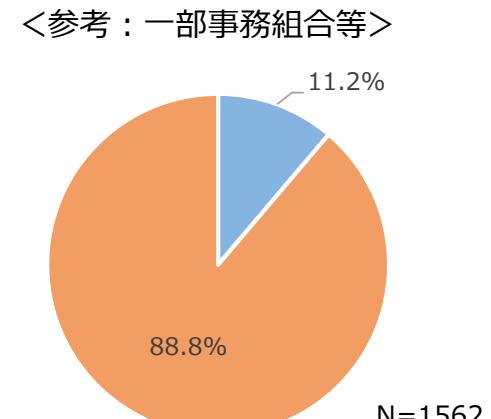
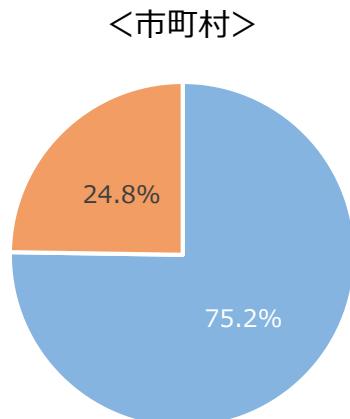
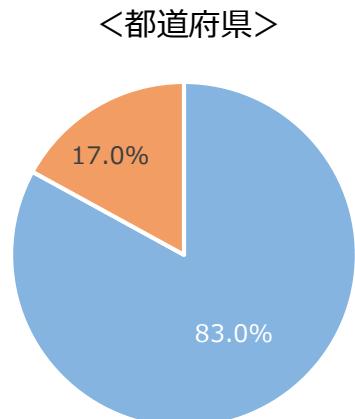
<参考：一部事務組合等>



2-5 民間事業者を「指定管理者」に指定している団体

- 83.0%の都道府県及び75.2%の市町村において、民間事業者を「指定管理者」に指定している。

※ 「指定管理者」とは、公の施設の目的を効果的に達成するため必要がある場合に、条例で定めるところにより、公の施設の管理を行わせることができるとしている法人その他の団体をいう。（地方自治法第244条の2第3項及び第4項）



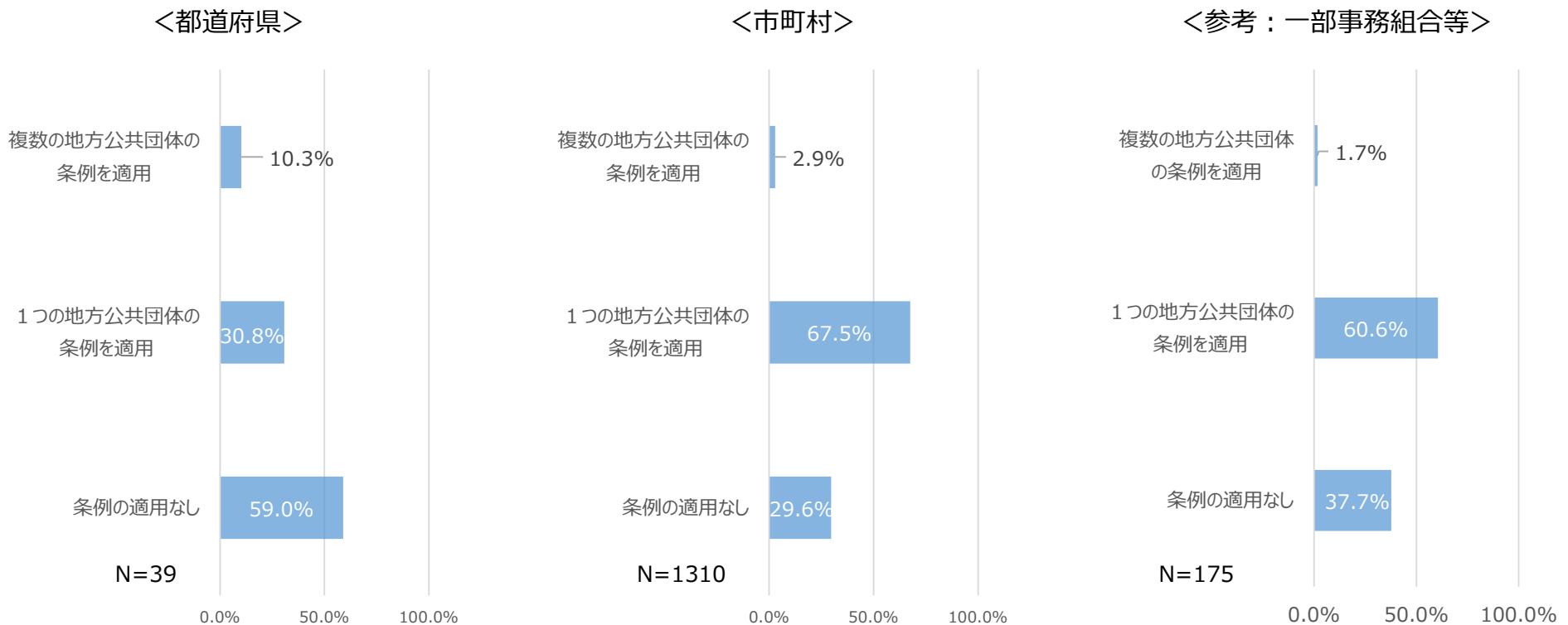
- 民間事業者を指定している
- 民間事業者を指定していない

- 民間事業者を指定している
- 民間事業者を指定していない

- 民間事業者を指定している
- 民間事業者を指定していない

2-5 「指定管理者」に対する条例の適用関係

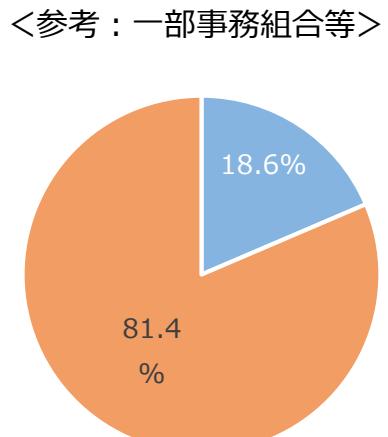
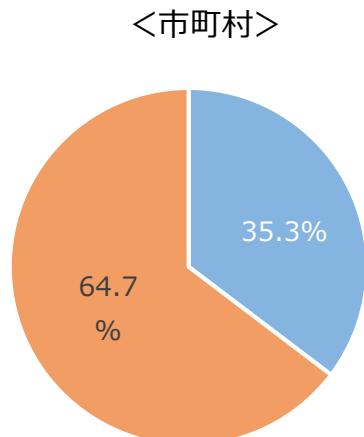
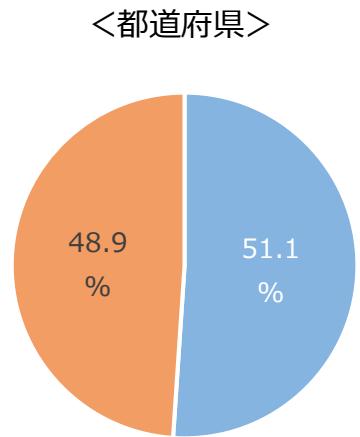
- 民間事業者を「指定管理者」に指定している指定管理者に対する条例の適用関係については、都道府県においては「条例の適用なし」と回答した割合が最も高い。
- 市町村においては「1つの地方公共団体の条例を適用する」と回答した割合が最も高い。



2-6 二以上の地方公共団体により設立された法人の設立団体

20

- 約半数の都道府県が「二以上の地方公共団体により設立された法人の設立団体」である。
- 他方、64.7%の市町村は「二以上の地方公共団体により設立された法人の設立団体」でないと回答している。



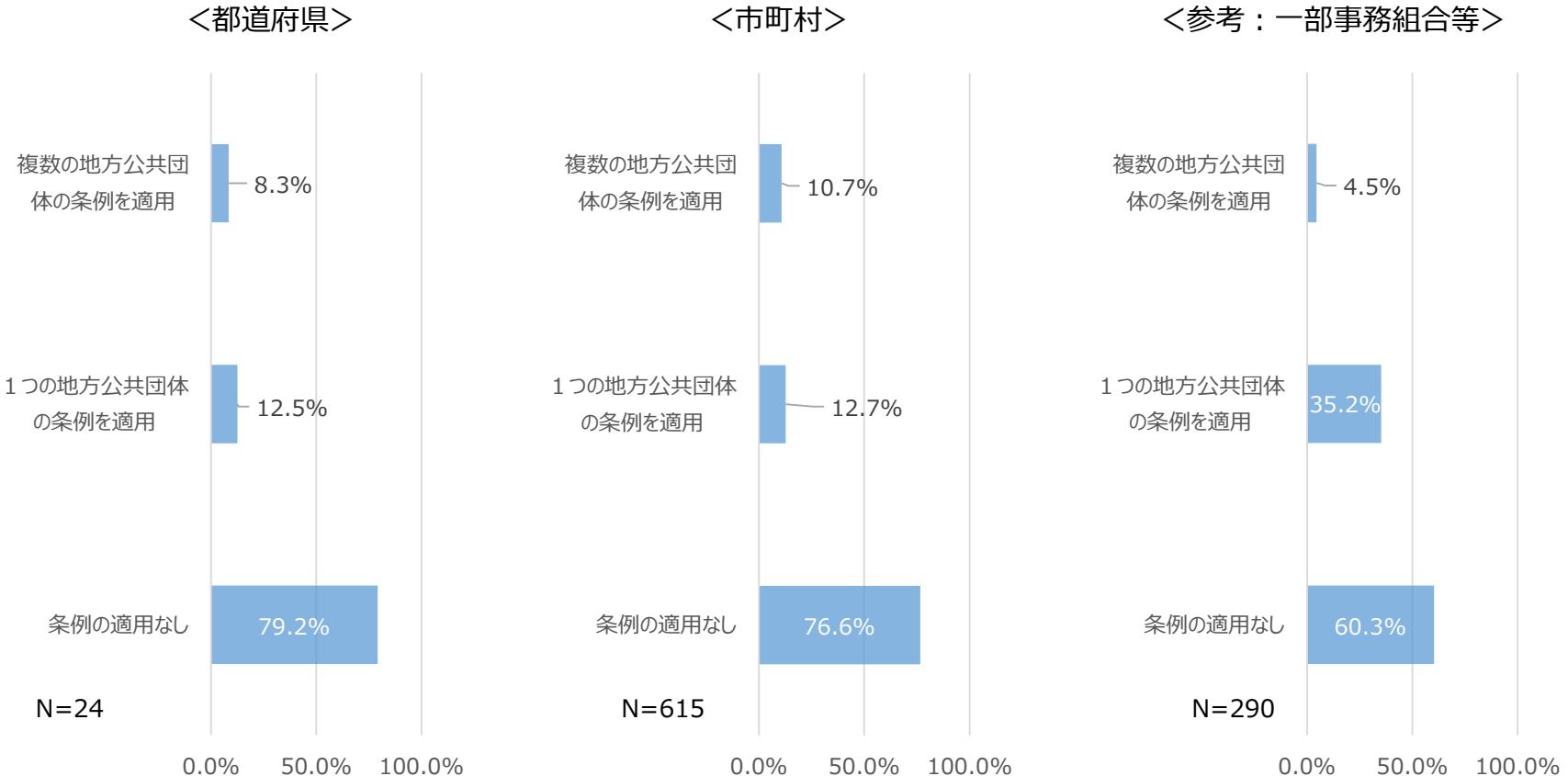
■ 設立団体である
■ 設立団体でない

■ 設立団体である
■ 設立団体でない

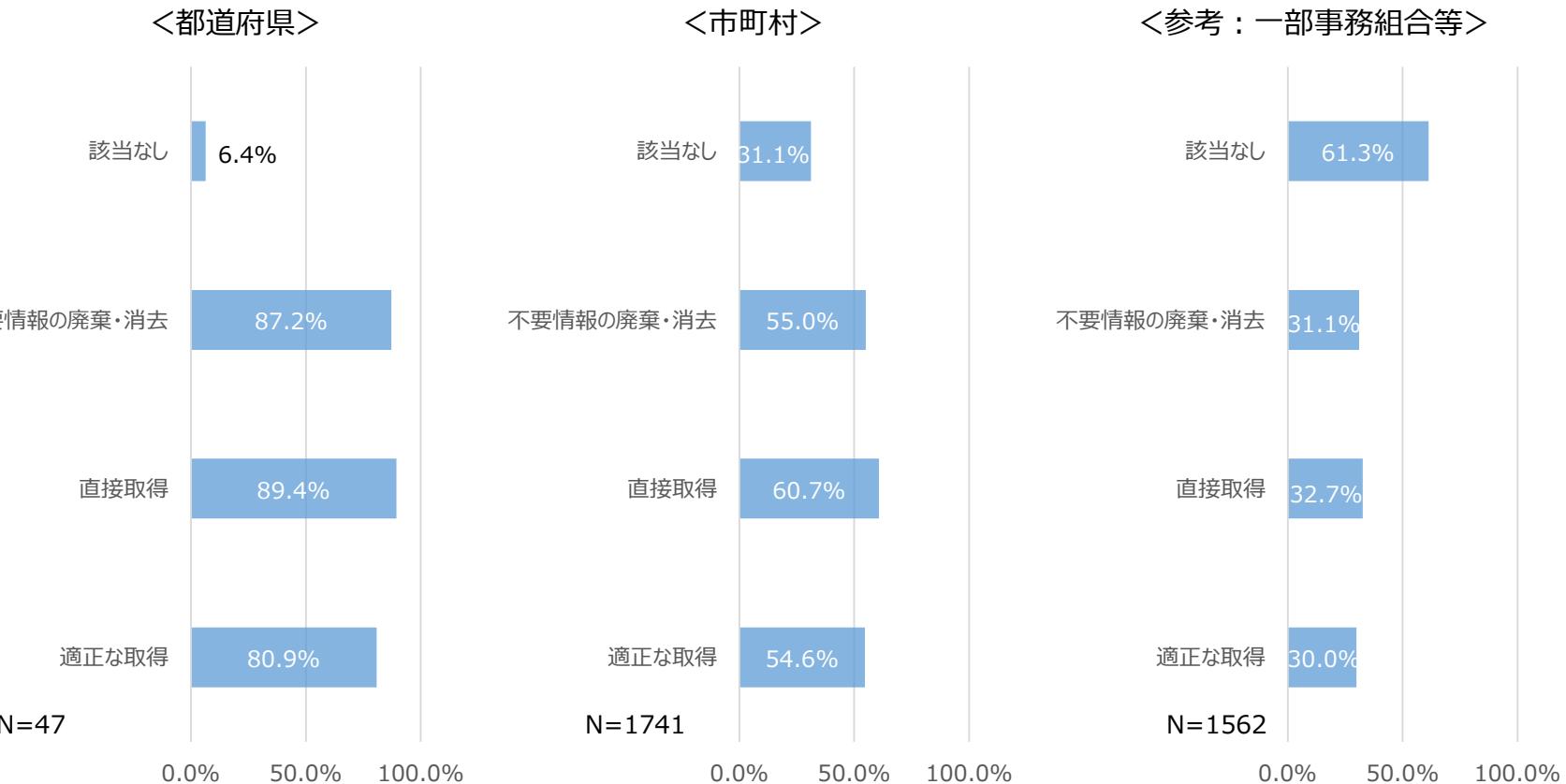
■ 設立団体である
■ 設立団体でない

2-6 二以上の地方公共団体により設立された法人に対する条例の適用関係

- 二以上の地方公共団体により設立された法人の設立団体において、当該設立した法人に対する条例の適用関係について、「条例の適用なし」と回答した割合がいずれの地方公共団体においても最も高くなっている。

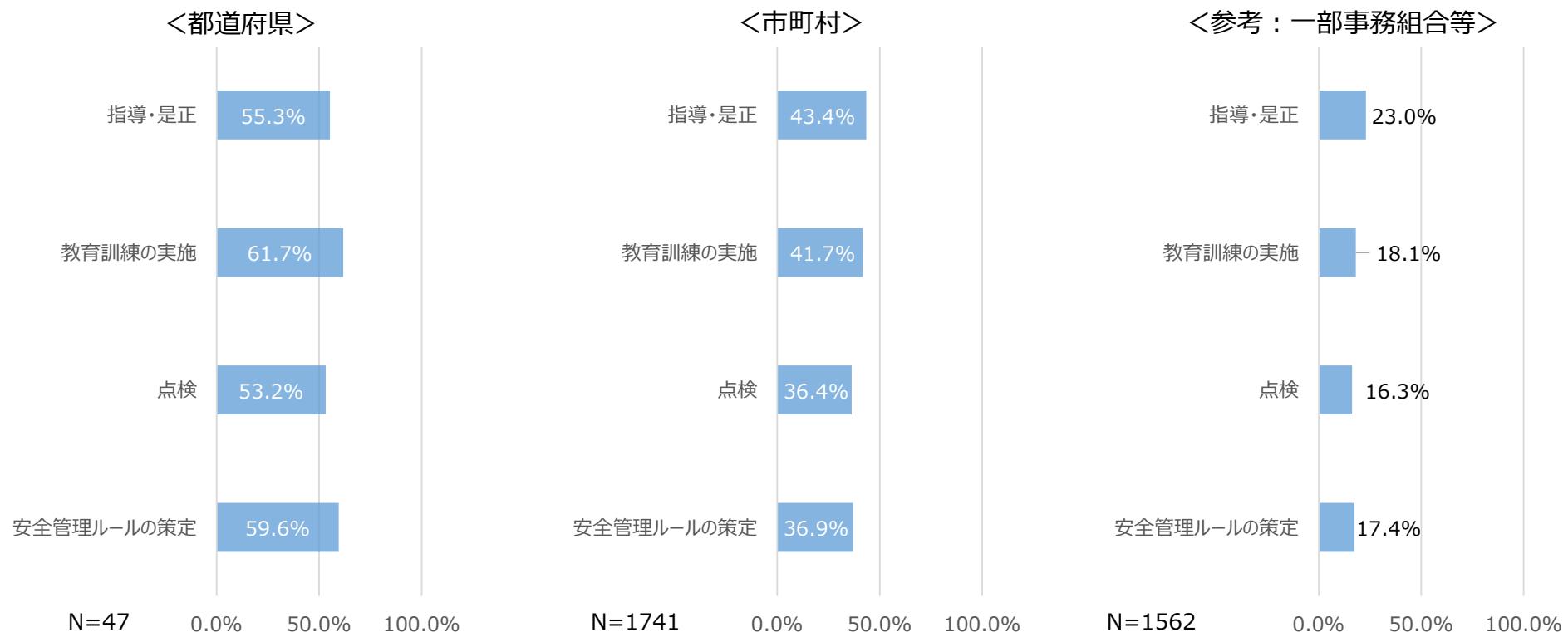


- 80%以上の都道府県及び半数以上の市町村において、行政機関個人情報保護法には規定のない個人情報保護法並びの規定が設けられている。



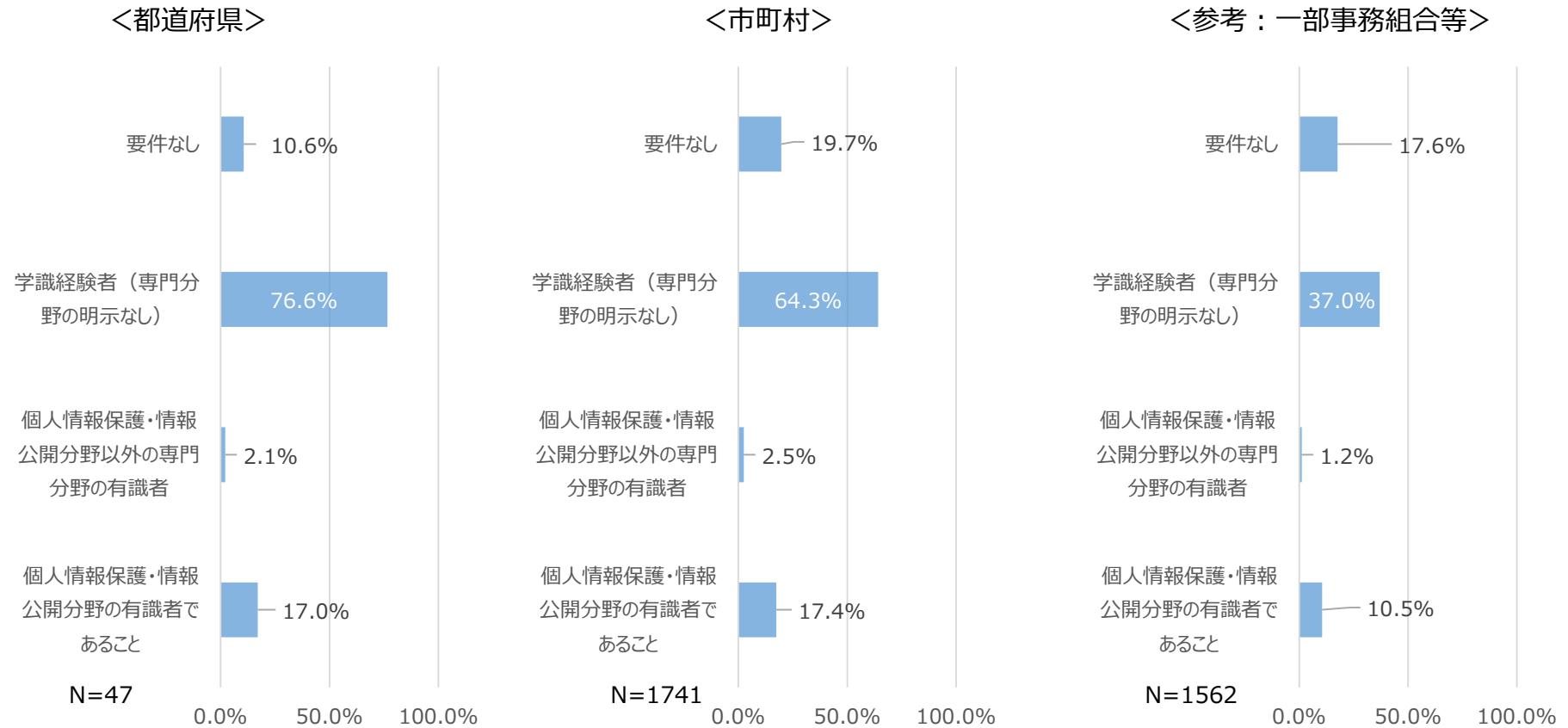
3-1 組織内の責任者が有する権能

- 組織全体の責任者の指定について規定している団体の割合は、都道府県においては40.4%、市町村においては59.0%となっている。
- 各部署の責任者の指定について規定している団体の割合は、都道府県においては63.8%、市町村においては68.9%となっている。
- 責任者の権能について、都道府県においては「教育訓練の実施」としている割合が最も高く、市町村においては「指導・是正」としている割合が最も高い。



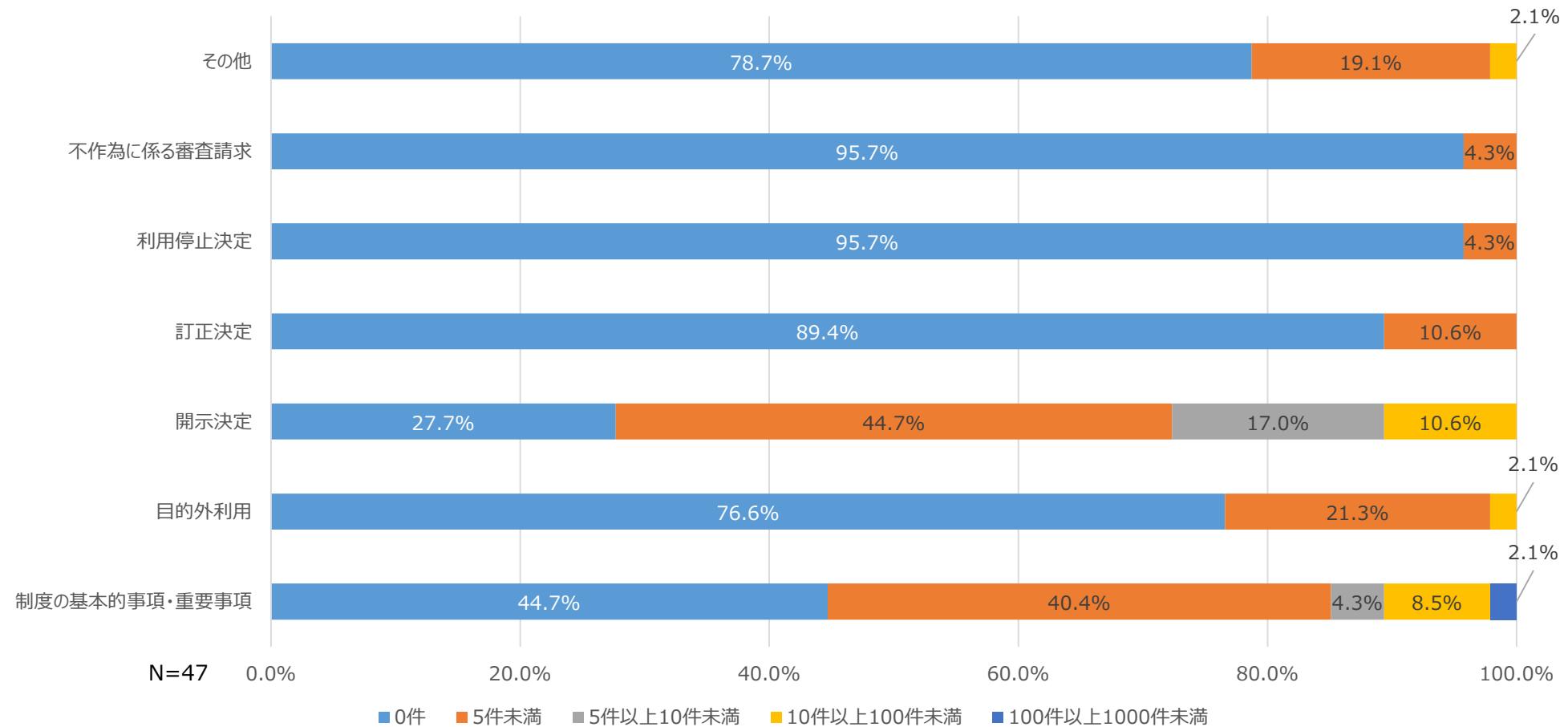
3-2 審査会等の委員の選任要件

- 審査会等の委員の選任要件について、いずれの地方公共団体においても「専門分野の明示のない、学識経験者」と回答している割合が最も高い。
- 都道府県においては、「要件なし」としている割合よりも「個人情報保護・情報公開分野の有識者であること」を要件としている割合が高いのに対し、市町村においては「要件なし」としている割合の方が高い。



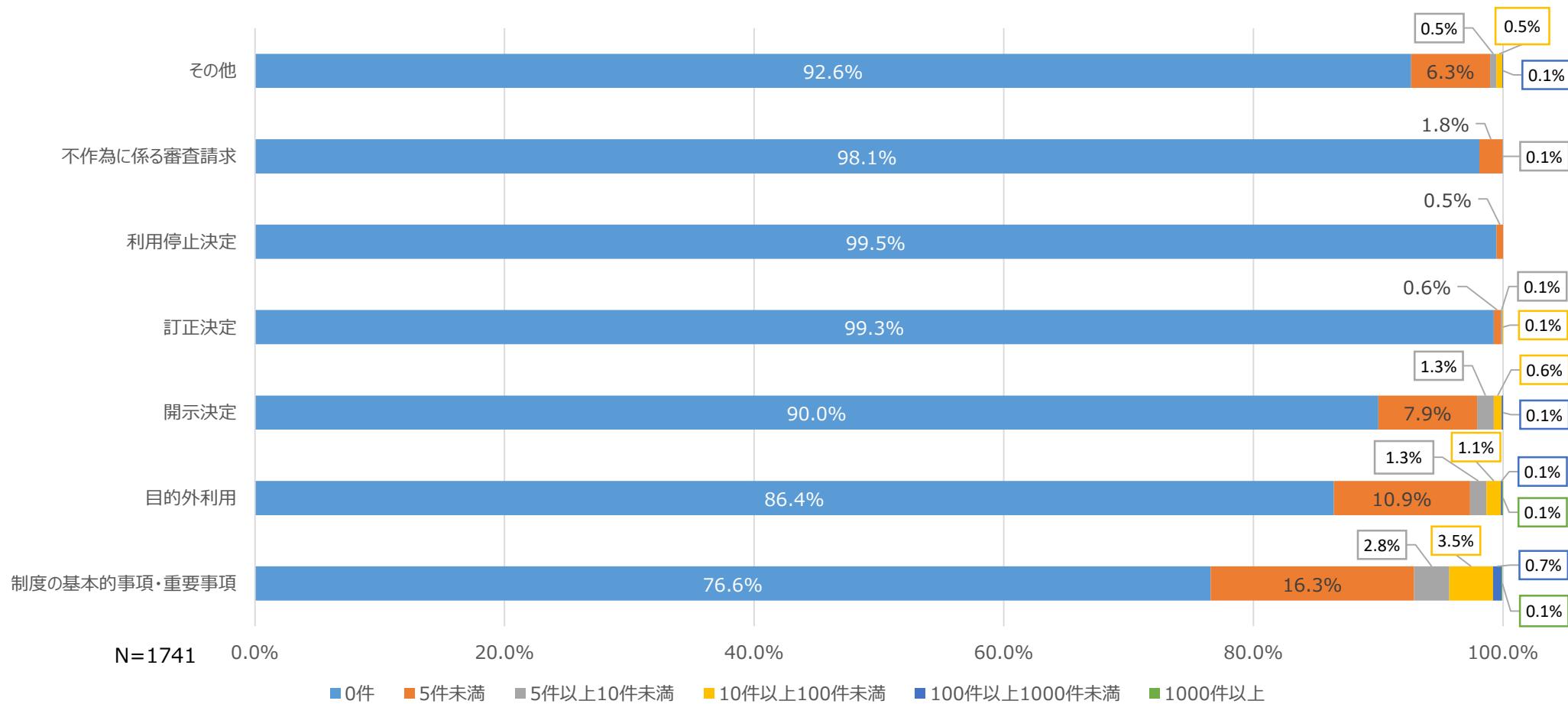
3-2 審査会等での諮詢・審議等の内容・件数＜都道府県＞

- 「個人情報保護制度に関する基本的事項・重要事項」や「開示決定」についての諮詢・審議等は多くの都道府県において一定数行われている。
- 他方、「利用停止決定」、「訂正決定」及び「不作為に係る審査請求」については、ほとんどの都道府県において諮詢・審議等は行われていない。

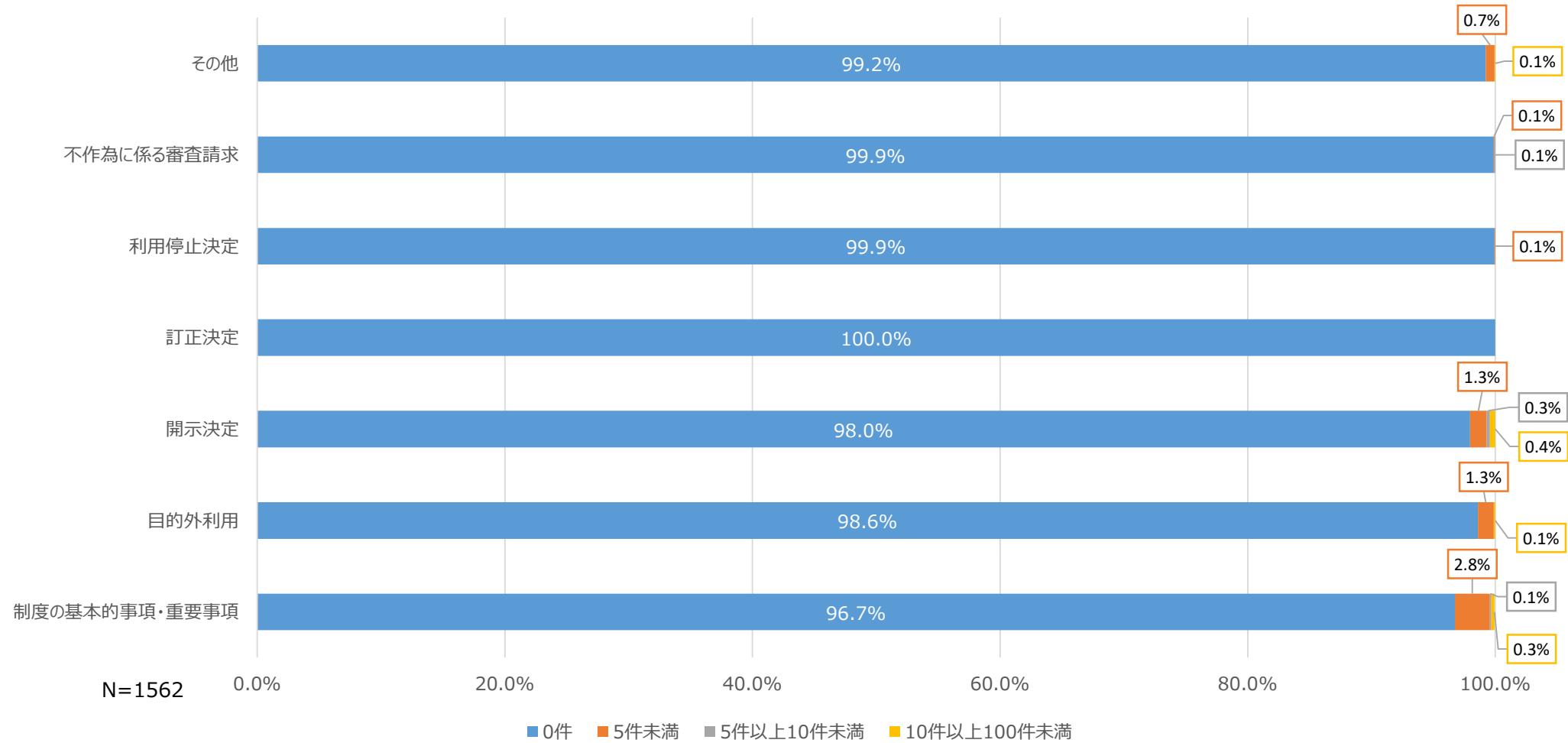


3-2 審査会等での諮詢・審議等の内容・件数 <市町村>

- 7割以上の市町村において、諮詢・審議等の件数は0件となっている。
- 「個人情報保護制度に関する基本的事項・重要事項」や「目的外利用」については、諮詢・審議等を行っている市町村の割合が比較的高くなっている。



- 訒問・審議等を行っている一部事務組合等の割合が最も高いのは、「個人情報保護制度に関する基本的事項・重要事項」である。

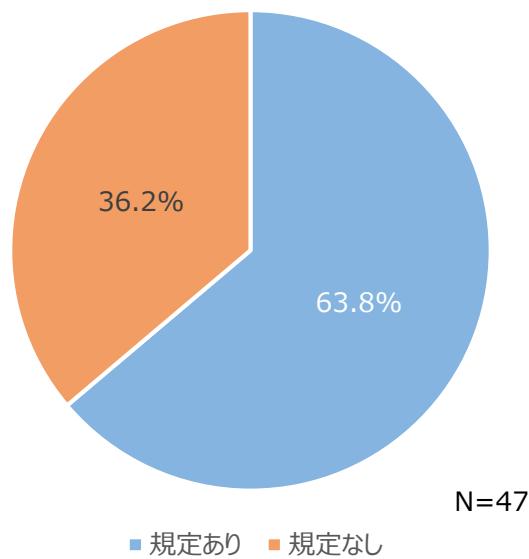


3-3 漏えい等の報告義務規定の有無

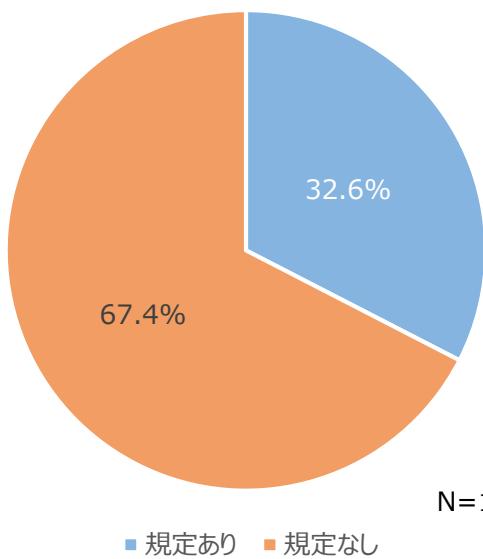
- 半数以上の都道府県が、条例等において漏えい等の報告義務規定を設けていると回答している。
- 他方、市町村においては、条例等において漏えい等の報告義務規定を設けていない割合が高くなっている。

参考：条例における規定とは別途、多くの地方公共団体において、個人情報の漏えいも含めた情報セキュリティインシデントの報告について、緊急時対応計画が作られている。（整備割合：都道府県100%、市区町村69.6%（「地方自治管理概要（令和元年度）」より引用））

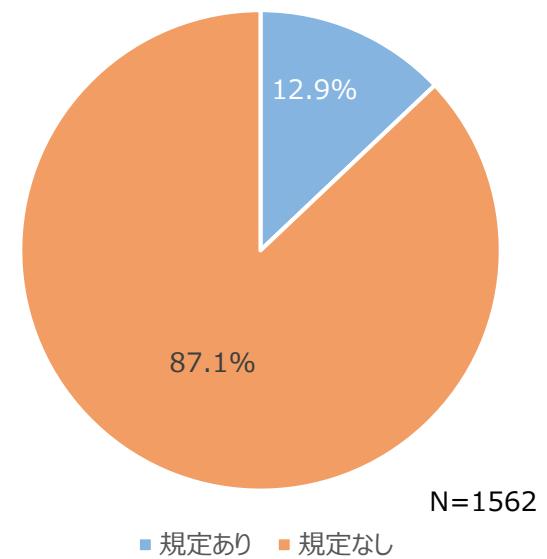
<都道府県>



<市町村>

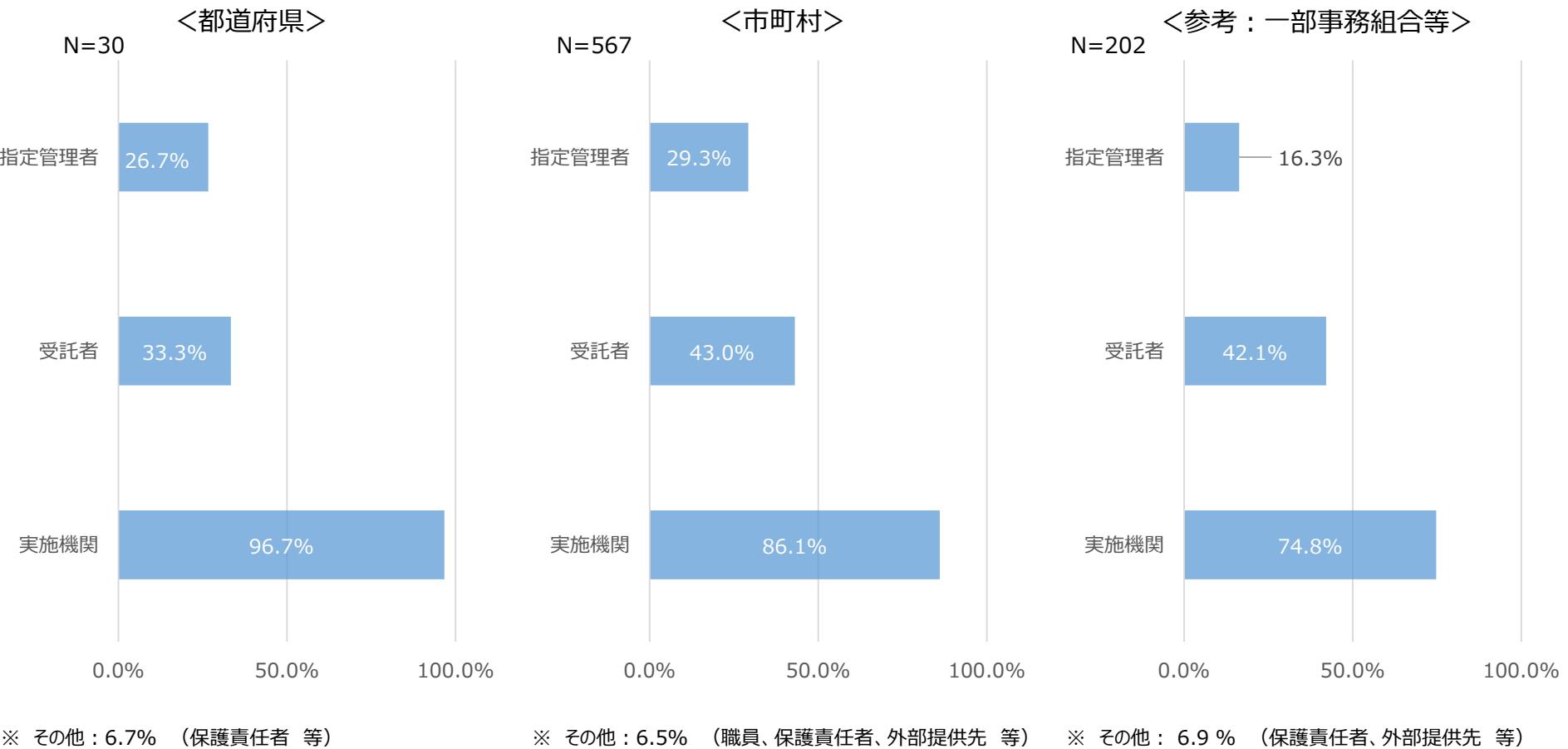


<参考：一部事務組合等>



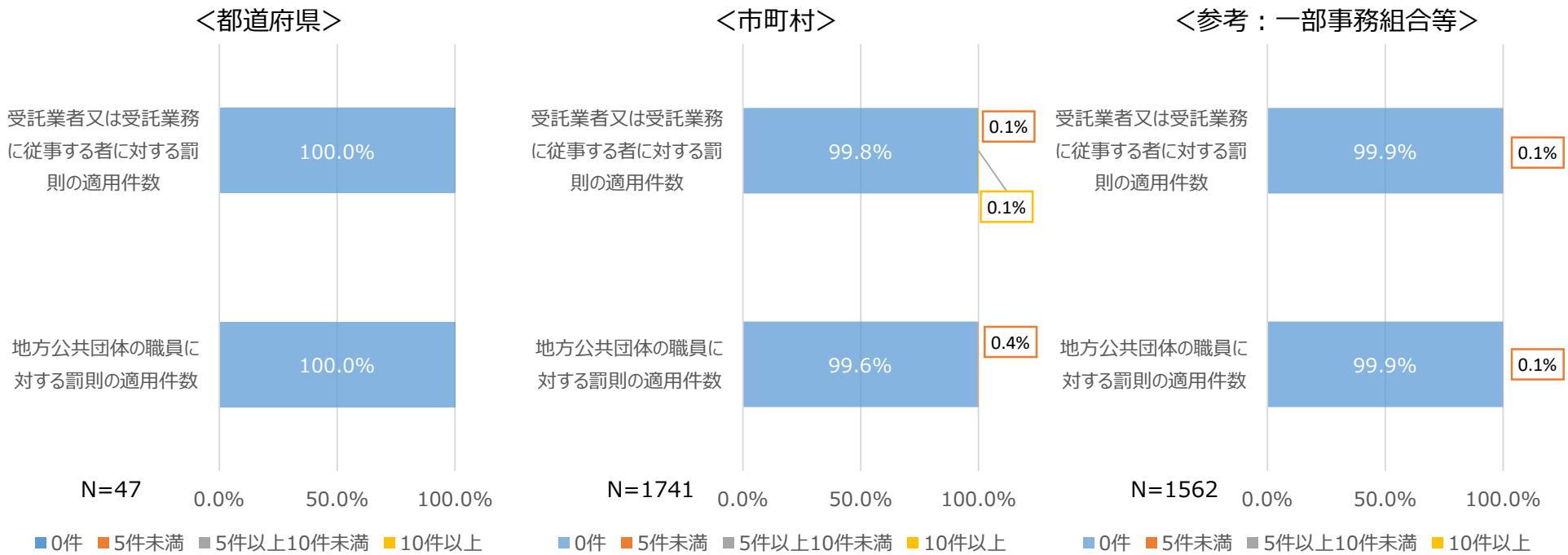
3-3 漏えい等の報告義務を負う機関

- いずれの地方公共団体においても、報告義務を負う機関について「実施機関」と回答した割合が最も高く、「受託者」と回答した割合が次に高くなっている。
- 「その他」と回答した地方公共団体においては、「保護管理者」や「外部提供を受けた者」が報告義務を負うこととしているとの回答があった。



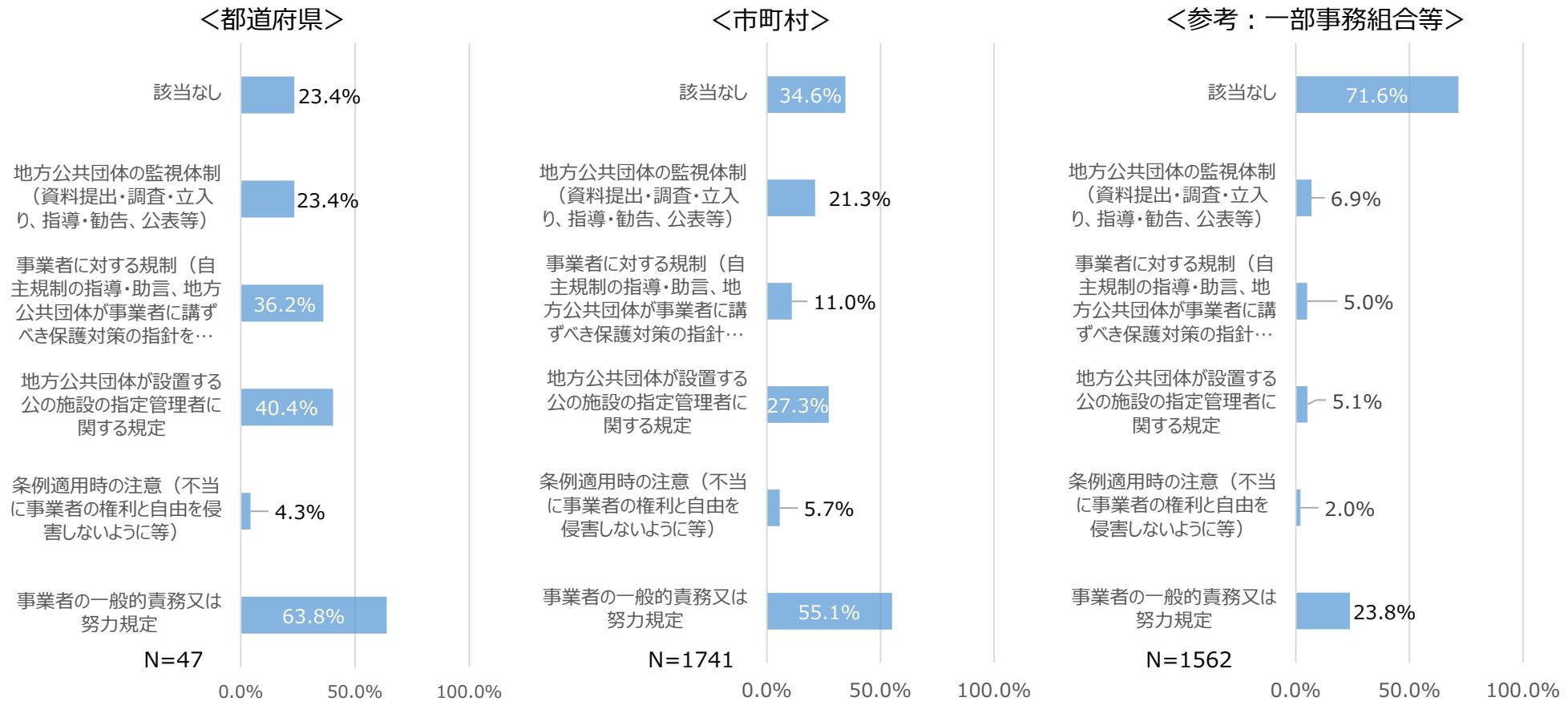
3-4 罰則の適用件数

- 地方公共団体の職員に対する罰則規定について、都道府県においてはすべての団体が規定を設けているのに対し、市町村においては75.5%が規定を設けている。
- 受託業者に対する罰則規定については、都道府県においては63.8%、市町村においては45.1%が規定を設けている。
- 地方公共団体の職員に対する罰則の適用件数について、0.4%の市町村が5件未満と回答している。
- 受託業者又は受託業務に従事する者に対する罰則の適用件数について、10件以上と回答した市町村が0.1%存在する。



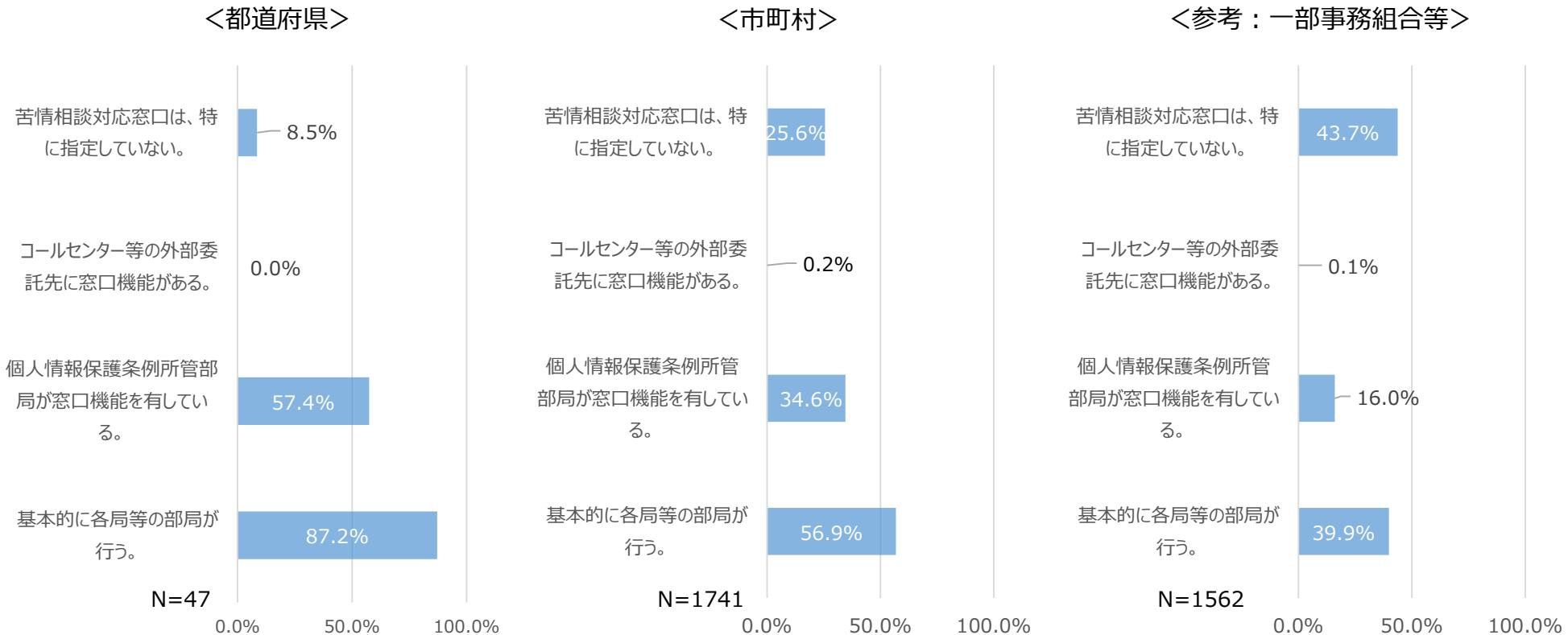
3-5 民間事業者を条例の適用対象としている場合の規律内容

- 民間事業者を条例の適用対象としている団体の割合については、都道府県においては76.6%、市町村においては82.8%と高くなっている。
- 民間事業者を条例の適用対象としている場合に課している規律の内容について、いずれの地方公共団体においても「事業者の一般的責務又は努力規定」と回答している割合が最も高い。



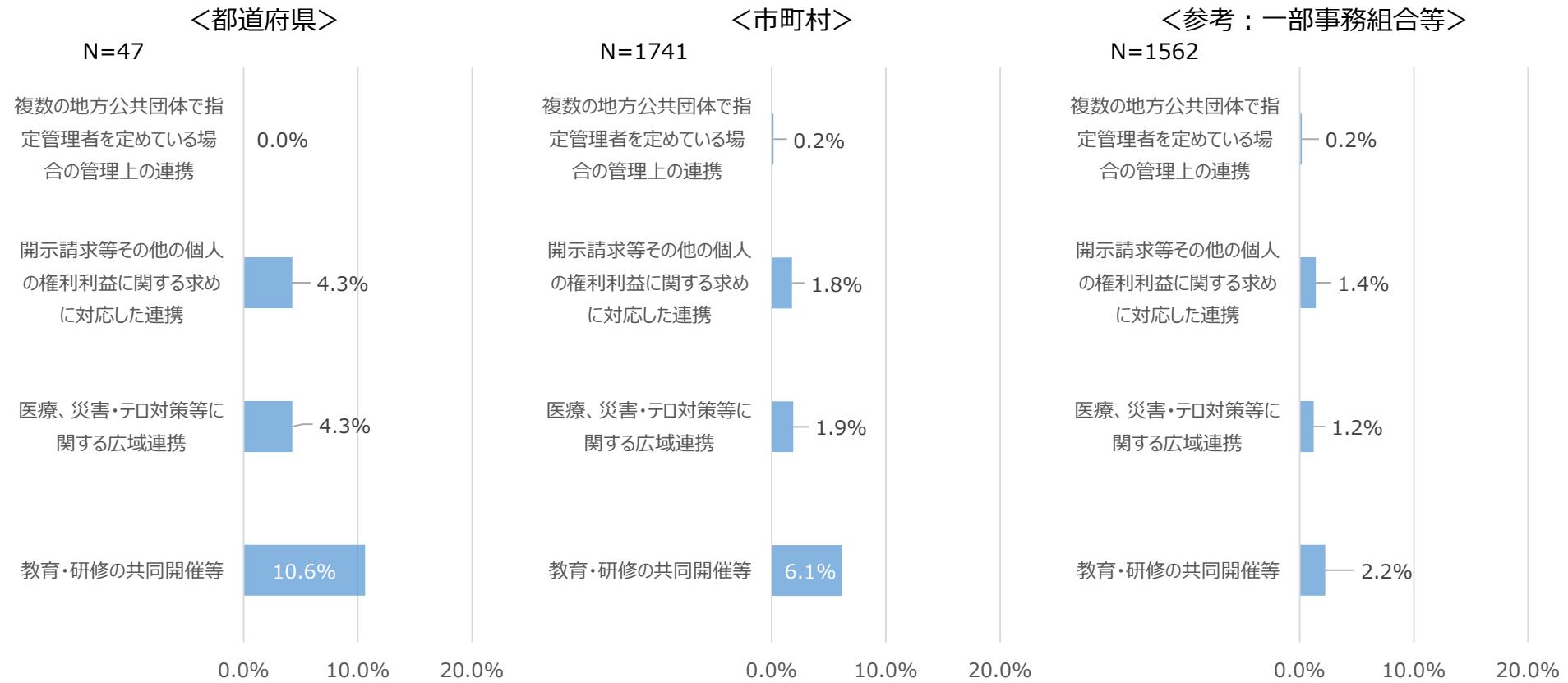
3-6 苦情処理対応を行う機関

- 地方公共団体における苦情処理について規定を設けている団体の割合は、都道府県においては93.6%、市町村においては84.0%と高くなっている。
- 苦情処理対応を行う機関について、都道府県においては、コールセンター等に委託はしておらず、87.2%が「基本的に各部局において苦情処理対応を行う」としている。
- 市町村においては、コールセンター等に委託している団体も存在する。



4-1 平成30年度以降の自治体間の連携施策の実績

- 平成30年度以降の自治体間の連携施策について、実績のある地方公共団体は少数である。
- 実績のある地方公共団体の割合が最も高いのは「教育・研修の共同開催等」である。



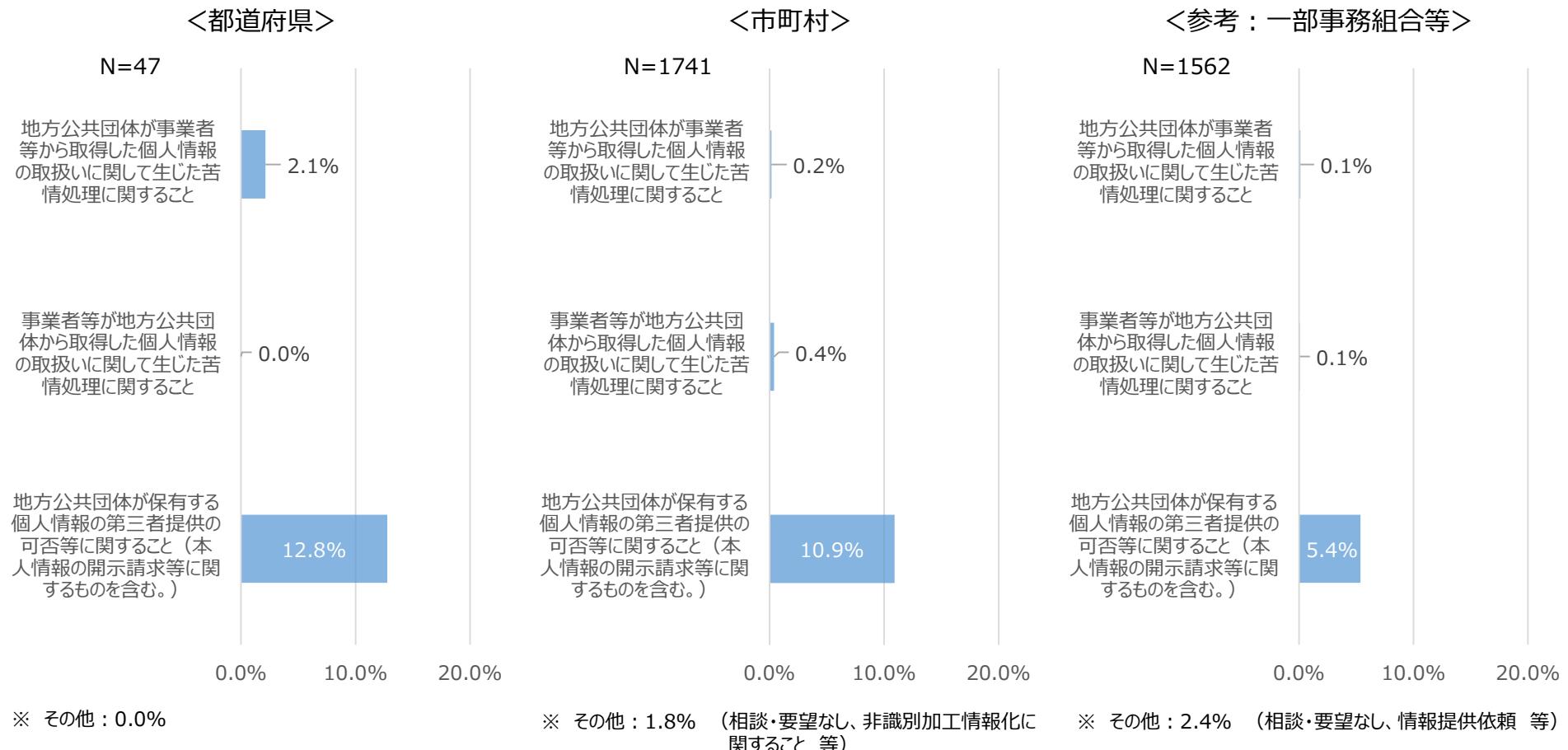
※ その他：4.3% (意見交換のための研究会の開催 等)

※ その他：1.4% (実績なし、研究会への参加 等)

※ その他：2.0% (実績なし、研修参加、レセプトデータの提供 等)

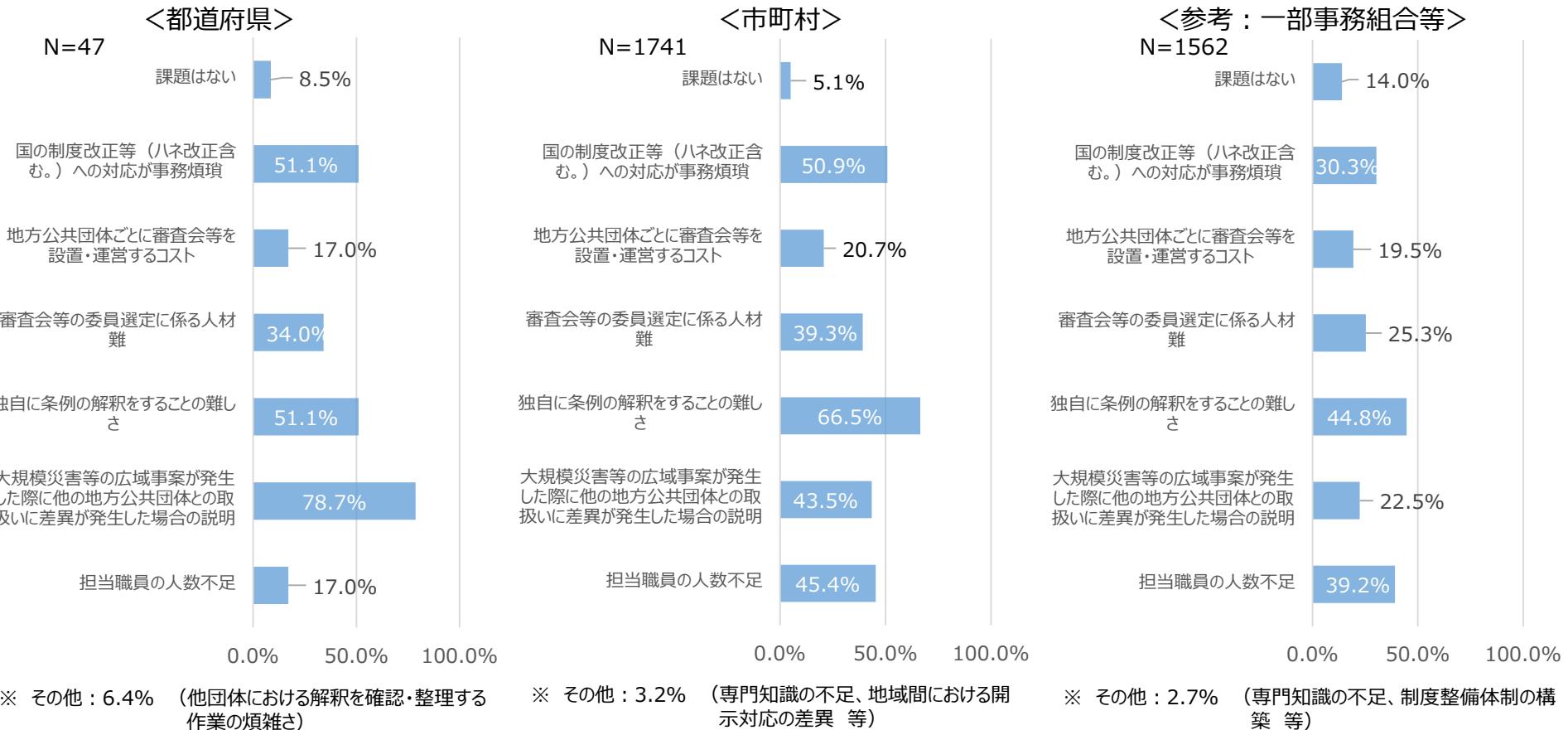
4-2 民間事業者からデータ利活用の目的で寄せられる相談・要望

- 民間事業者からデータ利活用の目的で寄せられる相談・要望については、全体的に少数であるものの、10%以上の都道府県及び市町村において、「地方公共団体が保有する個人情報の第三者提供の可否等に関する」相談・要望が寄せられている。

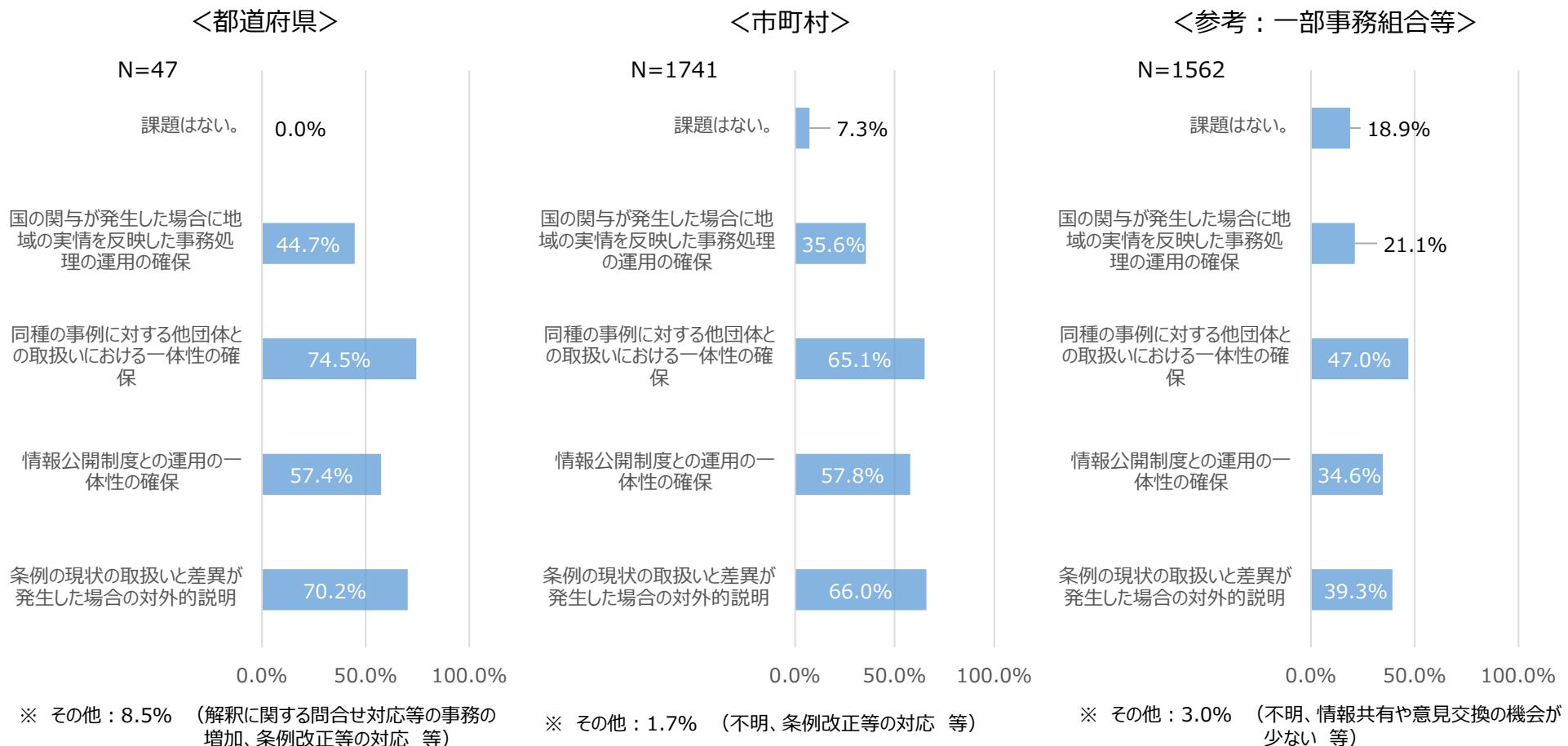


4-3 現状の制度運用における課題・支障

- 都道府県においては、「大規模災害等の広域事案が発生した際に他の地方公共団体との取扱いに差異が発生した場合の説明」に支障・課題があると回答した割合が最も高い。
- 市町村においては「独自に条例の解釈をすることの難しさ」と回答した割合が最も高くなっている。
- 課題はないと回答した地方公共団体も一定数存在する。



- いずれの地方公共団体においても、「同種の事例に対する他団体との取扱いにおける一体性の確保」及び「条例の現状の取扱いと差異が発生した場合の対外的説明」に支障・課題があると考えている割合が高くなっている。
- 「課題はない」と回答した都道府県が存在しないのに対し、市町村においては「課題はない」と回答した割合が5%以上となっている。



I. 個人情報保護条例に係る実態調査について

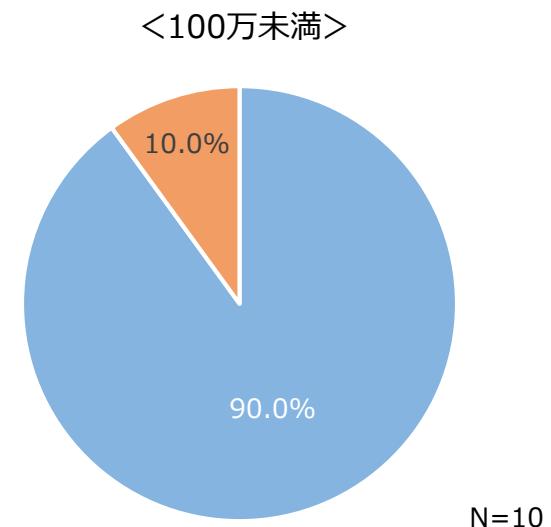
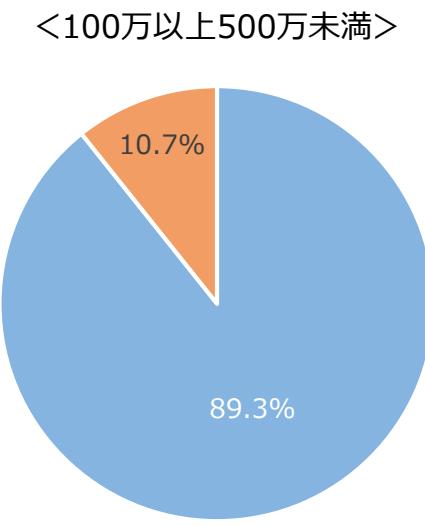
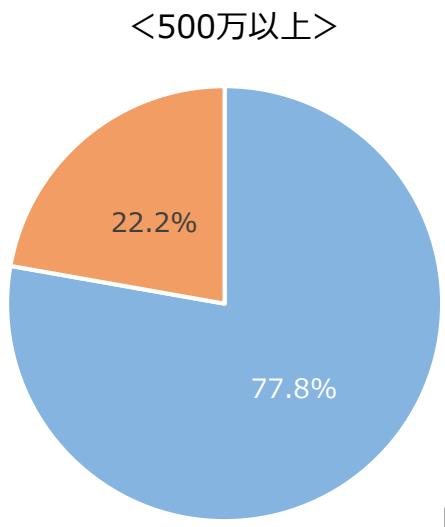
II. 調査結果＜全体＞

III. 調査結果＜都道府県＞

IV. 調査結果＜市町村＞

1-1 個人識別符号の定義

- 人口規模が小さいほど行政機関個人情報保護法第2条第3項と同様の規定があるとしている団体の割合が高くなっている。人口100万人以上500万人未満の団体及び人口100万人未満の団体においては約90%が同様の規定を設けている。



- 行個法第2条第3項と同様の規定がある
- 行個法第2条第3項と同様の規定がない

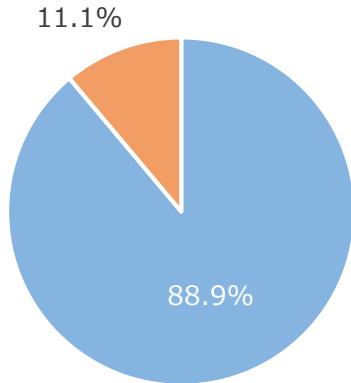
- 行個法第2条第3項と同様の規定がある
- 行個法第2条第3項と同様の規定がない

- 行個法第2条第3項と同様の規定がある
- 行個法第2条第3項と同様の規定がない

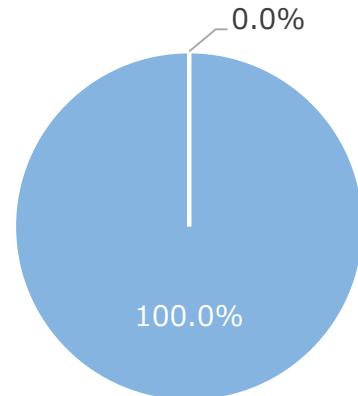
1-2 個人情報の定義における照合性

- 人口規模に関係なく、ほとんどの都道府県が、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報」と定義している。
- 人口500万人以上の1団体のみが、照合の容易性を要件としている。

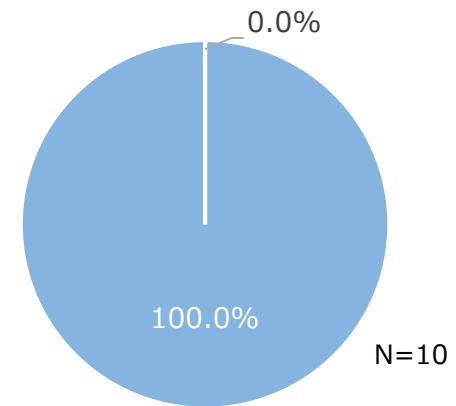
<500万以上>



<100万以上500万未満>



<100万未満>



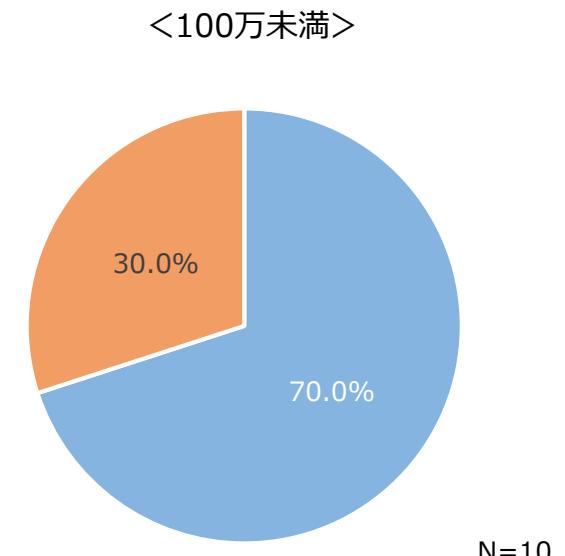
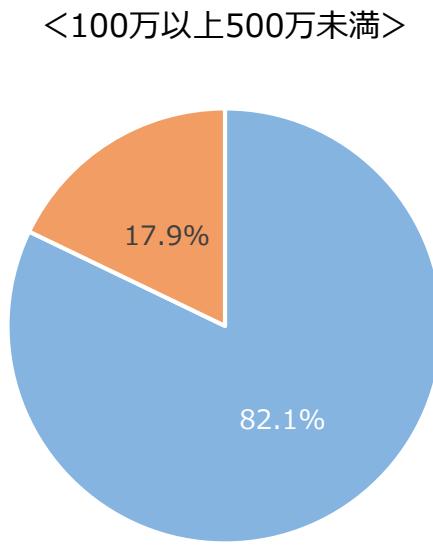
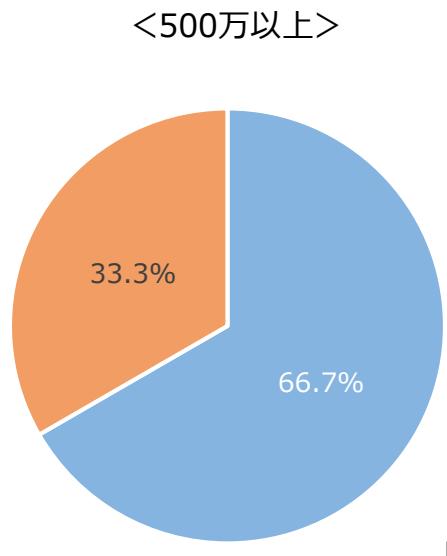
- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報

- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報

- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報

1-3 要配慮個人情報に関する規定

- 行政機関個人情報保護法第2条第4項と同様の規定があるとしている割合が最も高いのは、人口100万人以上500万人未満の団体であり、82.1%となっている。
- 人口500万人以上の団体及び100万人未満の団体においては、60%以上が同様の規定を設けているとしている。



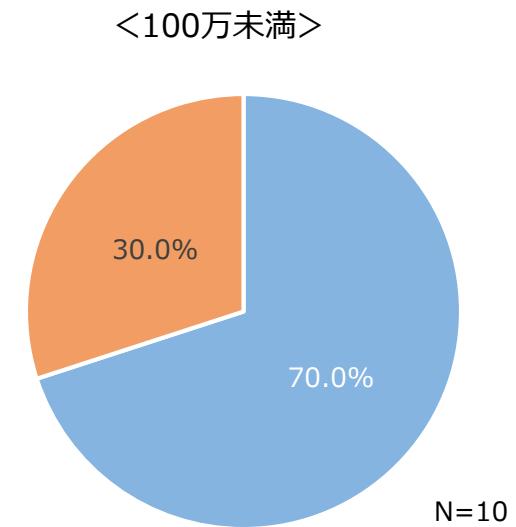
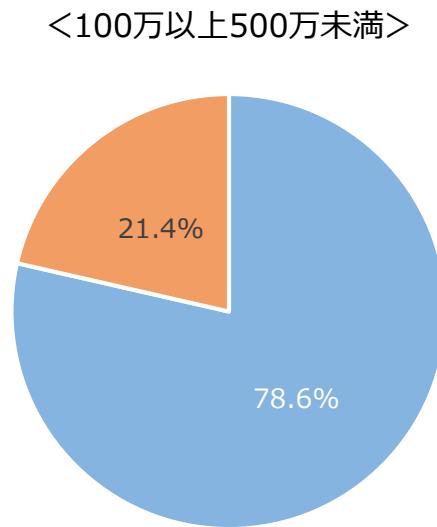
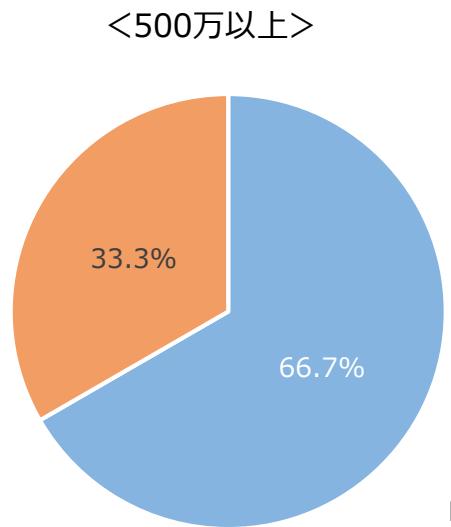
■ 行個法第2条第4項と同様の規定がある
■ 行個法第2条第4項と同様の規定がない

■ 行個法第2条第4項と同様の規定がある
■ 行個法第2条第4項と同様の規定がない

■ 行個法第2条第4項と同様の規定がある
■ 行個法第2条第4項と同様の規定がない

1-4 「要配慮個人情報」の定義規定

- センシティブ情報について、「要配慮個人情報」という名称で定義している都道府県の割合は、人口100万人以上500万人未満の団体が最も多い、その他の人口規模ではおおむね70%前後となっている。



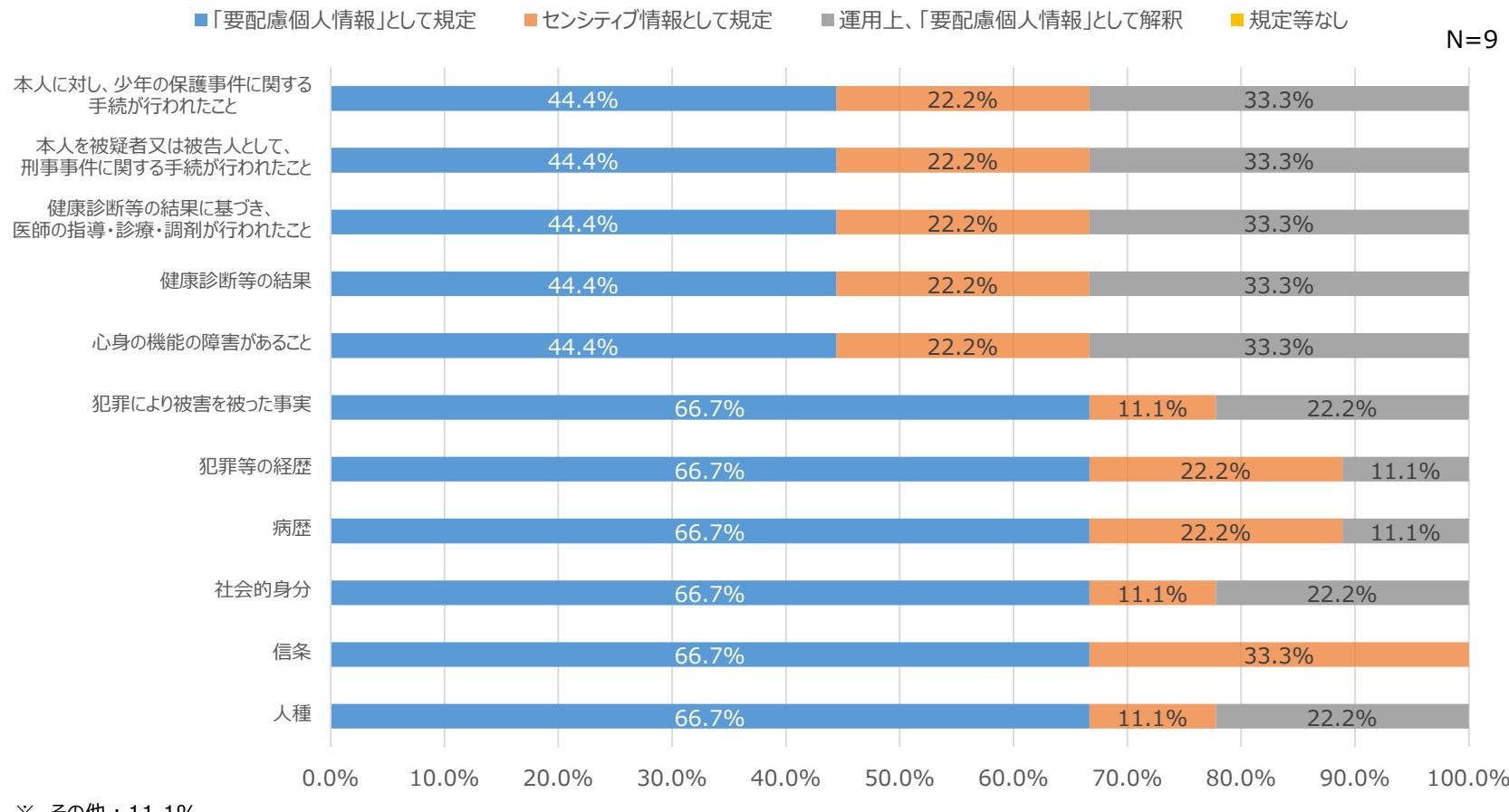
■「要配慮個人情報」として規定している
■「要配慮個人情報」として規定していない

■「要配慮個人情報」として規定している
■「要配慮個人情報」として規定していない

■「要配慮個人情報」として規定している
■「要配慮個人情報」として規定していない

1-5 要配慮個人情報の具体的な内容 <500万以上>

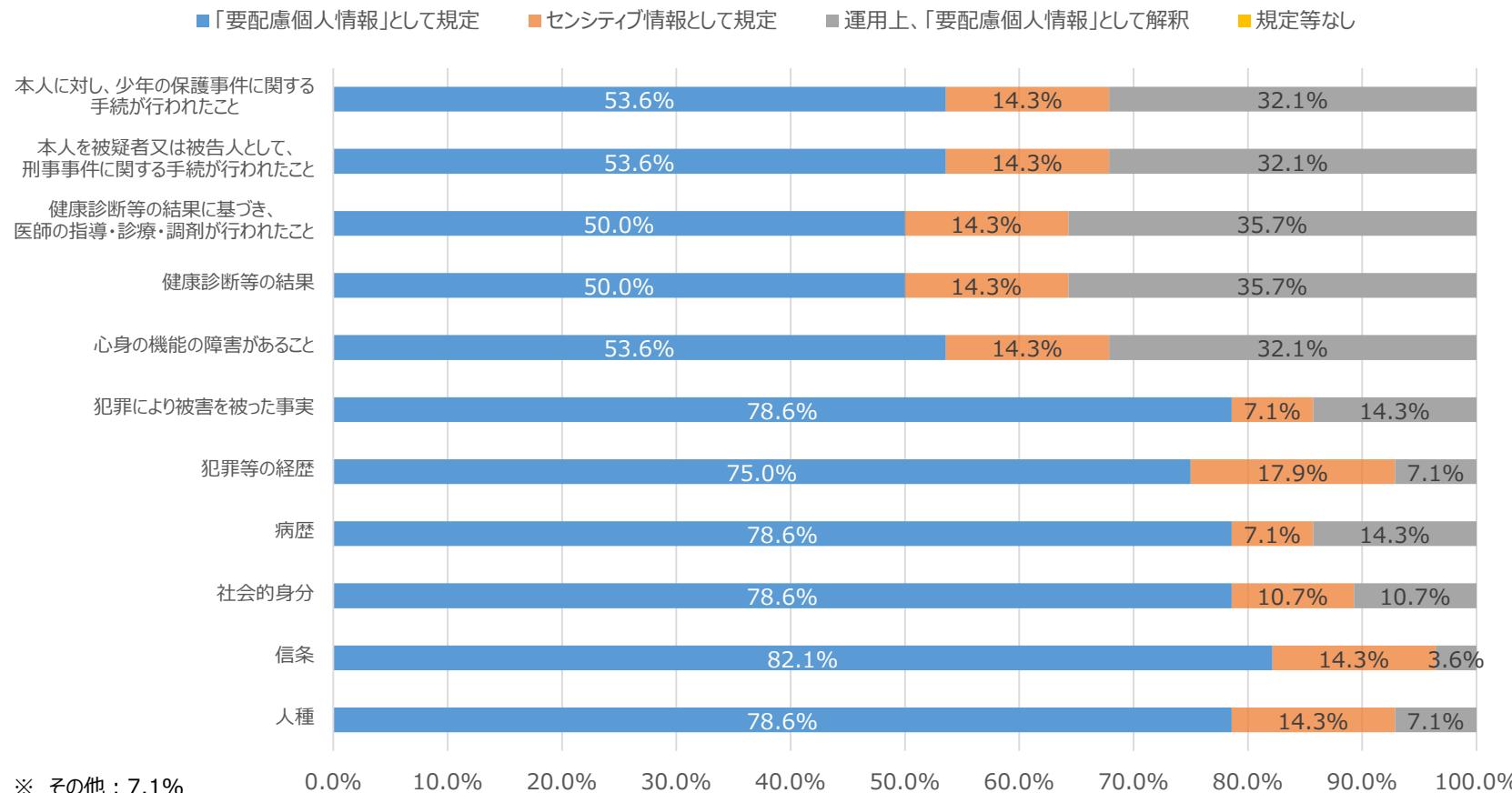
- 「人種」、「信条」、「社会的身分」、「病歴」、「犯罪等の経歴」、「犯罪により被害を被った事実」については、66.7%の団体が「要配慮個人情報」と規定している。
- 上記以外の情報については、運用上センシティブ情報として取り扱っている団体が30%以上存在する。



1-5 要配慮個人情報の具体的な内容 <100万以上500万未満>

- 人口100万人以上500万人未満の団体は、特に「人種」、「信条」、「社会的身分」、「病歴」、「犯罪等の経歴」、「犯罪により被害を被った事実」について「要配慮個人情報」として規定している団体の割合が他の人口規模よりも高くなっている。
- 上記以外の情報については、運用上センシティブ情報として取り扱っている団体が30%以上存在する。

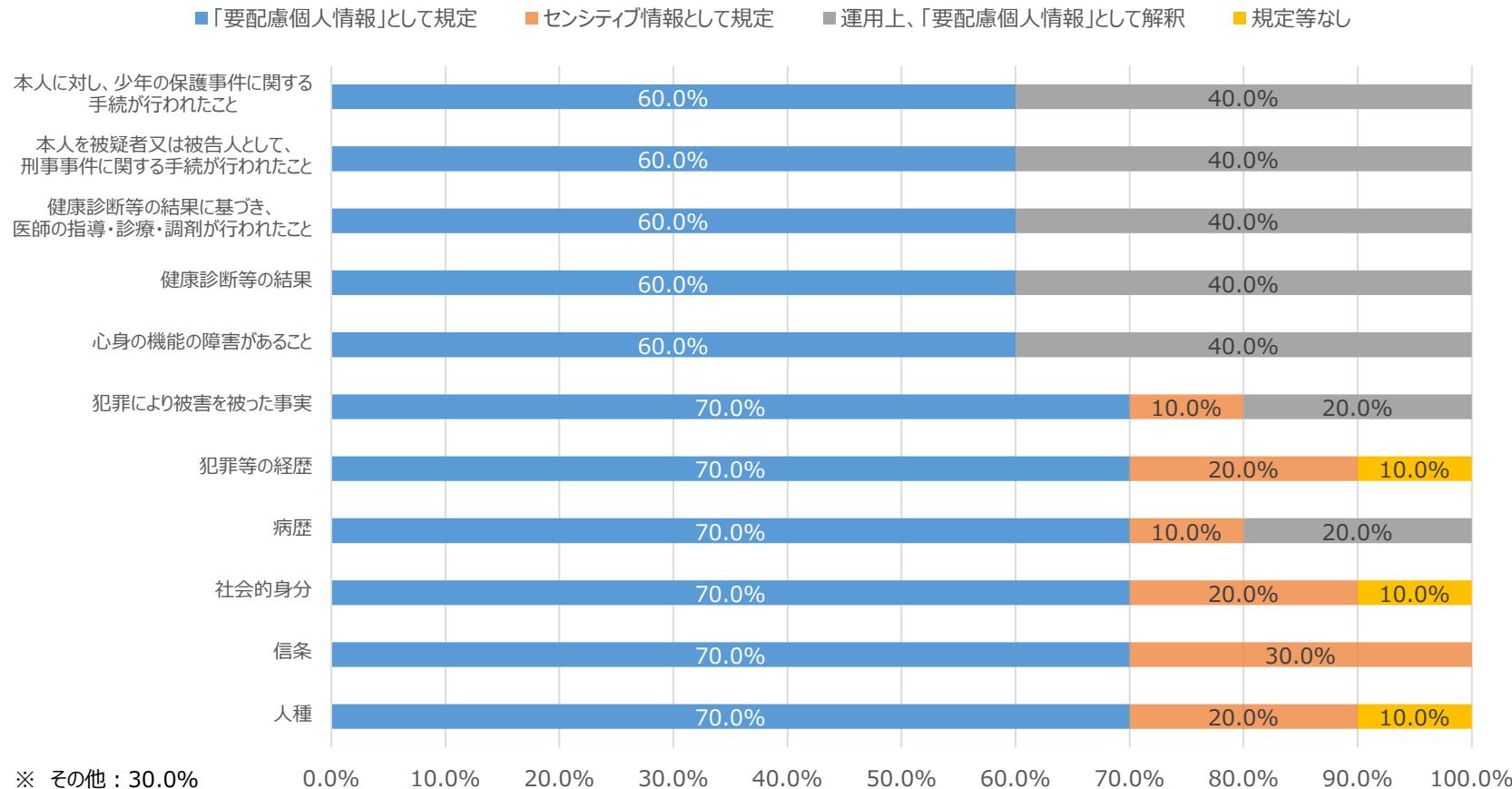
N=28



1-5 要配慮個人情報の具体的な内容 <100万未満>

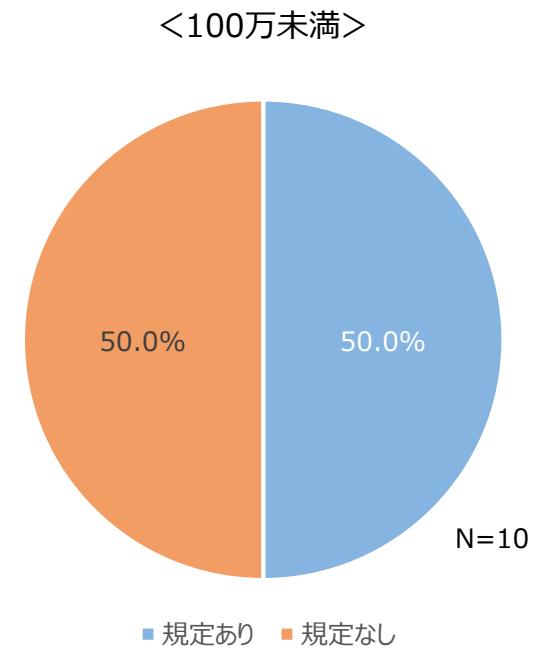
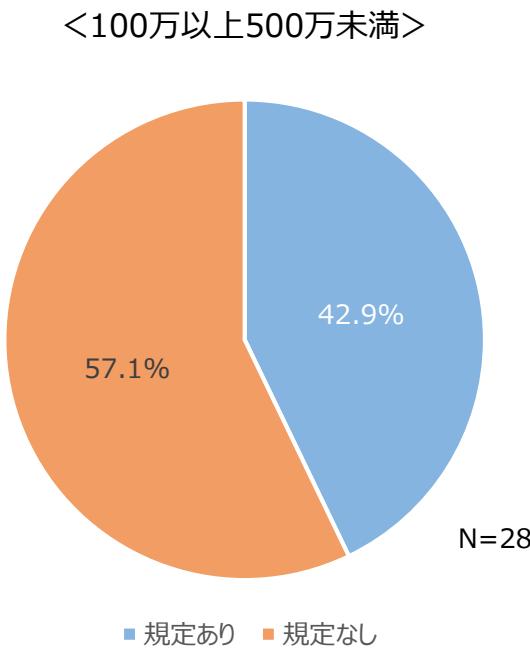
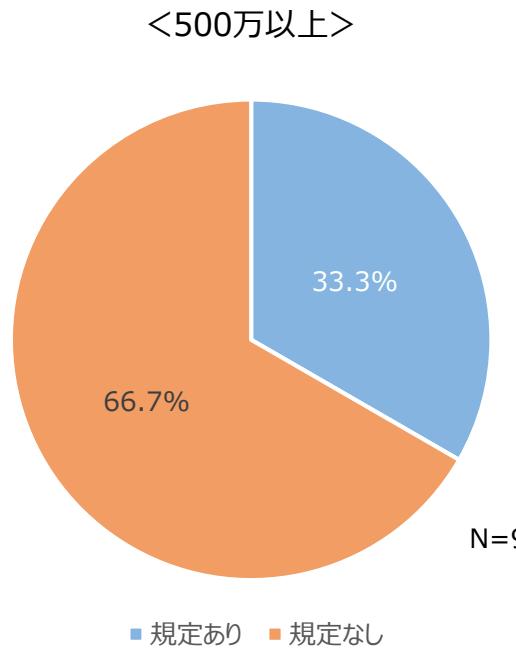
- 人口100万人未満の団体では、「人種」、「信条」、「社会的身分」、「病歴」、「犯罪等の経歴」、「犯罪により被害を被った事実」については、70.0%の団体が「要配慮個人情報」として規定している。
- 上記以外の情報については、他の人口規模と比べて運用上センシティブ情報として取り扱っている団体の割合が高い。
- 「人種」、「社会的身分」、「犯罪等の経歴」について規定等がない団体がある。

N=10



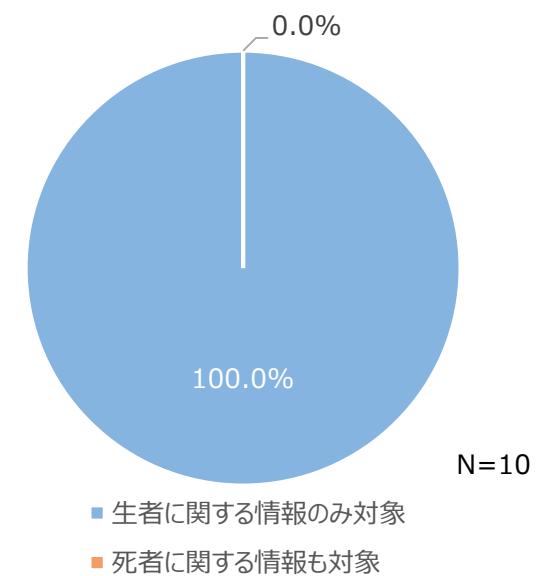
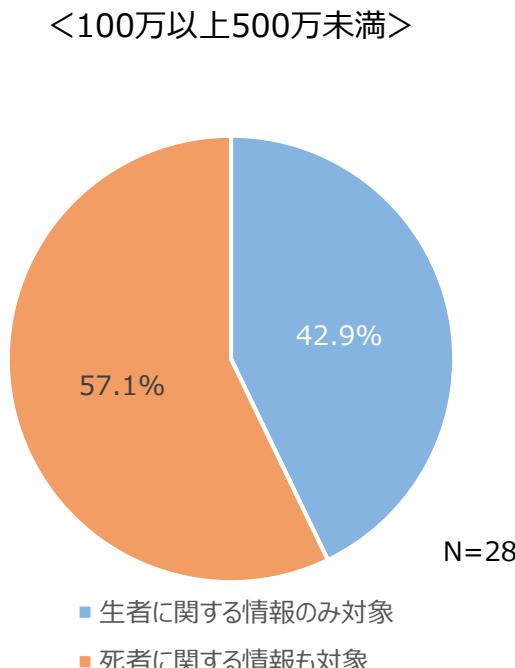
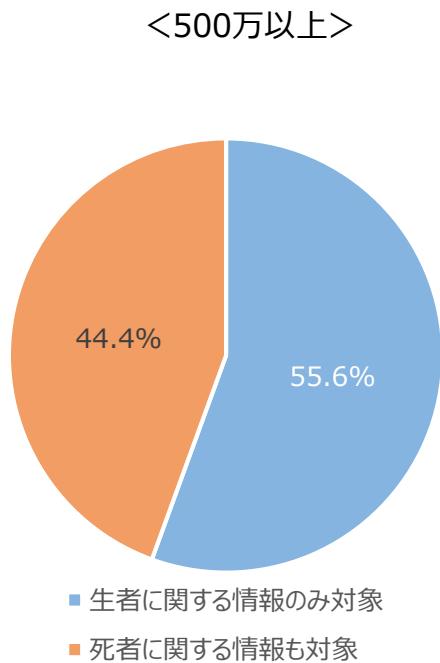
1-6 個人情報ファイルの規定

- 「個人情報ファイル」について規定がある団体の割合は、人口100万人未満の団体が最も多く、人口規模が大きくなるほど割合が低くなっている。
- なお、「個人情報ファイル簿」については、人口500万人以上の団体において11.1%、人口100万人未満の団体において30.0%が作成規定を設けている。



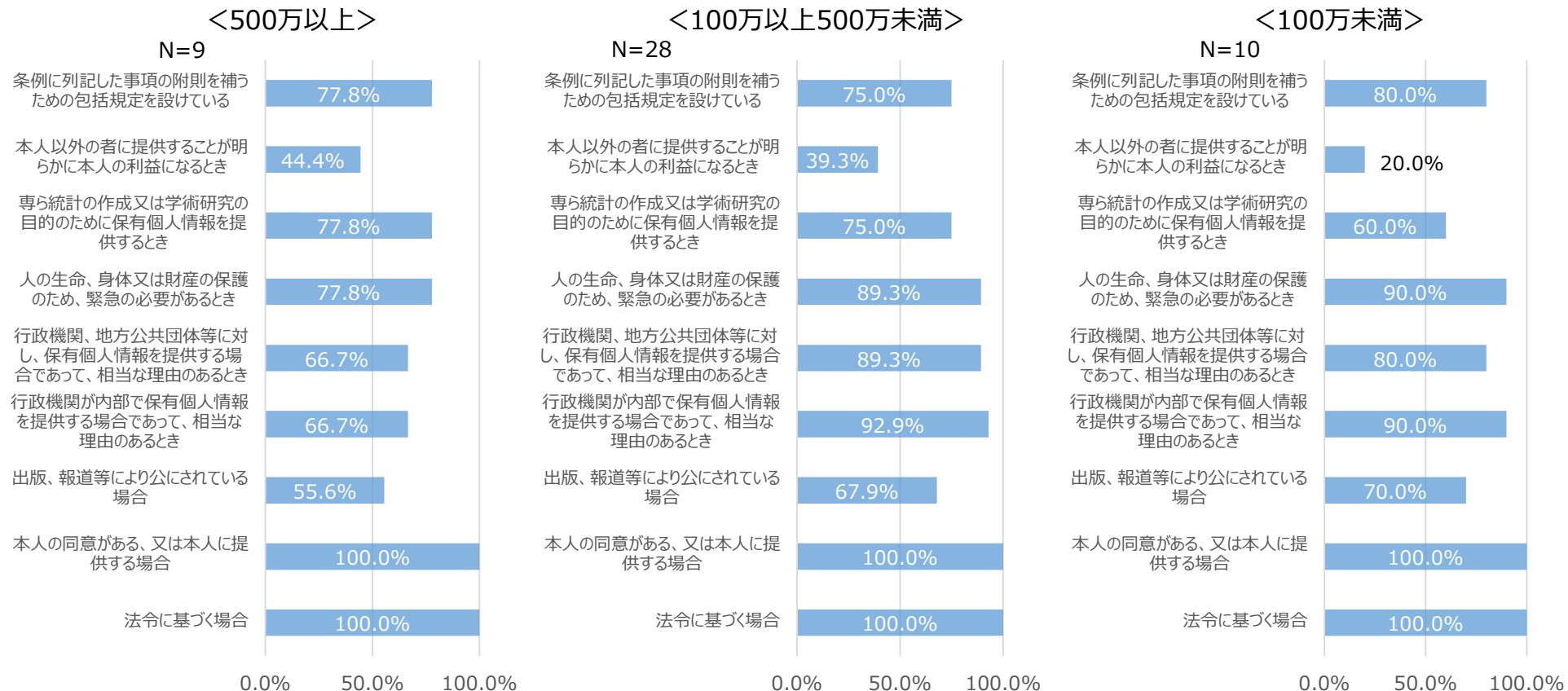
1-7 死者に関する情報の取扱い

- 人口500万人以上の団体においては半数以上が「生者に関する情報のみを対象」としているのに対し、人口100万人以上500万人未満の団体においては半数以上が「死者に関する情報も対象」としている。
- 人口100万以上の団体においては、すべての団体において「生者に関する情報のみを対象」としている。



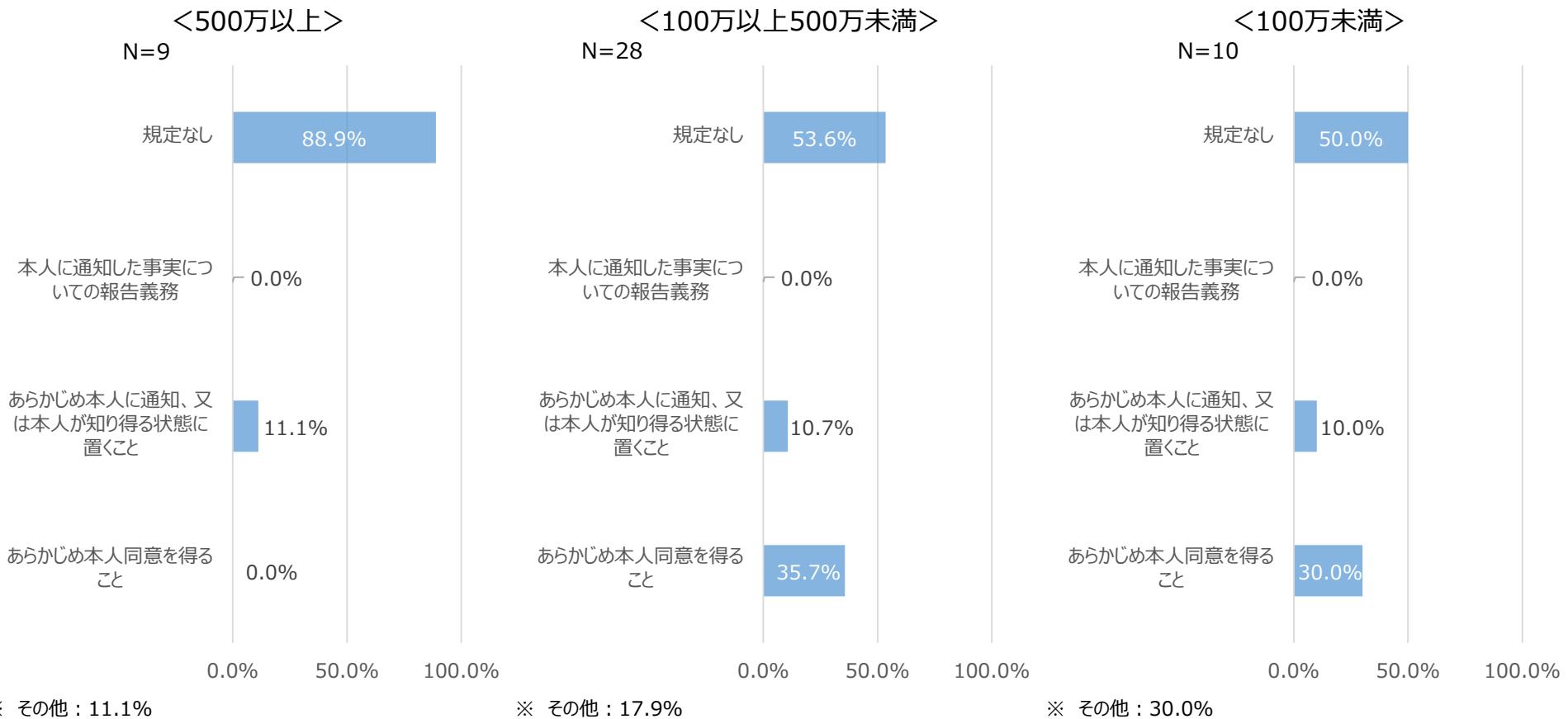
2-1 目的外利用又は外部提供に関する規制

- 「人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要があるとき」や「出版・報道等により公にされている場合」に目的外利用及び外部提供ができることとしている団体の割合は、人口規模が小さくなるほど高くなっている。
- 他方、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に目的外利用及び外部提供ができることとしている団体の割合は、人口規模が大きくなるほど高くなっている。



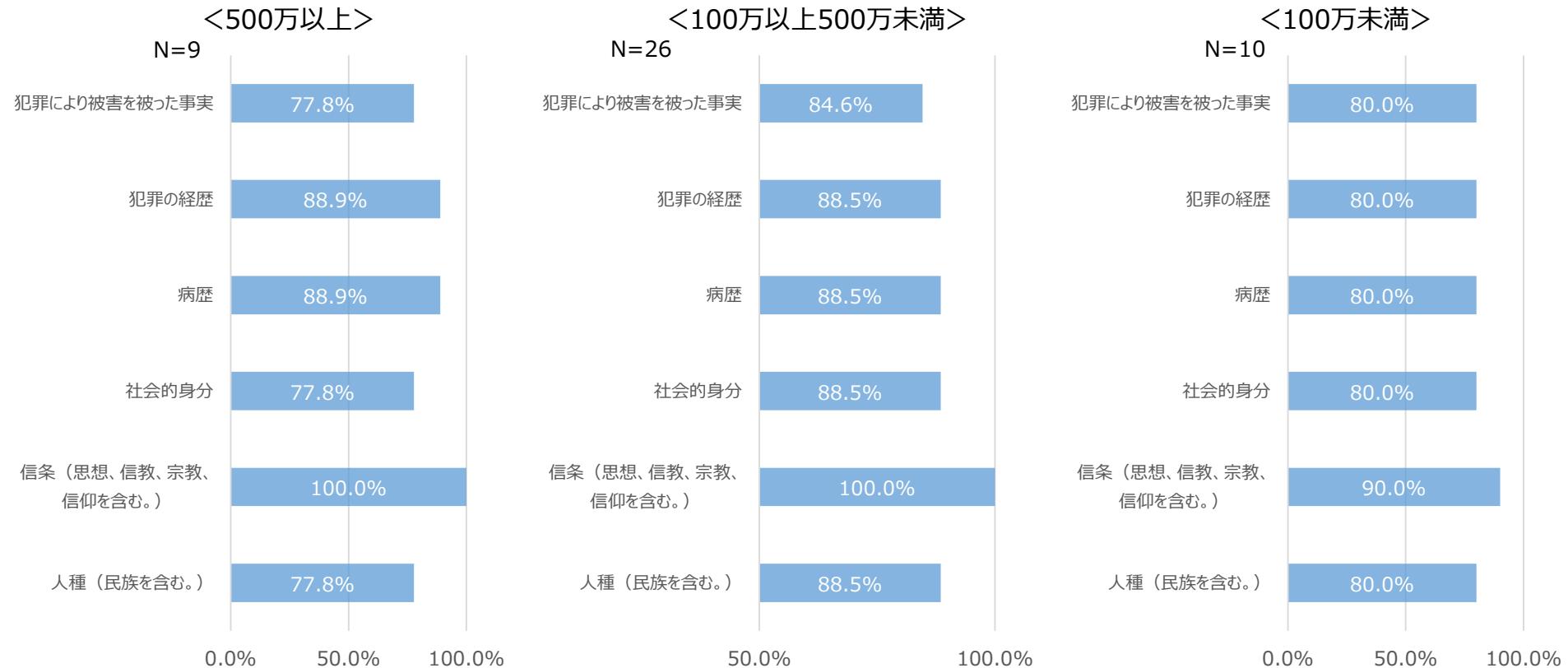
2-2 目的の範囲内の利用に関する規制

- 利用・収集目的の範囲内における個人情報の取扱い及び外部提供に関し、あらかじめ本人の同意を得ることを義務付けている団体の割合は、人口100万人以上500万人未満の団体が最も高く、人口500万人以上の団体では該当がない。
- あらかじめ本人に通知、又は本人が知りうる状態に置くことを義務付けている団体の割合は、人口規模によってほとんど差はなく、おおむね10～11%程度であった。
- 本人に通知した事実についての報告義務を課している都道府県はなかった。



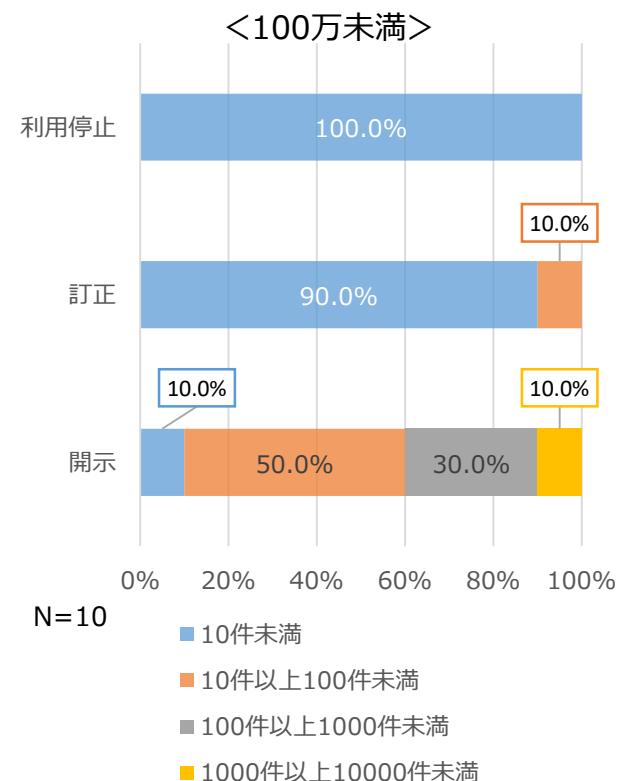
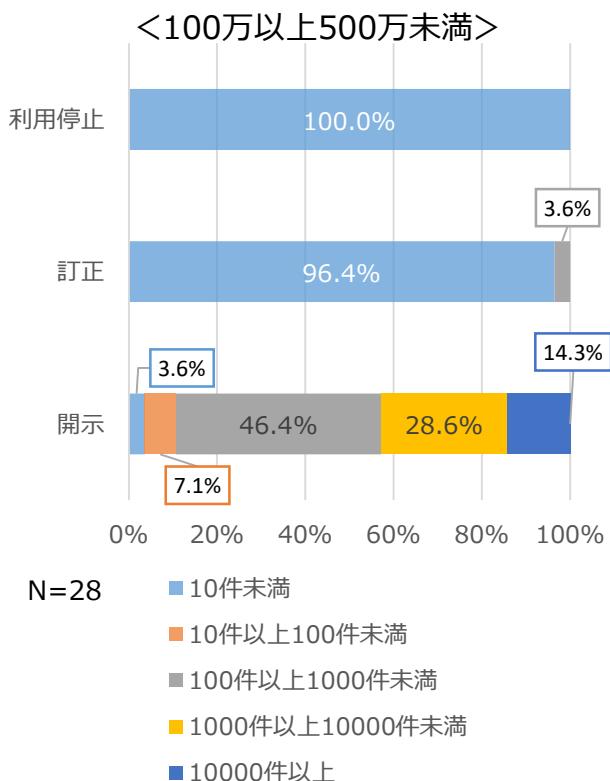
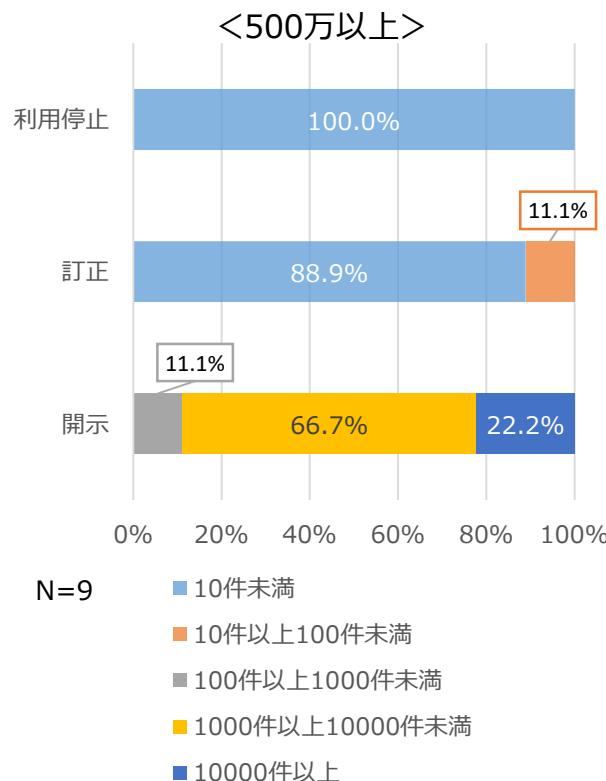
2-3 センシティブ情報の取扱いに関する制限規定

- 一定の情報について収集・記録規制を設けている団体の割合は、人口500万人以上では100%、人口100万人以上500万人未満では92.9%、人口100万人未満では100%となっている。
- 「信条（思想、信教、宗教、信仰を含む。）」に関する情報についての収集・記録規制については、人口500万人以上の団体及び人口100万人以上500万人未満の団体において100%、人口100万人未満の団体においては90.0%と、ほとんどの団体が規定を設けている。



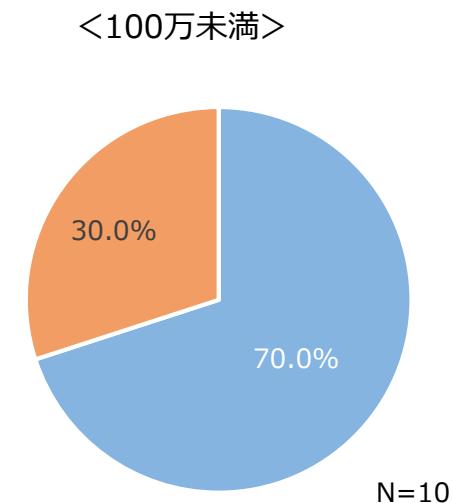
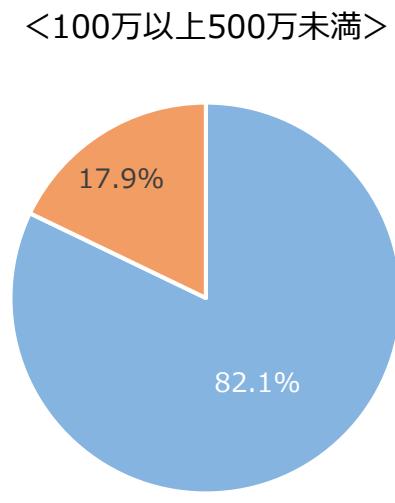
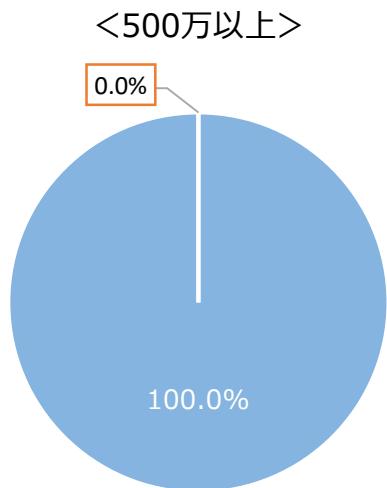
2-4 自己情報の開示・訂正等の請求が行われた件数

- 開示の請求件数は、人口規模が大きい都道府県ほど多くなる傾向にあり、人口500万人以上の都道府県では、約90%の団体で1,000件以上の請求等が行われている。
- 訂正是ほとんどの団体が10件未満であり、利用停止はすべての団体は10件未満となっている。



2-5 民間事業者を「指定管理者」に指定している団体

- 民間事業者を「指定管理者」に指定している団体の割合は、人口規模が大きい都道府県ほど高く、人口500万人以上の団体ではすべての団体が指定している。



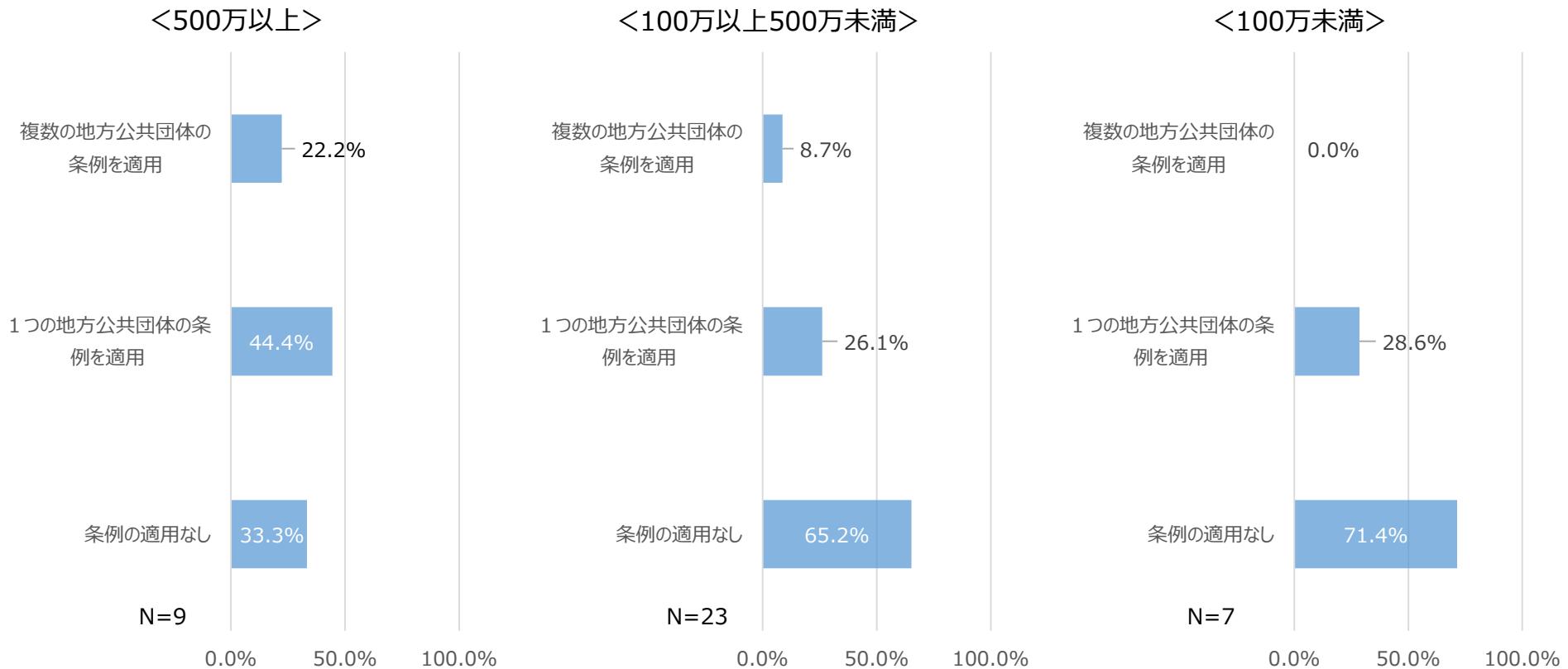
- 民間事業者を指定している
- 民間事業者を指定していない

- 民間事業者を指定している
- 民間事業者を指定していない

- 民間事業者を指定している
- 民間事業者を指定していない

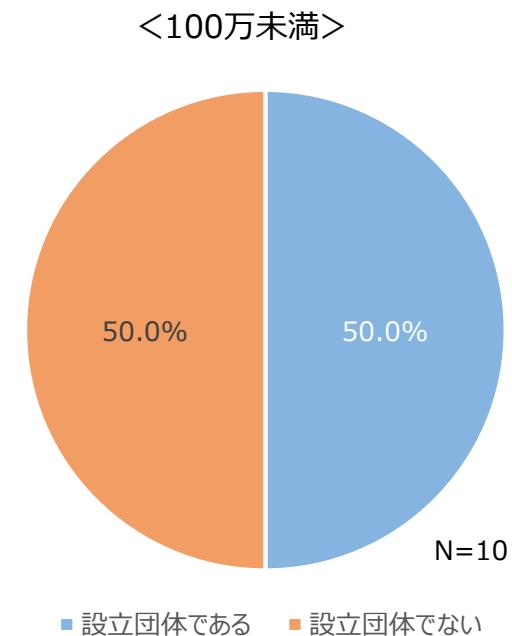
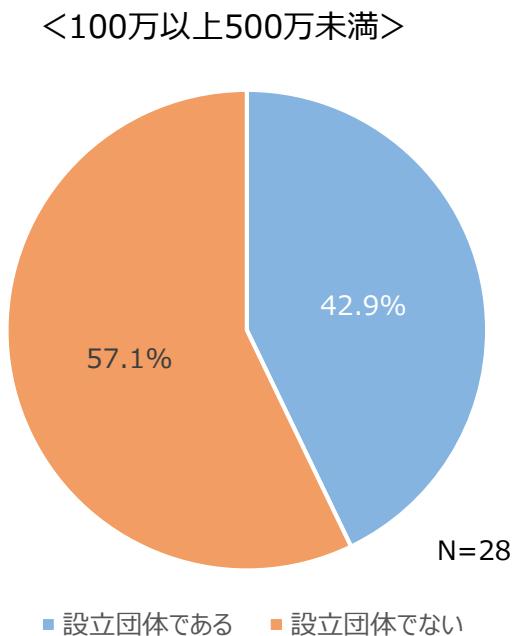
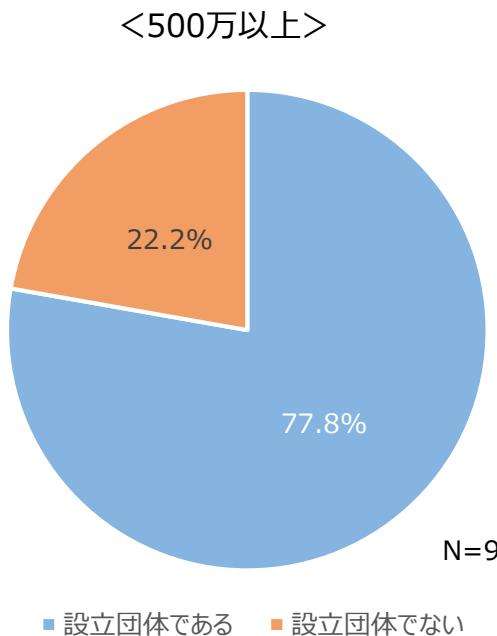
2-5 「指定管理者」に対する条例の適用関係

- 民間事業者を「指定管理者」に指定している指定管理者に対する条例の適用関係については、人口500万人未満の団体では、「条例の適用なし」と回答した団体が最も多く、「複数の地方公共団体の条例を適用」と回答した団体はほとんど見られない。
- 人口500万人以上の団体では、「1つの地方公共団体の条例を適用」と回答した団体が最も多いが、「複数の地方公共団体の条例を適用」と回答した団体も一定数見られる。



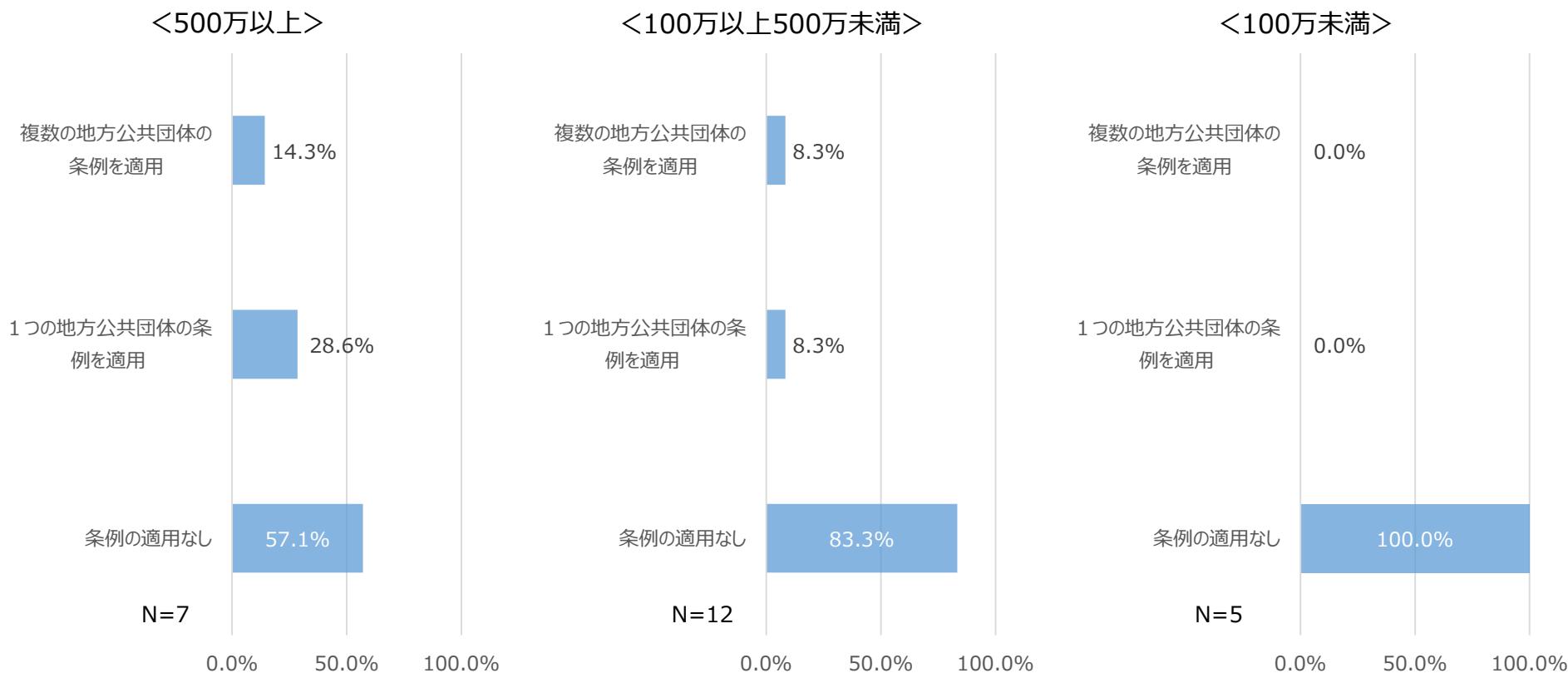
2-6 二以上の地方公共団体により設立された法人の設立団体

- 「二以上の地方公共団体により設立された法人の設立団体」である割合は、人口500万人以上の団体が最も高く、77.8%となっているのに対し、人口500万人未満の団体では、半数程度となっている。

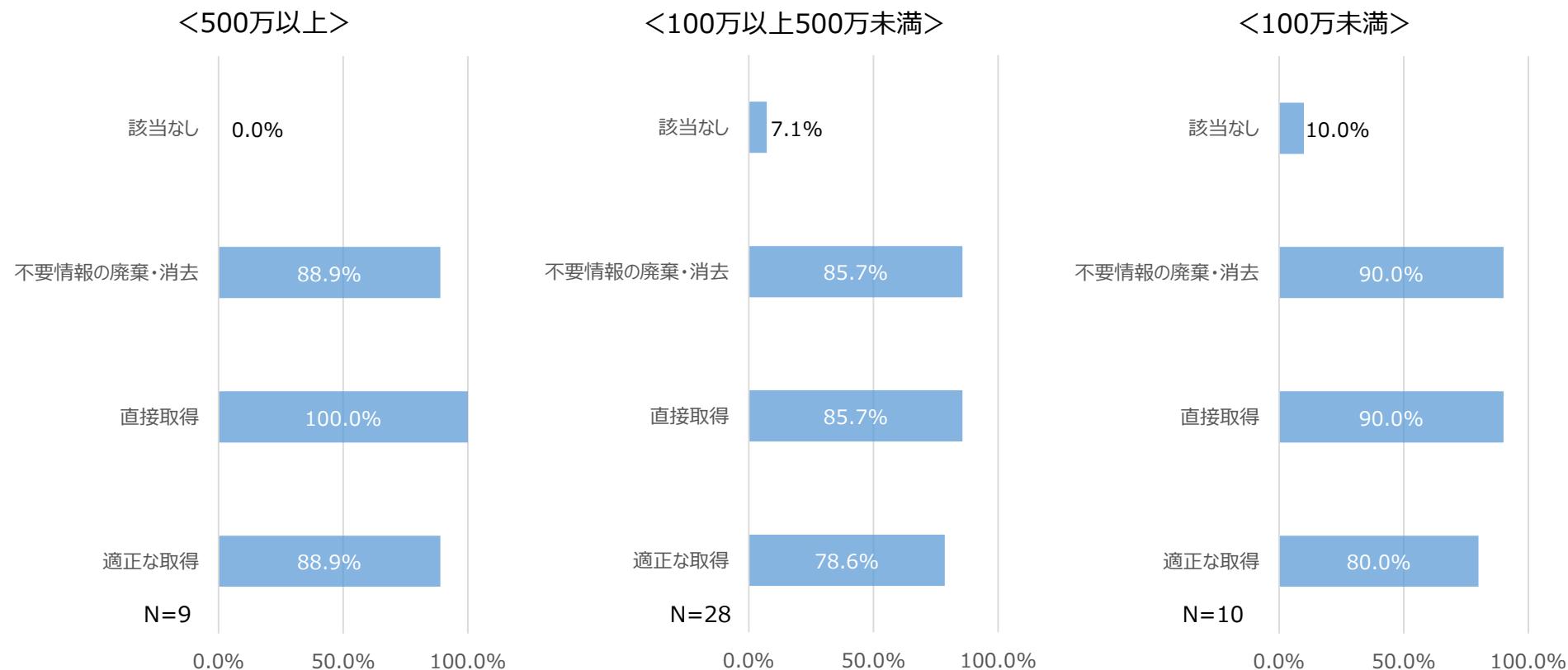


2-6 二以上の地方公共団体により設立された法人に対する条例の適用関係

- 二以上の地方公共団体により設立された法人に対する条例の適用関係については、人口規模を問わず、「条例の適用なし」と回答した団体の割合が最も高くなっている。
- 人口100万人以上の団体では、1つ又は複数の地方公共団体の条例を適用している団体も一定数見られる。

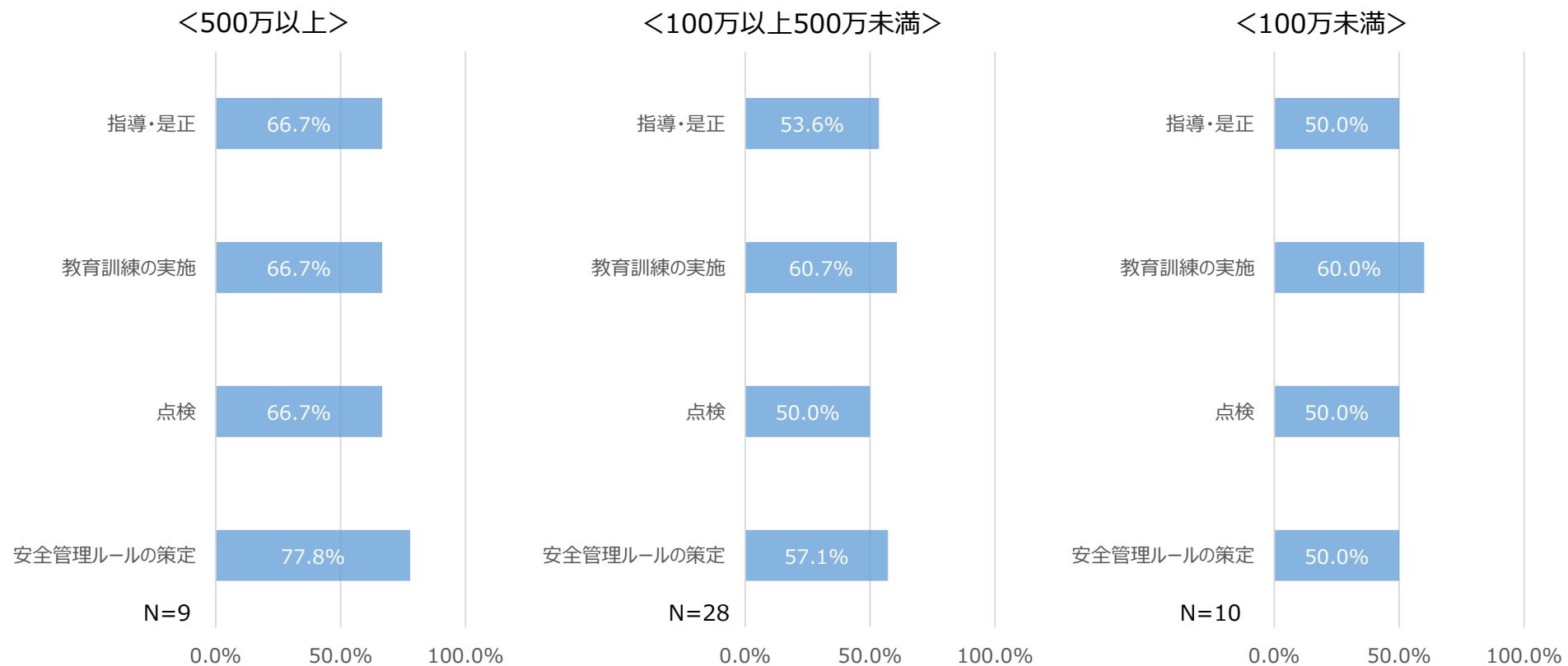


- いずれの人口規模でも、70～80%以上の団体において、行政機関個人情報保護法にはない個人情報保護法並びの規定を設けている。
- 特に、人口500万人以上の団体では、すべての団体が本人からの直接取得を規定している。



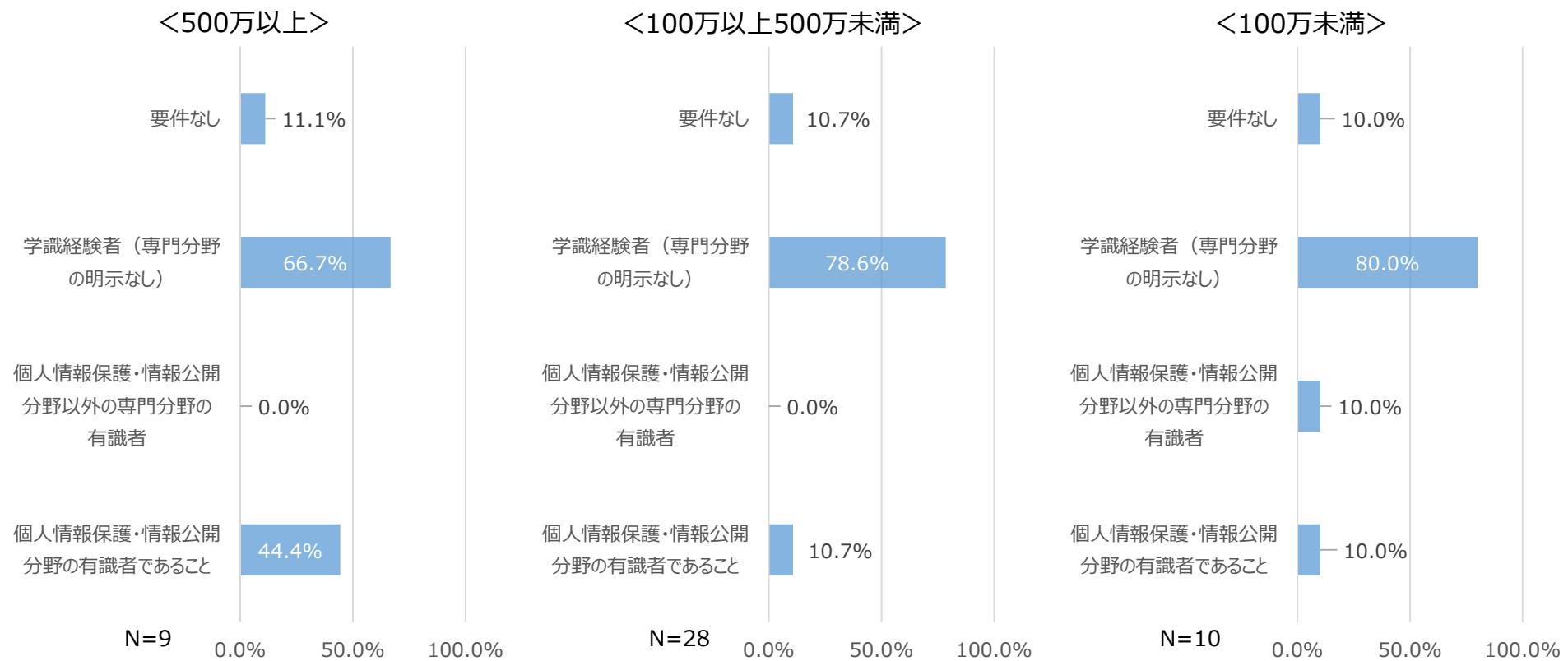
3-1 組織内の責任者が有する権能

- 実施機関全体の責任者の指定について規定を設けている団体の割合は、人口500万人以上では44.4%、人口100万人以上500万人未満では39.3%、人口100万人未満では40.0%となっている。
- 各部署の責任者の指定について規定を設けている団体の割合は、人口500万人以上では66.7%、人口100万人以上500万人未満では67.9%、人口100万人未満では50.0%となっている。
- 責任者の権能について、人口500万人以上の団体はすべての調査項目について6割以上の団体が権能としているのに対し、全体的に人口規模が小さくなるほど権能としている団体の割合が低くなる傾向にある。



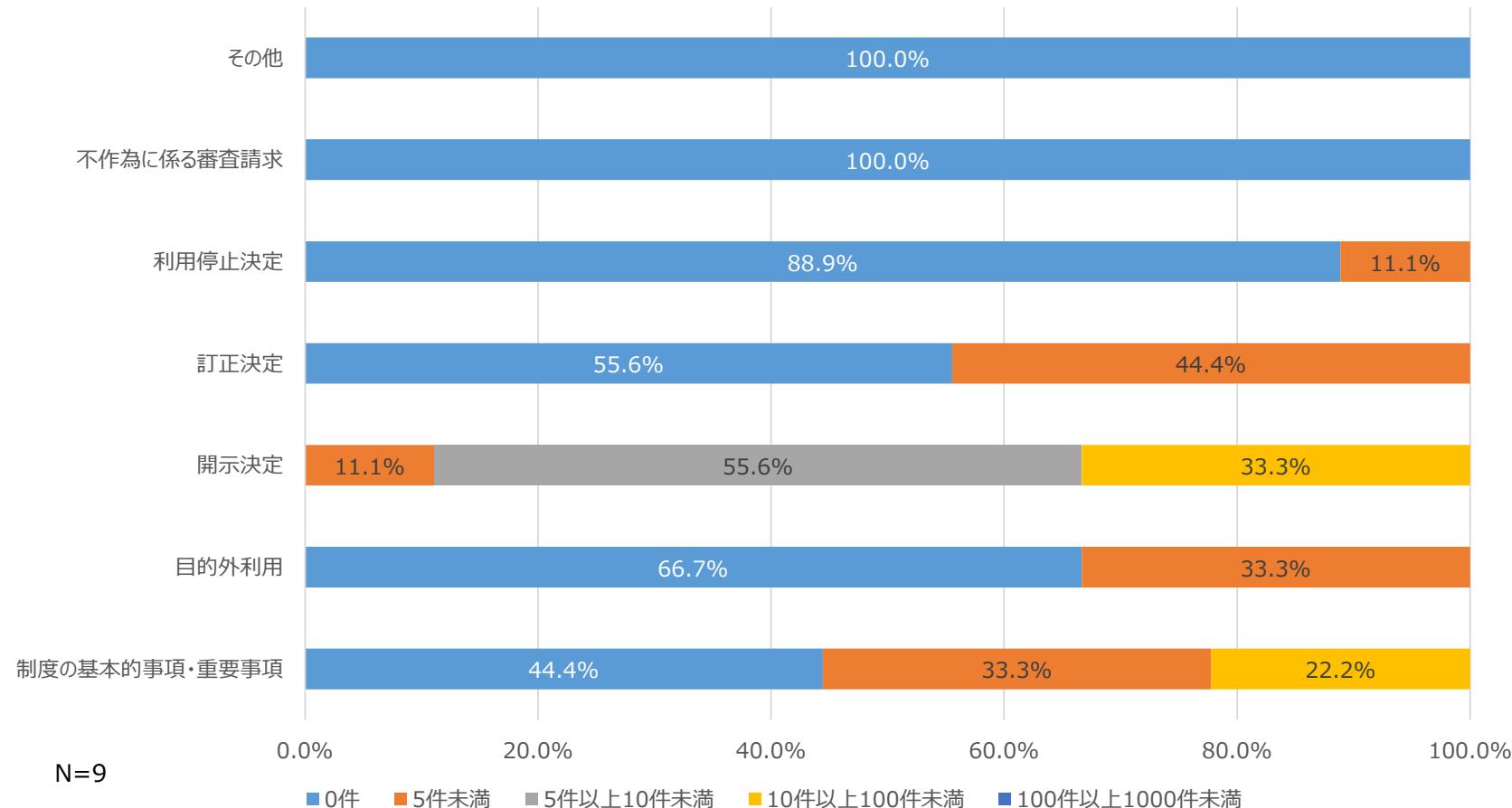
3-2 審査会等の委員の選任要件

- 審査会等の委員の選任要件については、いずれの人口規模の団体においても「専門分野の明示のない、学識経験者」と回答している割合が最も高い。
- 人口500万人以上の団体では、「個人情報保護・情報公開分野の有識者であること」を要件としている割合も44.4%となっており、人口500万人未満の団体とは顕著な差がみられる。



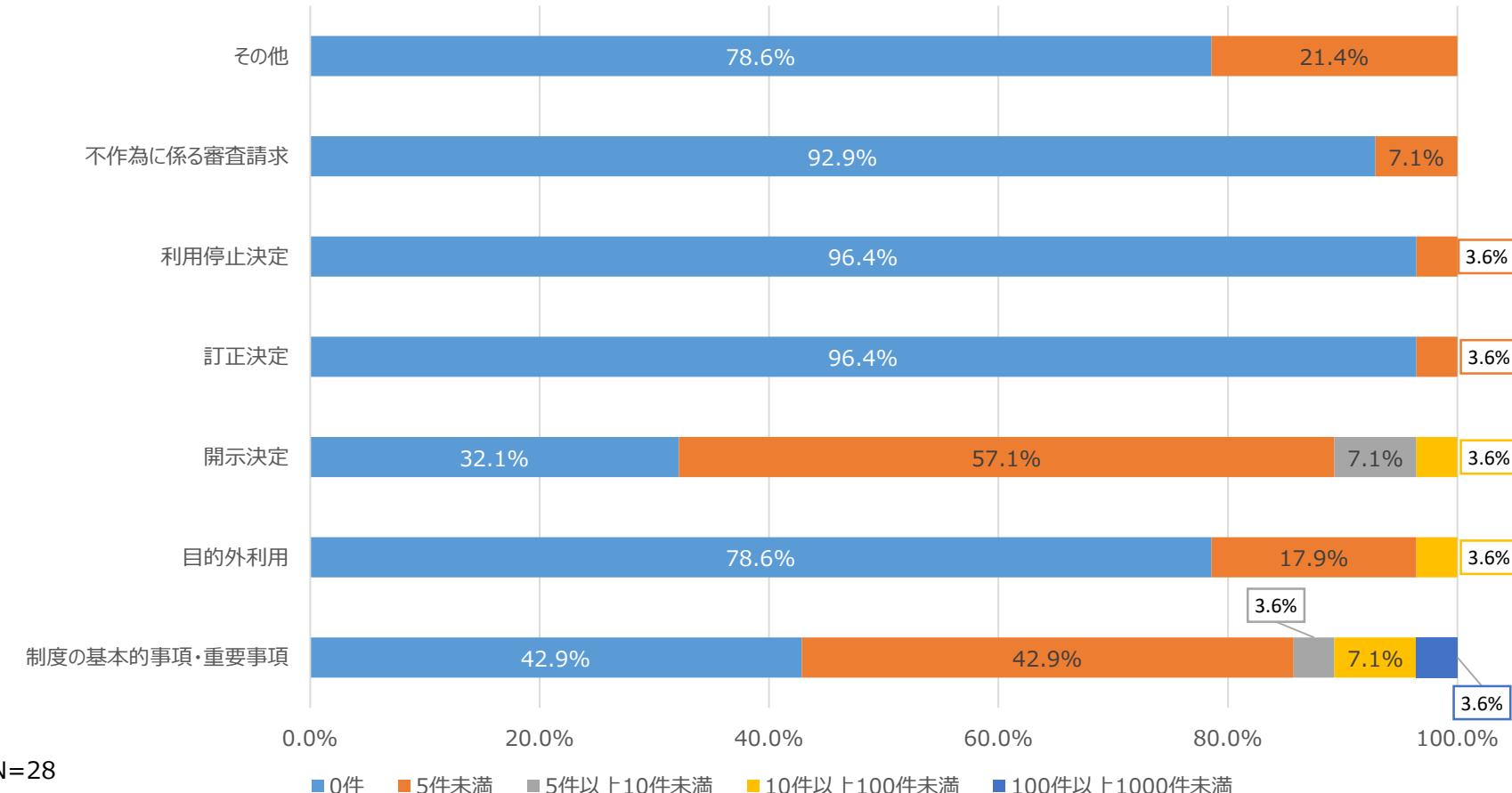
3-2 審査会等での諮詢・審議等の内容・件数 <500万以上>

- 人口500万人以上の団体では、他の人口規模の団体と比べて、「開示決定」の諮詢・審議等を行った件数が多く、すべての団体で諮詢・審議等を行っている。
- 他の人口規模の団体と比べて、「訂正決定」の諮詢・審議等を行った団体の割合が高い。



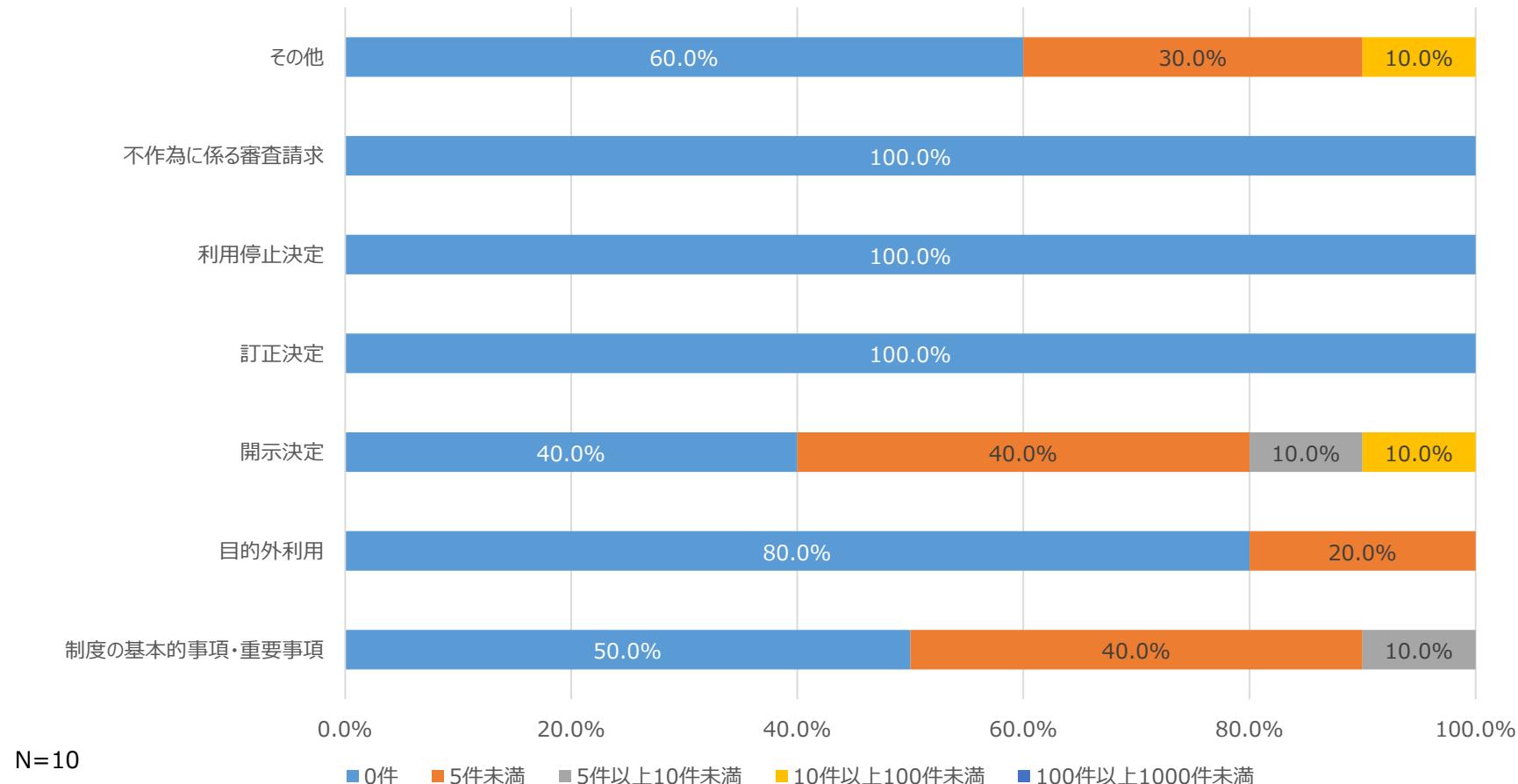
3-2 審査会等での諮詢・審議等の内容・件数 <100万以上500万未満>

- 人口100万人以上500万人未満の団体では、「制度の基本的事項・重要事項」について諮詢・審議等を行っている団体の割合が高くなっている。



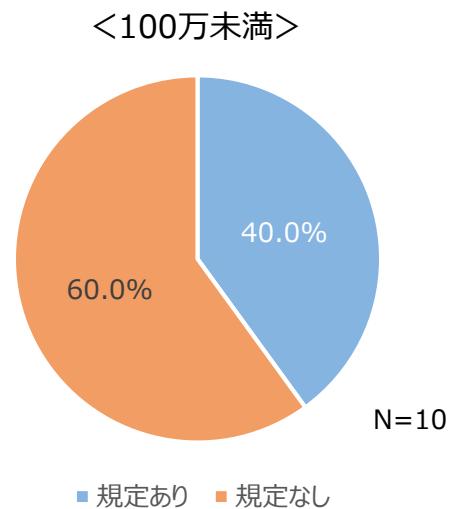
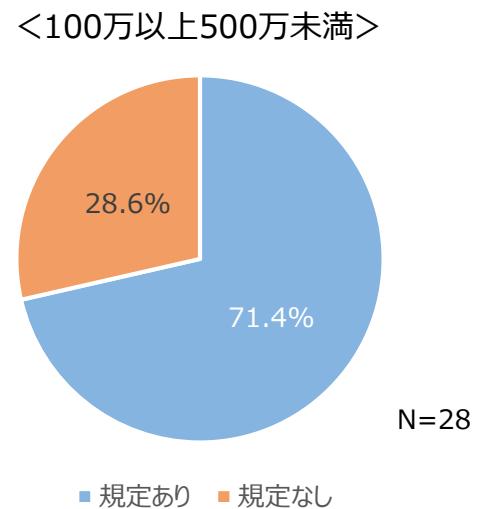
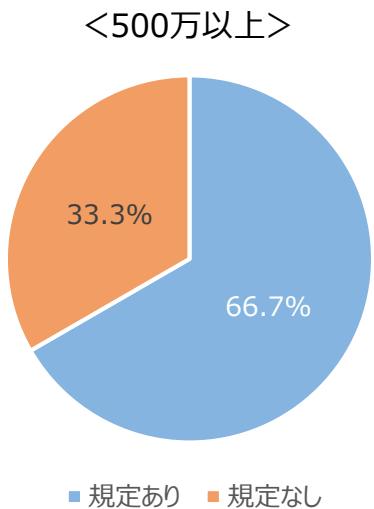
3-2 審査会等での諮詢・審議等の内容・件数 <100万未満>

- 人口100万人未満の団体では、「訂正決定」、「利用停止決定等」（及びこれらの「不作為に係る審査請求」）の諮詢・審議等を行った団体がない。



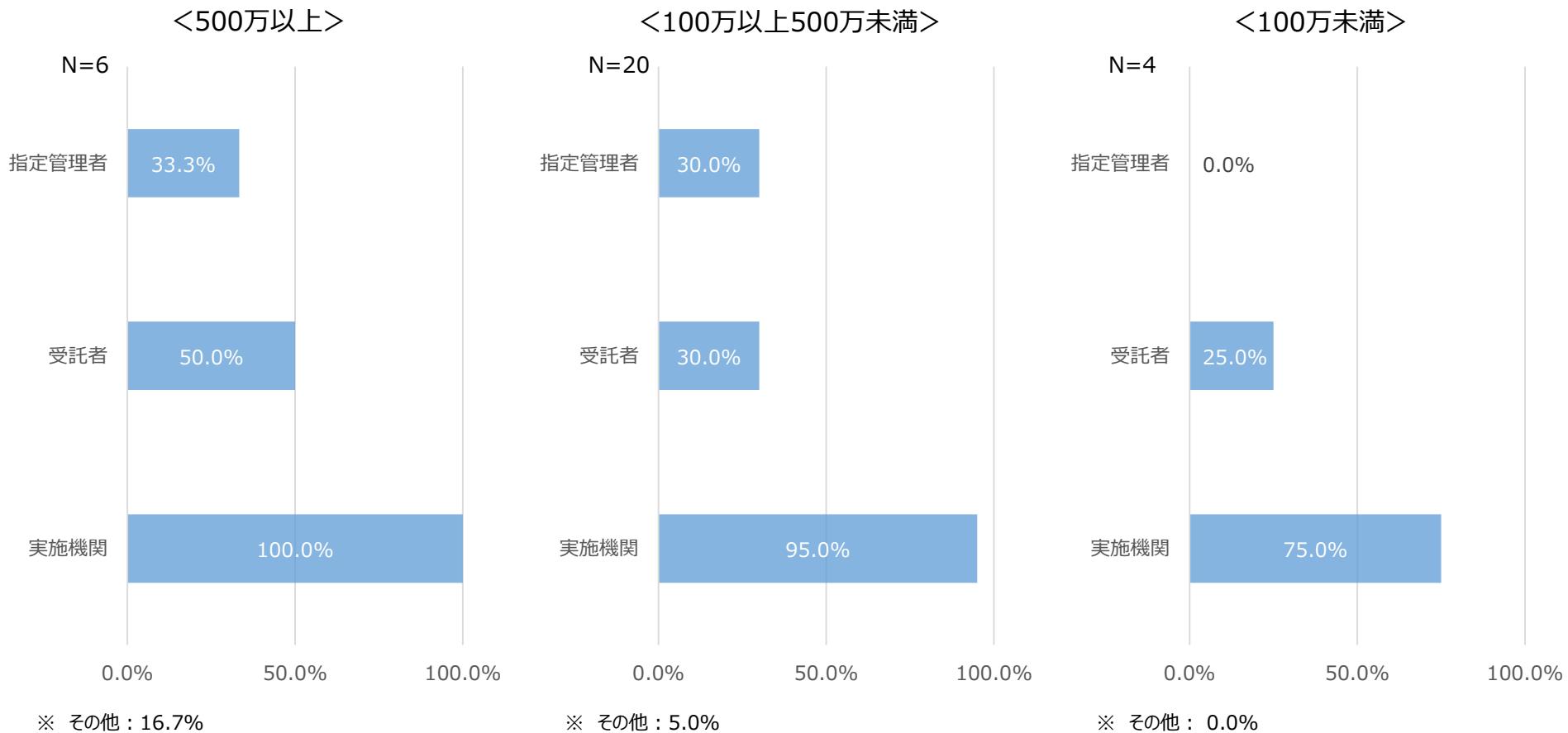
3-3 漏えい等の報告義務規定の有無

- 条例等において漏えい等の報告義務を定めている団体の割合は、人口100万人以上500万人未満の団体が71.4%と最も高く、次いで人口500万人以上の団体が66.7%となっている。
- 他方、人口100万人未満の団体では、条例等において漏えい等の報告義務を定めている団体の割合は40.0%と半数以下にとどまっている。



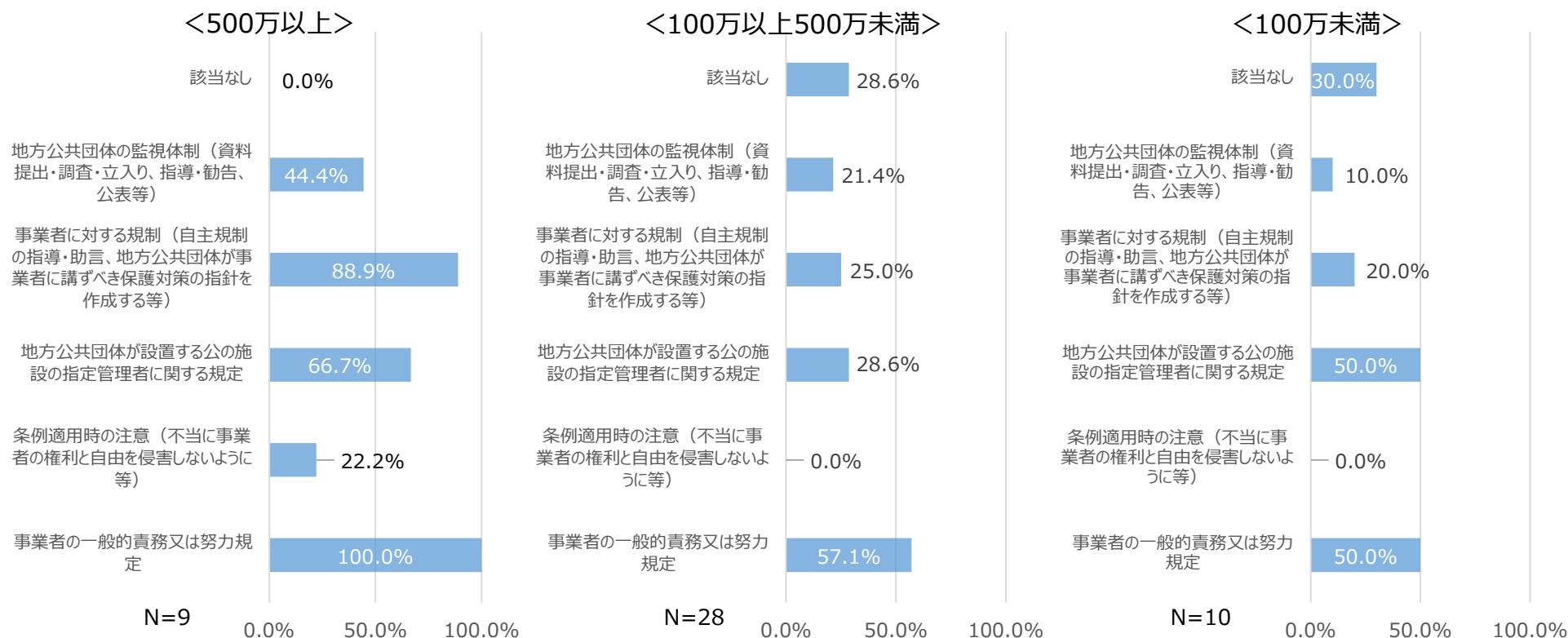
3-3 漏えい等の報告義務を負う機関

- いずれの人口規模の団体においても、報告義務を負う機関について、「実施機関」と回答した割合が最も高い。
- 「受託者」と回答した団体の割合は、人口規模が大きくなるほど高くなっている。また、「指定管理者」と回答した団体は、人口100万人未満では見られないが、人口100万人以上では約30%となっている。



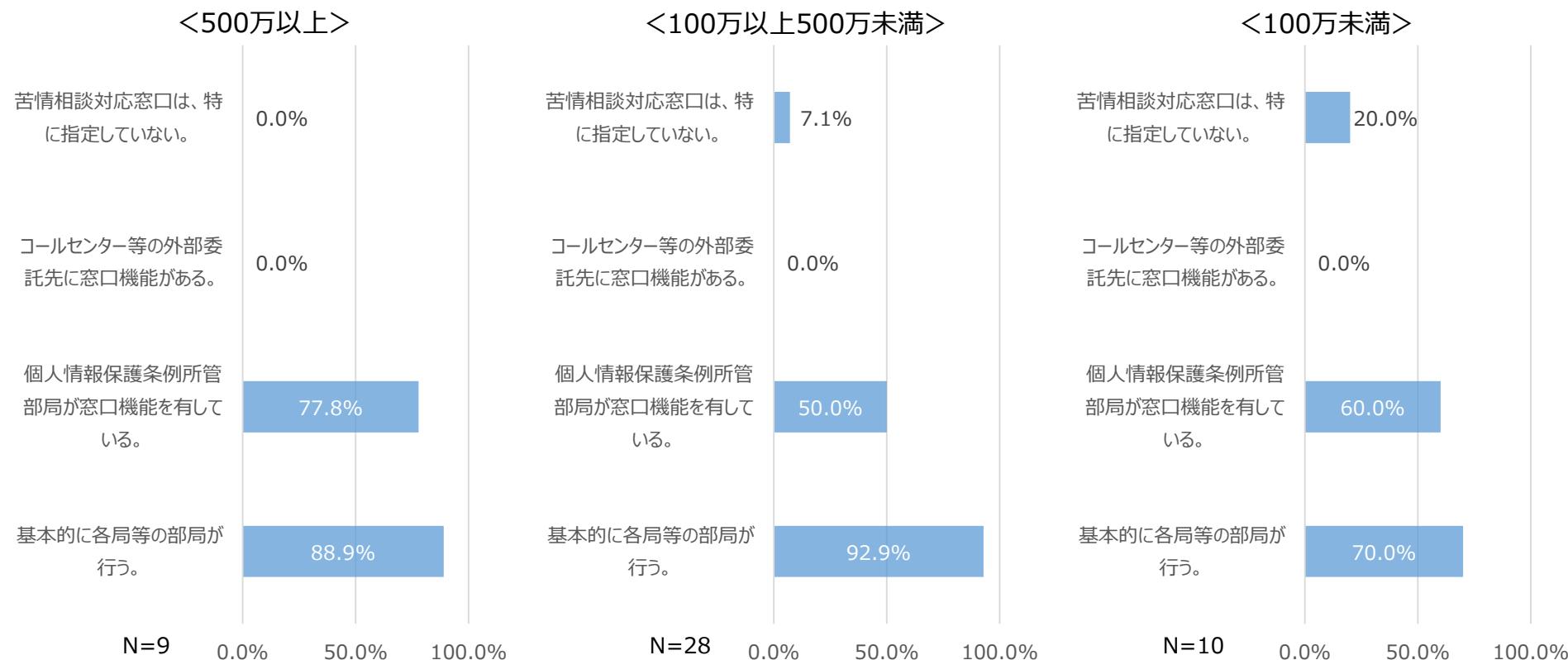
3-4 民間事業者を条例の適用対象としている場合の規律内容

- 民間事業者を条例の適用対象としている団体の割合については、人口500万人以上では100%、人口100万人以上500万人未満では67.9%、人口100万未満では80.0%となっている。
- 民間事業者を条例の適用対象としている場合に課している規律の内容について、いずれの人口規模でも「事業者の一般的義務又は努力規定」と回答している割合が最も高い。
- 「地方公共団体が設置する公の施設の指定管理者に関する規定」を定めている割合は、人口100万人未満の団体の方が人口100万人以上500万人未満の団体より高くなっている。



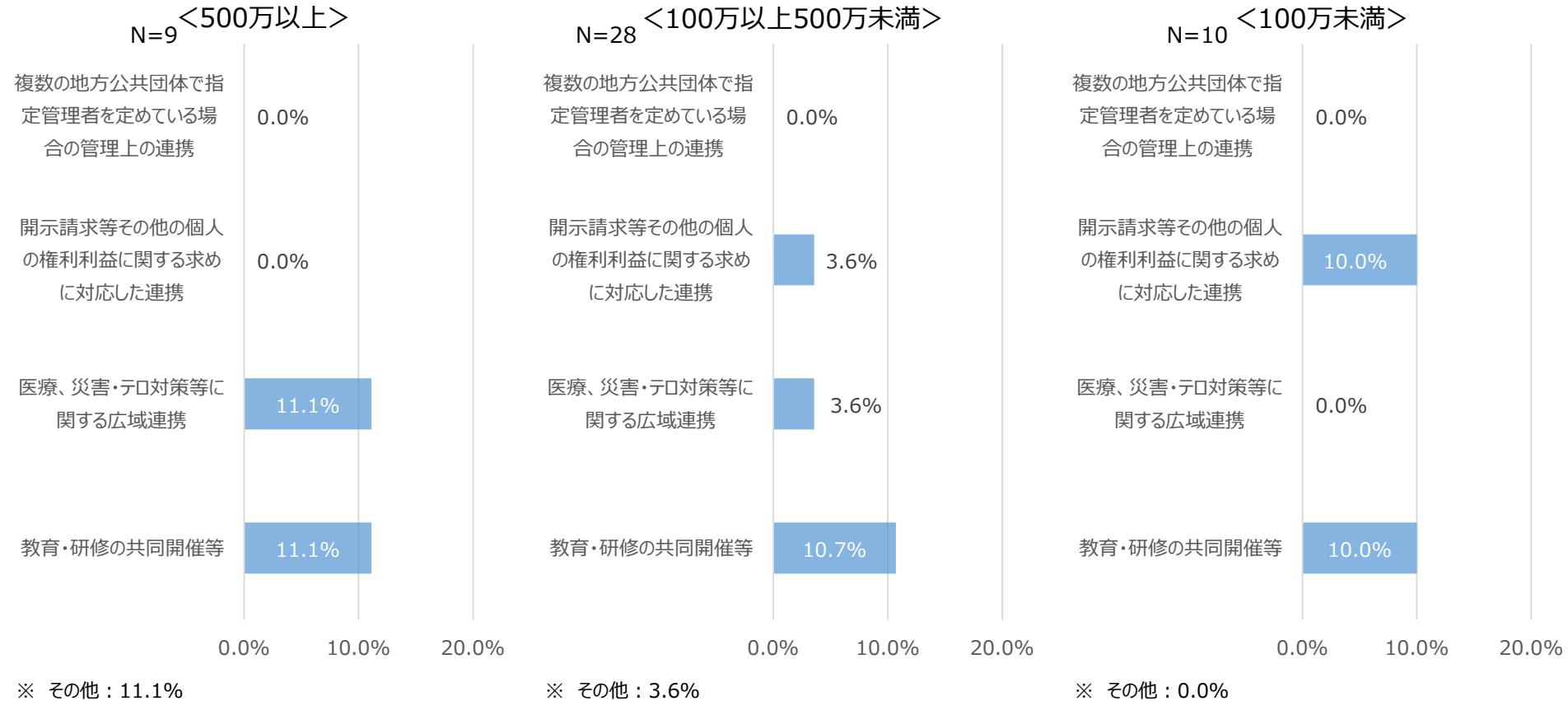
3-5 苦情処理対応を行う機関

- 地方公共団体における苦情処理について規定を設けている団体の割合は、人口500万人以上では100%、人口100万人以上500万人未満では96.4%、人口100万未満では80.0%となっている。
- 苦情処理対応を行う機関について、コールセンター等に委託している都道府県はなく、いずれの人口規模でも、「基本的に各局等の部局が行う」こととしている団体の割合が7割以上となっている。
- 「特に指定していない」の割合は、人口規模が大きくなるほど低くなる傾向にあり、人口500万人以上ではすべての団体が何らかの苦情相談対応窓口を指定している。



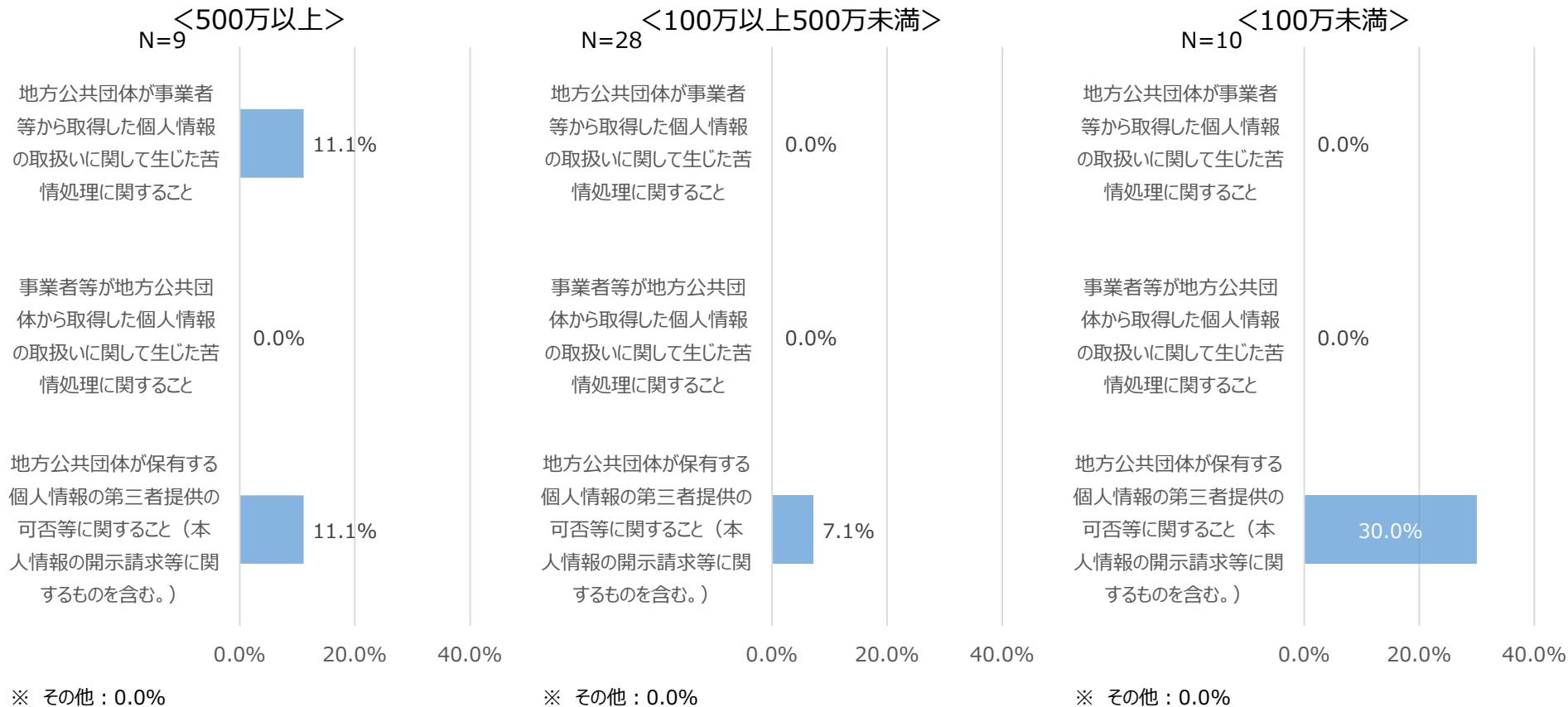
4-1 平成30年度以降の自治体間の連携施策の実績

- 平成30年度以降の自治体間の連携施策について、実績のある地方公共団体は少数である。
- 「教育・研修の共同開催等」、「医療、災害・テロ対策等に関する広域連携」、「開示請求等その他の個人の権利利益に関する求めに対応した連携」について実績がある都道府県は見られるが、「複数の地方公共団体で指定管理者を定めている場合の管理上の連携」の実績がある都道府県はない。



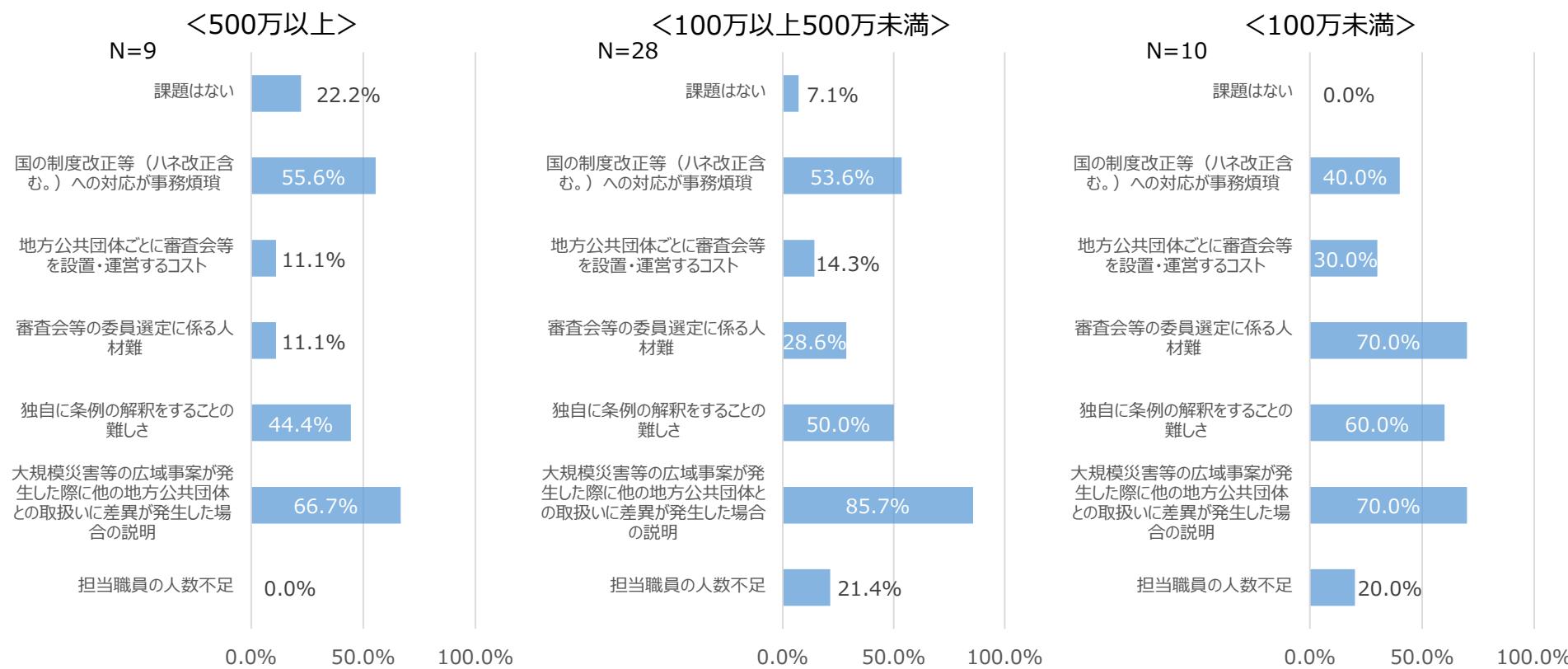
4-2 民間事業者からデータ利活用の目的で寄せられる相談・要望

- いずれの人口規模でも、「地方公共団体が保有する個人情報の第三者提供に関するこ（本人情報の開示請求等に関するものを含む。）」と回答している団体が見られる。
- 人口500万人以上の団体で「地方公共団体が事業者等から取得した個人情報の取扱いに関して生じた苦情処理に関するこ」と回答している団体が見られる。



4-3 現状の制度運用における課題・支障

- 課題はないとしている団体の割合については、人口規模が小さくなるほど減少し、人口100万人未満の団体ではすべての団体で何らかの課題がある。
- 「大規模災害等の広域事案が発生した際に他の地方公共団体との取扱いに差異が発生した場合の説明」は、いずれの人口規模でも6割以上の団体が課題としており、特に人口100万人以上500万人未満の団体では、85.7%が課題と回答している。
- 「国の制度改正等への対応が事務煩瑣」と回答した団体の割合は、人口規模が大きくなるほど高くなっている。

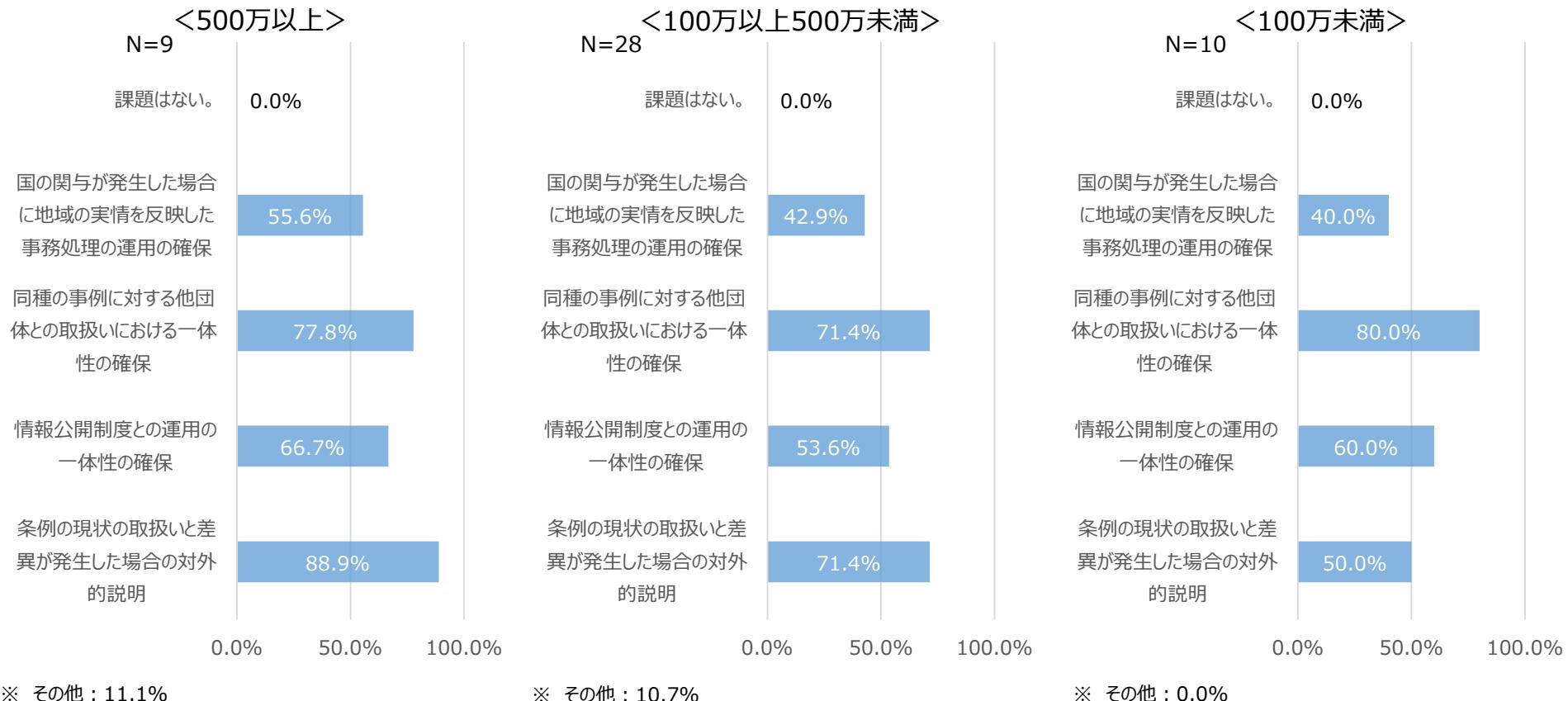


※ その他：11.1%

※ その他：7.1%

※ その他：0.0%

- 「条例の現状の取扱いと差異が発生した場合の対外的説明」や「国の関与が発生した場合に地域の実情を反映した事務処理の運用の確保」と回答した団体の割合は、人口規模が大きくなるほど高くなっている。
- 「同種の事例に対する他団体との取扱いにおける一体性の確保」と回答した団体の割合は人口100万人未満の団体の割合が最も高くなっている。

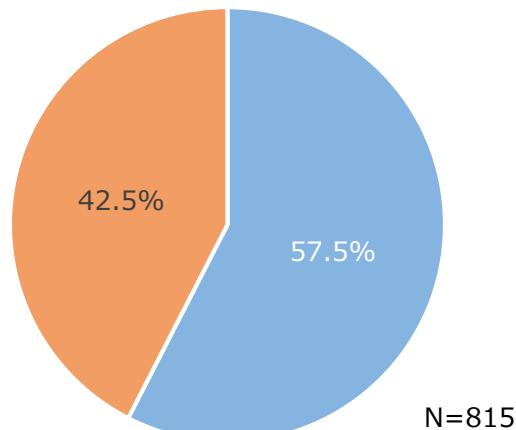


- I. 個人情報保護条例に係る実態調査について
- II. 調査結果 <全体>
- III. 調査結果 <都道府県>
- IV. 調査結果 <市町村>

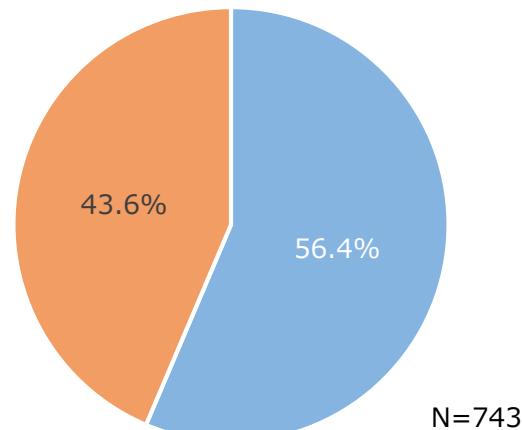
1-1 個人識別符号の定義

- 市においては57.5%、町においては56.4%、村においては37.2%の団体が行政機関個人情報保護法第2条第3項と同様の規定を設けている。
- 自治体の規模が小さいほど、同様の規定を設けていない団体の割合が高くなっている。

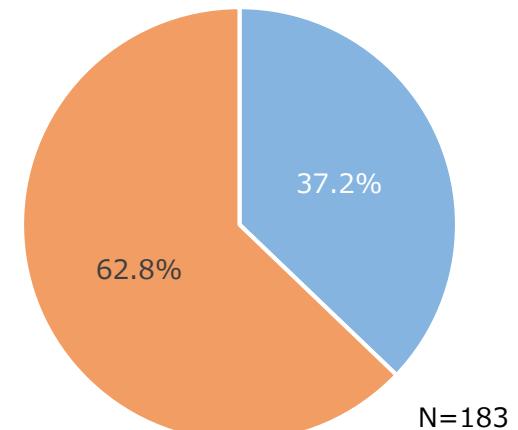
<市>



<町>



<村>



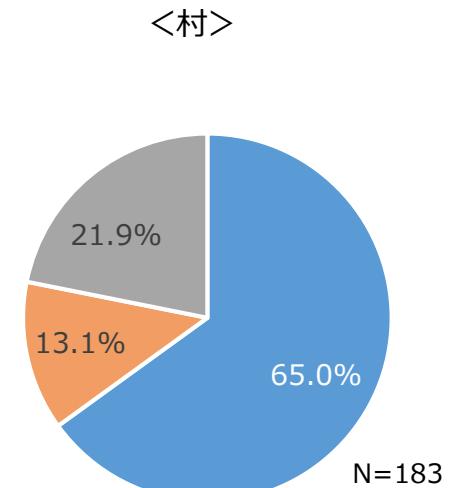
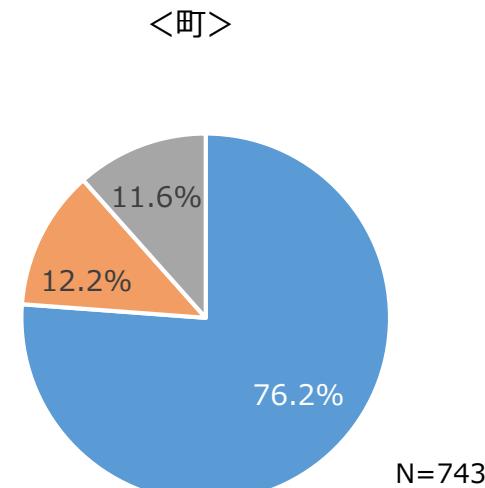
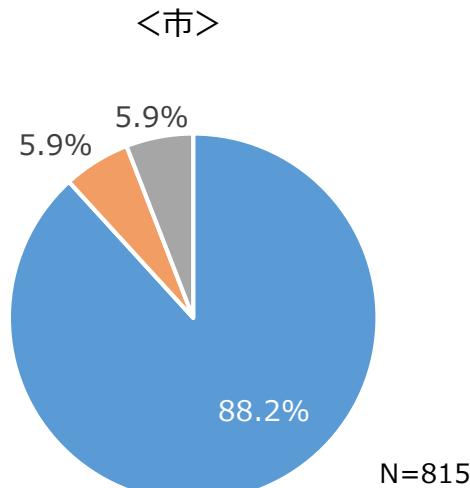
- 行個法第2条第3項と同様の規定がある
- 行個法第2条第3項と同様の規定がない

- 行個法第2条第3項と同様の規定がある
- 行個法第2条第3項と同様の規定がない

- 行個法第2条第3項と同様の規定がある
- 行個法第2条第3項と同様の規定がない

1-2 個人情報の定義における照合性

- 88.2%の市において、照合の容易性を要件としていない。
- 村においては、21.9%が、他の情報との照合による識別の概念を規定していない。



- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報との照合による識別の概念を規定していない。

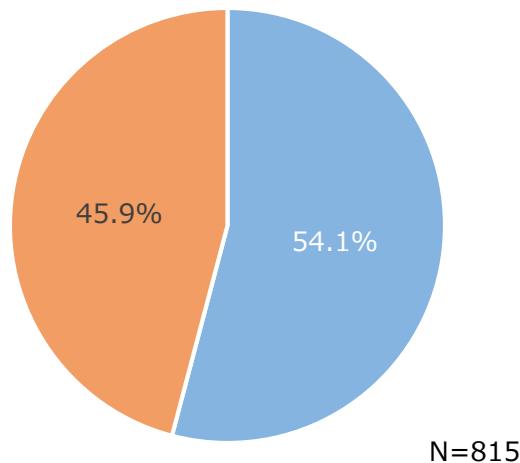
- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報との照合による識別の概念を規定していない。

- 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報
- 他の情報との照合による識別の概念を規定していない。

1-3 要配慮個人情報に関する規定

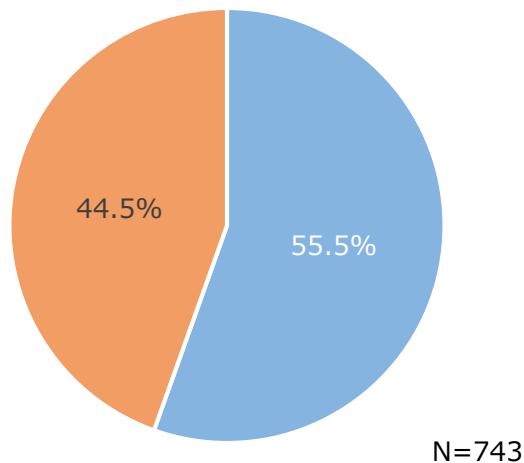
- 市及び町においては、半数以上の団体が行政機関個人情報保護法第2条第4項と同様の規定を設けているのに対し、村において同様の規定を設けている団体の割合は34.4%と低くなっている。

<市>



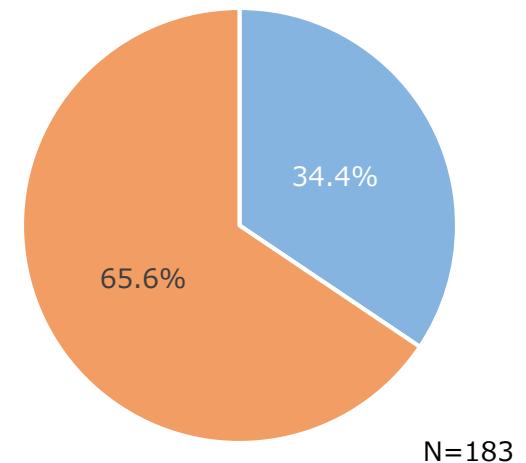
- 行個法第2条第4項と同様の規定がある
- 行個法第2条第4項と同様の規定がない

<町>



- 行個法第2条第4項と同様の規定がある
- 行個法第2条第4項と同様の規定がない

<村>

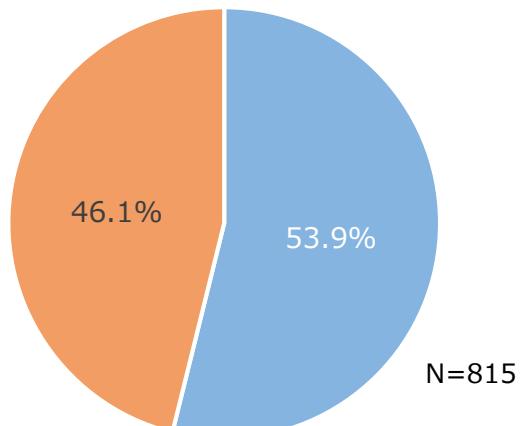


- 行個法第2条第4項と同様の規定がある
- 行個法第2条第4項と同様の規定がない

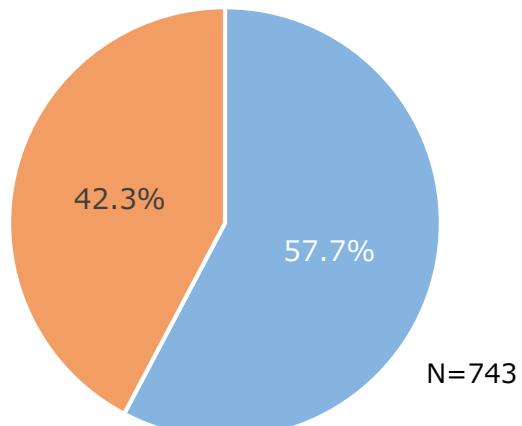
1-4 「要配慮個人情報」の定義規定

- センシティブ情報について、市及び町においては、半数以上が「要配慮個人情報」という名称で定義している。
- 他方、村においては、54.6%が「要配慮個人情報」として規定していない。

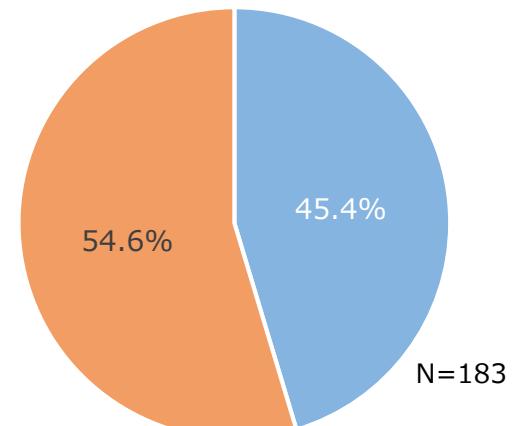
<市>



<町>



<村>



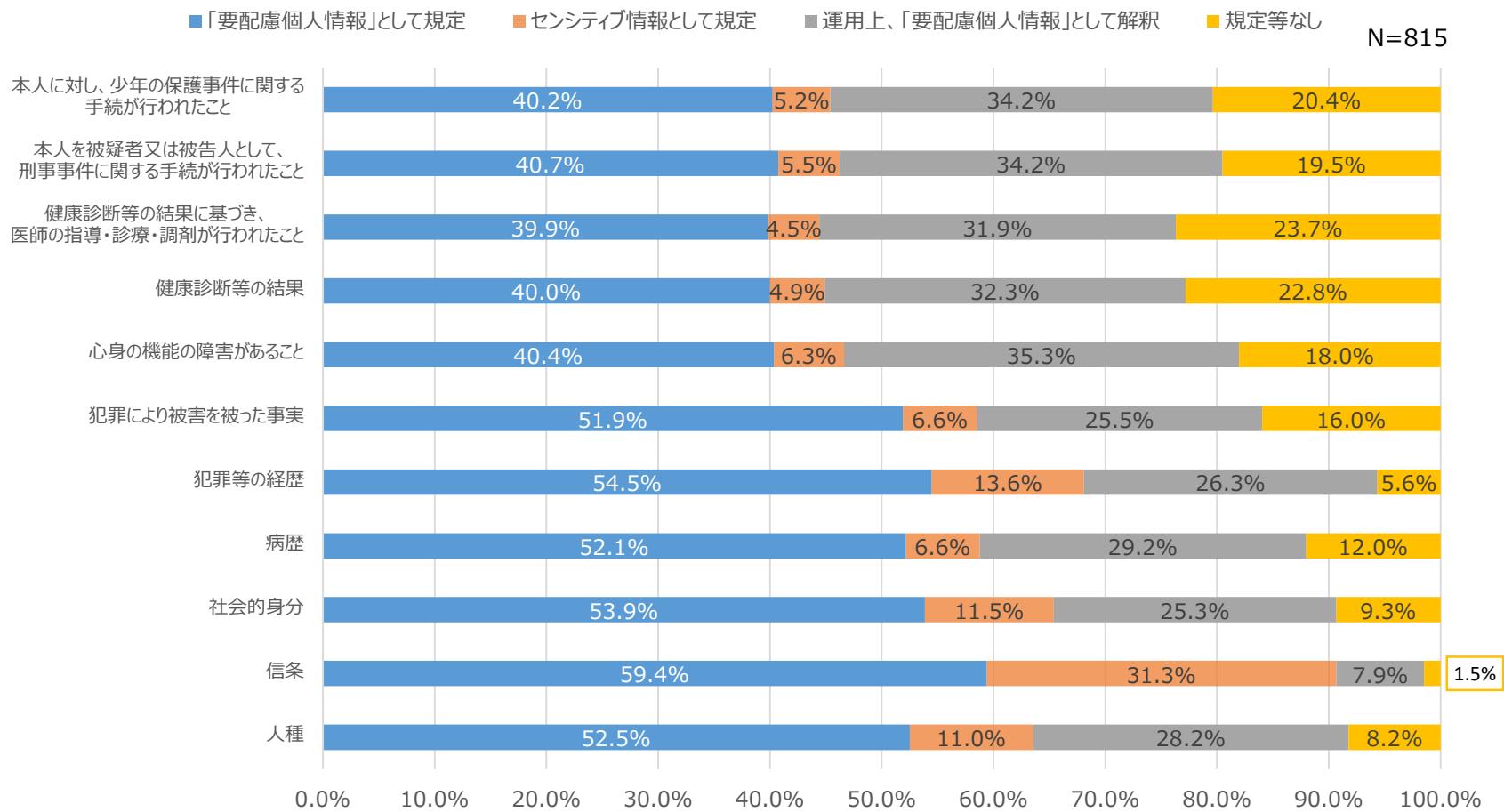
- 「要配慮個人情報」として規定している
- 「要配慮個人情報」として規定していない

- 「要配慮個人情報」として規定している
- 「要配慮個人情報」として規定していない

- 「要配慮個人情報」として規定している
- 「要配慮個人情報」として規定していない

1-5 要配慮個人情報の具体的な内容 <市>

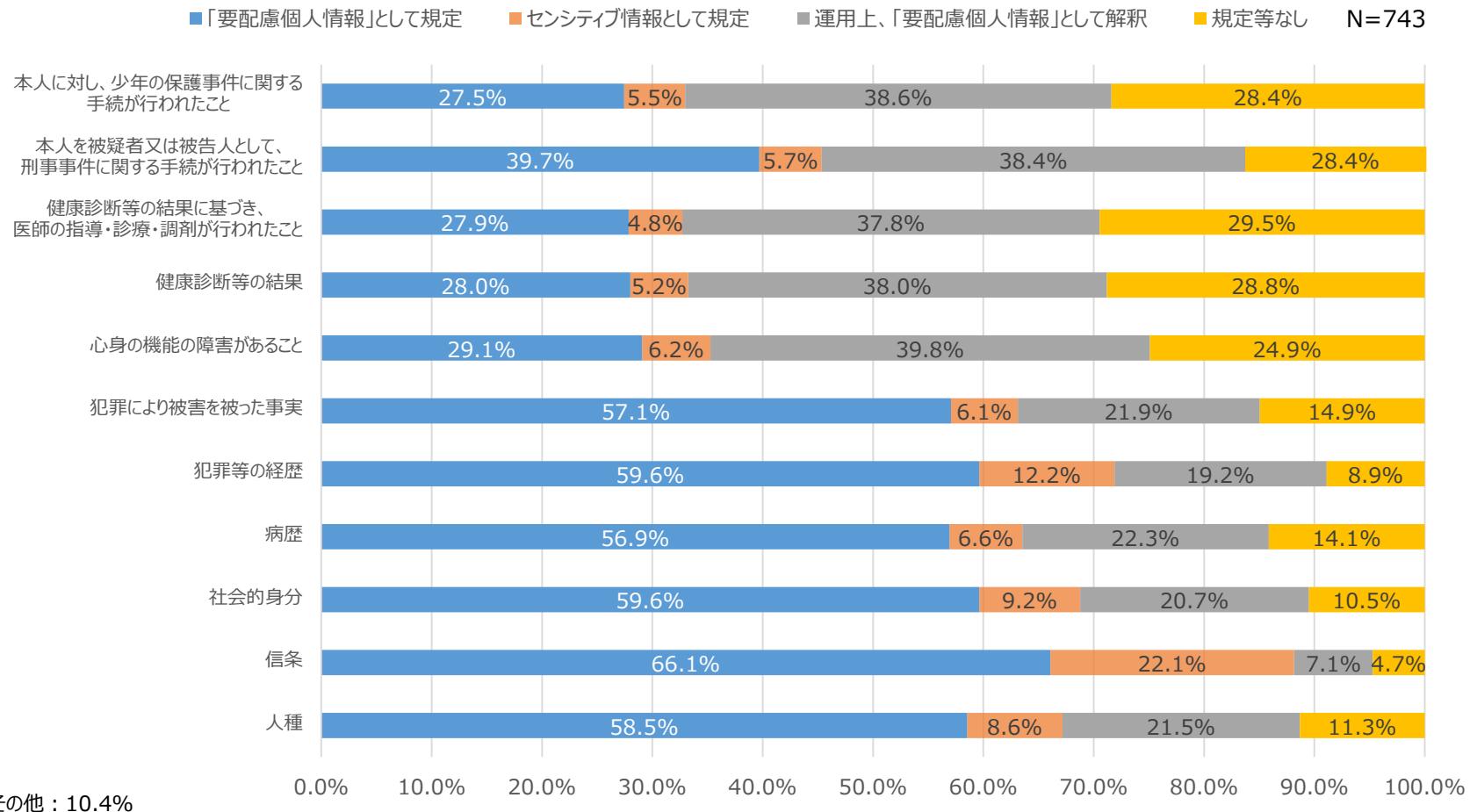
- 市においては、町村と比較して、規定等なく運用上もセンシティブ情報として取り扱っていないとする団体が少ない。
- 「信条」については、規定等なく運用上もセンシティブ情報として取り扱っていないとしている割合が少なく、センシティブ情報として特に規定している割合が高くなっている。



※ その他：18.2%

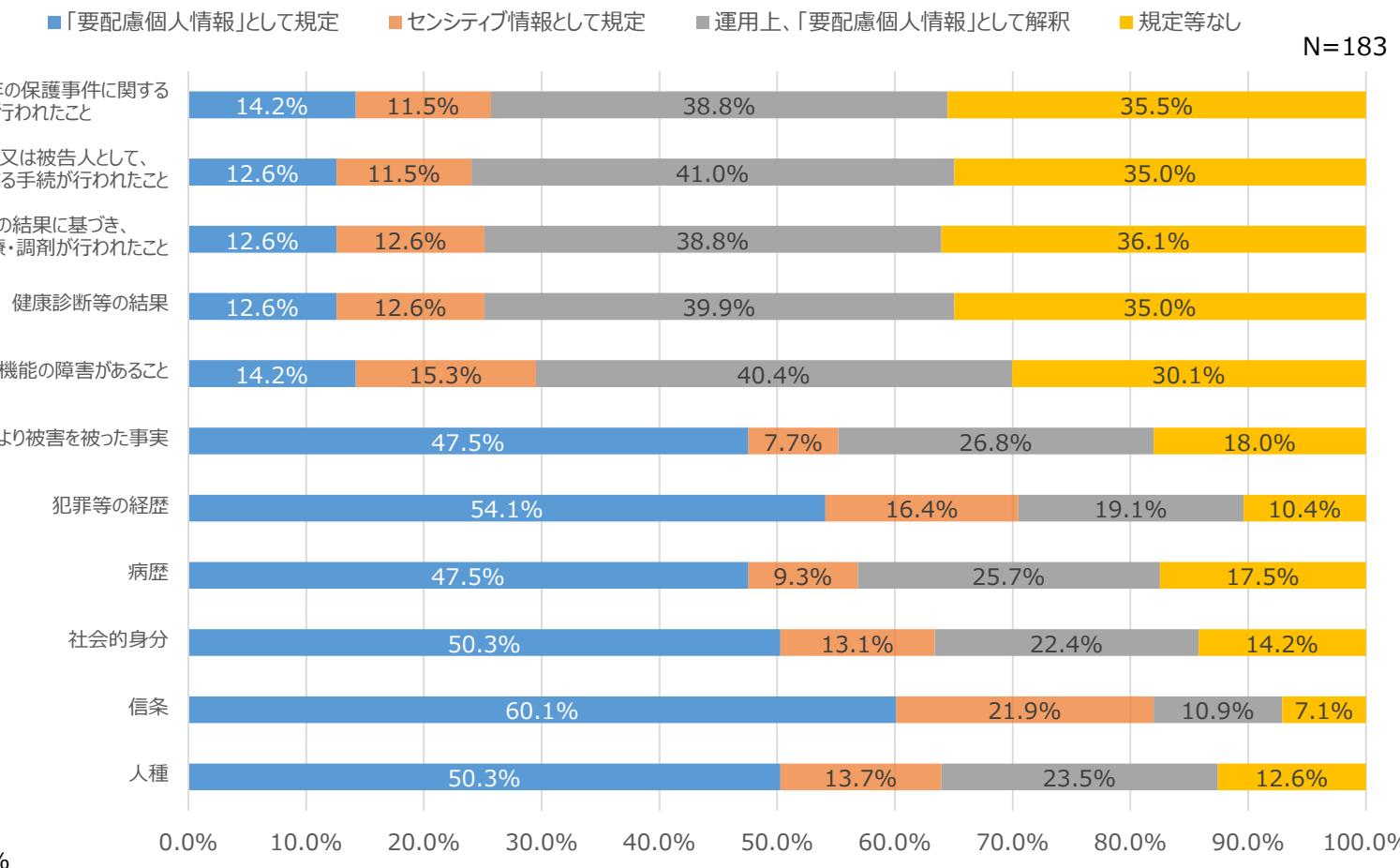
1-5 要配慮個人情報の具体的な内容 <町>

- 町においては、市と比較して、「心身の機能の障害があること」、「健康診断等の結果」、「健康診断等の結果に基づき、医師の指導・診療・調剤が行われたこと」、「本人を被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと」、「本人に対し、少年の保護事件に関する手続が行われたこと」について、「要配慮個人情報」として規定している割合が低い。



1-5 要配慮個人情報の具体的な内容 <村>

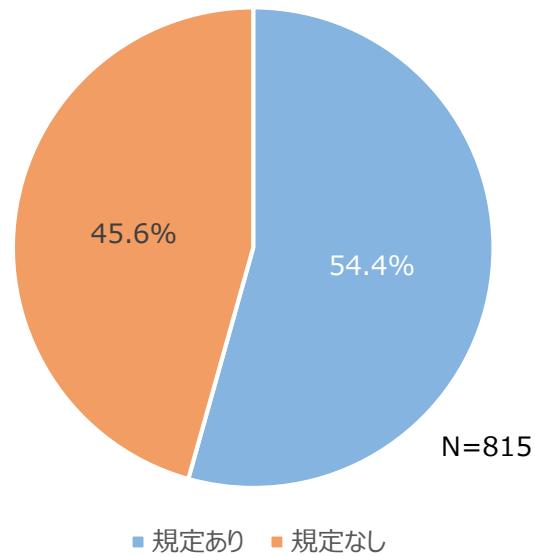
- 村においては、市及び町と比較して、規定等なく運用上もセンシティブ情報として取り扱っていないとする団体の割合が高くなっている。
- 「心身の機能の障害があること」、「健康診断等の結果」、「健康診断等の結果に基づき、医師の指導・診療・調剤が行われたこと」、「本人を被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと」、「本人に対し、少年の保護事件に関する手續が行われたこと」について、「要配慮個人情報」として規定している団体の割合は10%前後と低くなっている。



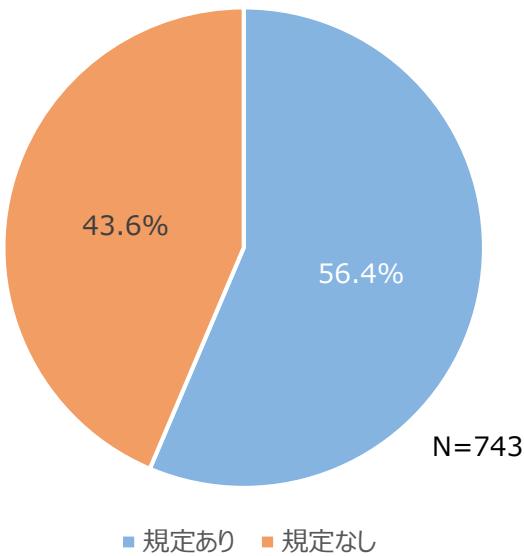
1-6 個人情報ファイルの規定

- 市町村いずれにおいても、半数以上が「個人情報ファイル」について規定している。
- 「個人情報ファイル」について規定している団体の割合は、村において最も高くなっている、市において最も低くなっている。
- なお、「個人情報の保有状況を記録した帳簿等」については、97.5%の市、93.8%の町、90.2%の村が、「個人情報ファイル簿」については、24.3%の市、35.0%の町、42.1%の村が、作成規定を設けている。

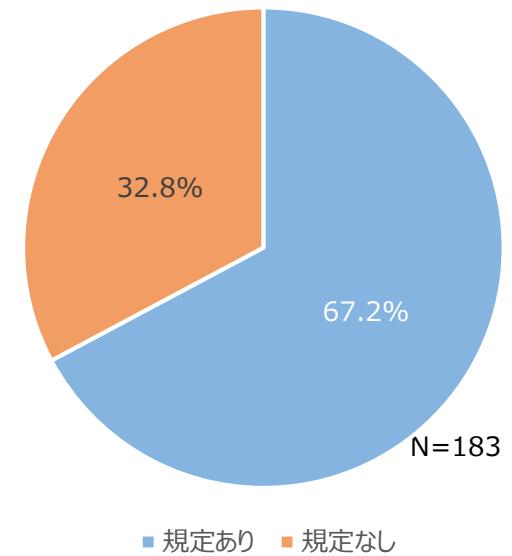
<市>



<町>

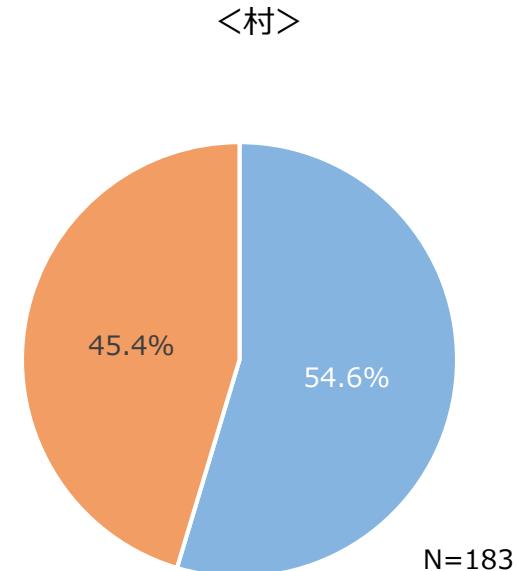
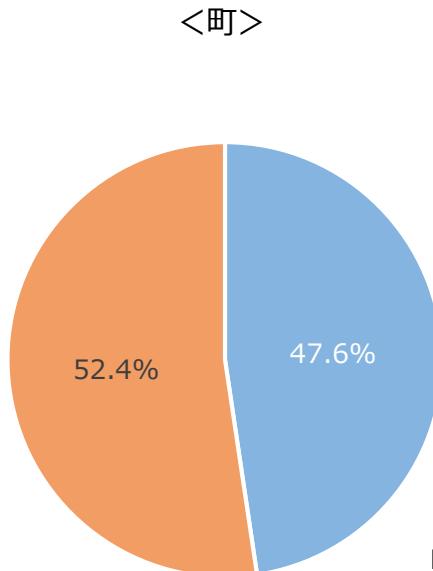
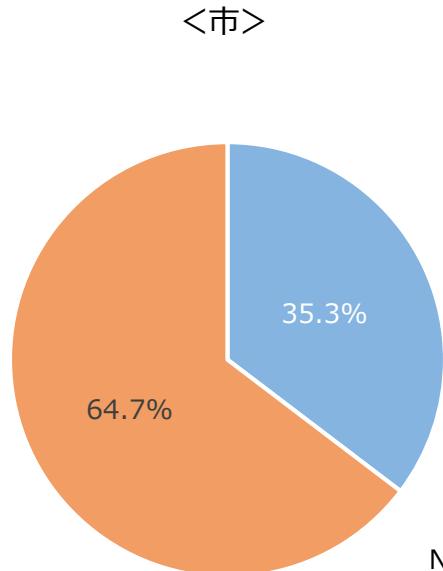


<村>



1-7 死者に関する情報の取扱い

- 「死者に関する情報」についても規律の対象としている団体の割合については、市において64.7%と最も高くなっています。町においては52.4%、村においては45.4%と、自治体の規模が小さくなるほど低くなっています。



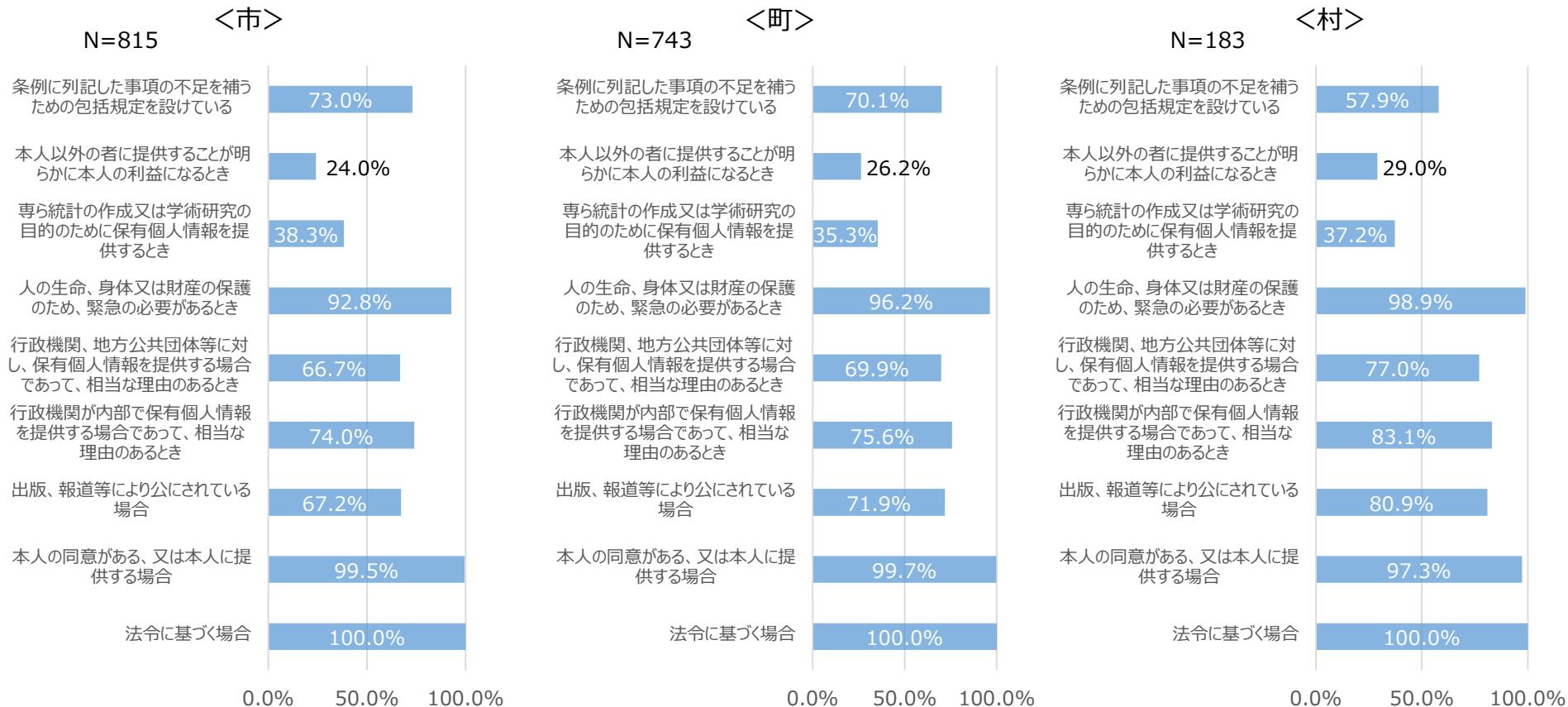
■ 生者に関する情報のみ対象
■ 死者に関する情報も対象

■ 生者に関する情報のみ対象
■ 死者に関する情報も対象

■ 生者に関する情報のみ対象
■ 死者に関する情報も対象

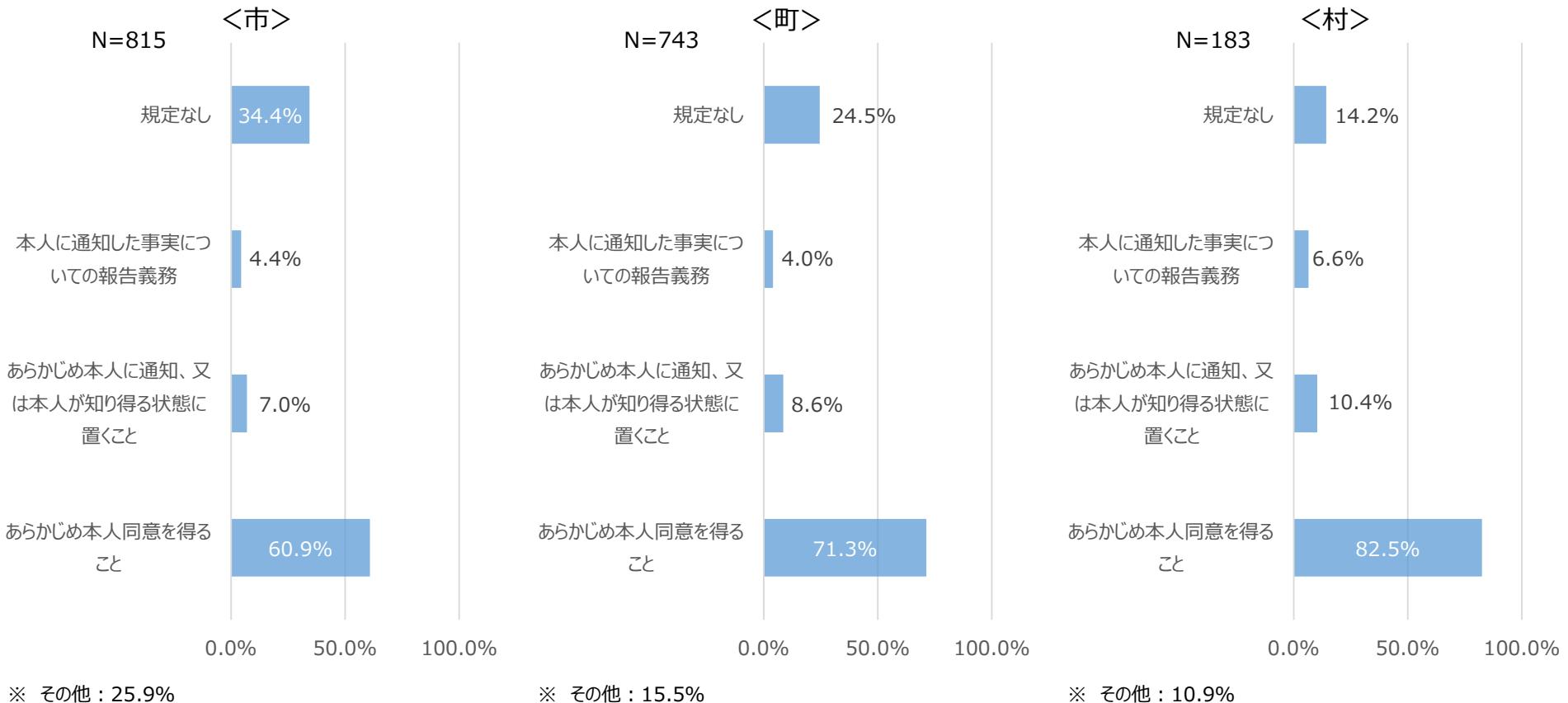
2-1 目的外利用又は外部提供に関する規制

- 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」や「人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要があるとき」などに目的外利用及び外部提供ができることとしている団体の割合は、自治体の規模が小さくなるほど高くなっている。
- 「条例に列記した事項の不足を補うための包括規定を設けている」団体の割合は、市において73.0%と最も高くなっている。町においては70.1%、村においては57.9%と、自治体の規模が小さくなるほど低くなっている。



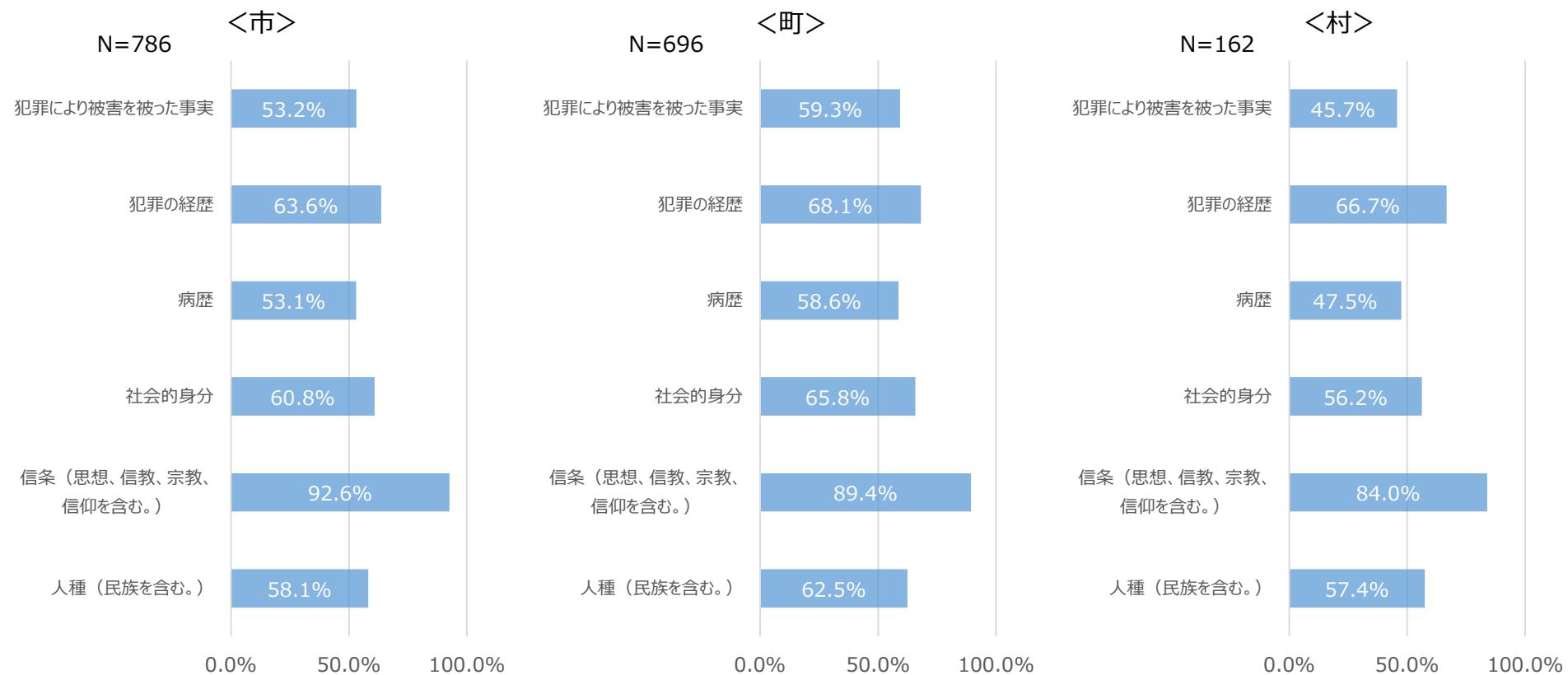
2-2 目的の範囲内の利用に関する規制

- 利用・収集目的の範囲内における個人情報の取扱い及び外部提供に関し、あらかじめ本人同意を得ることを義務付けている団体の割合は、市町村いずれにおいても半数以上となっており、村において最も割合が高くなっている。
- 市においては、町村と比較して、利用・収集目的の範囲内における個人情報の取扱い及び外部提供に関し、規定を設けていない団体の割合が比較的高くなっている。



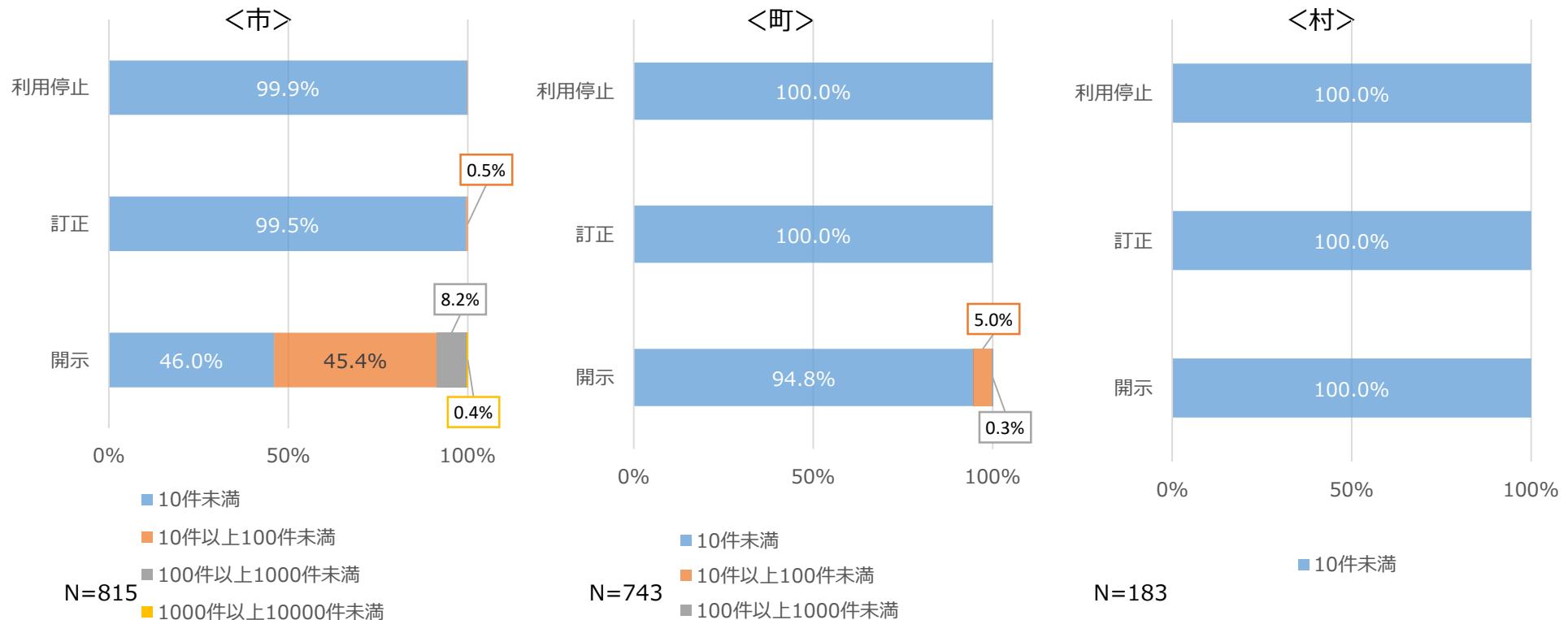
2-3 センシティブ情報の取扱いに関する制限規定

- 一定の情報について収集・記録規制を設けている団体の割合は、市においては96.4%、町においては93.7%、村においては88.5%となっている。
- 「信条（思想、信教、宗教、信仰を含む。）」に関する情報についての収集・記録規制については、人口規模が小さくなるほど規定している団体の割合が低くなっている。



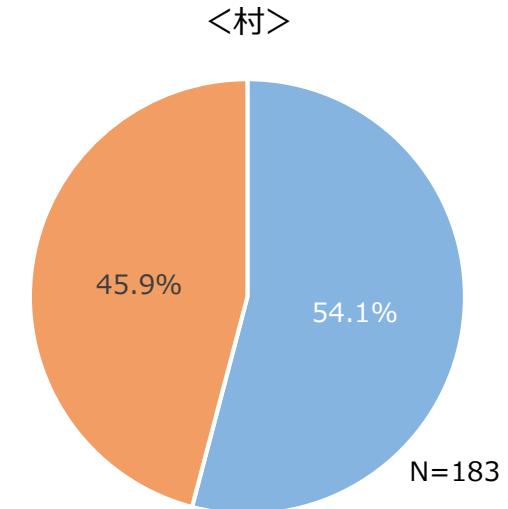
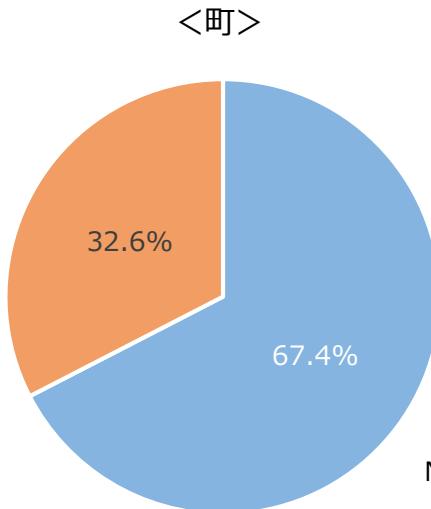
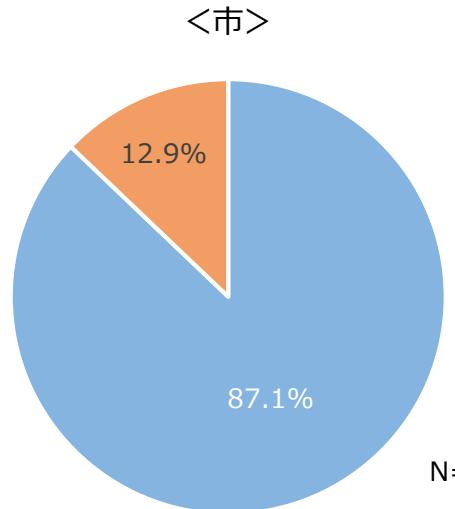
2-4 自己情報の開示・訂正等の請求が行われた件数

- 自己情報の利用停止の規定を設けている団体の割合は、市において99.9%、町において95.8%、村において89.6%となっている。
- 訂正及び利用停止の請求件数については、市町村いずれにおいても、10件未満の割合が90%以上と高くなっている。
- 開示の請求件数については、市においては10件以上100件未満の割合が相対的に高くなっている。



2-5 民間事業者を「指定管理者」に指定している団体

- 市においては8割以上の団体が、民間事業者を「指定管理者」に指定しているのに対し、村においては指定している団体の割合が54.1%と比較的低くなっている。



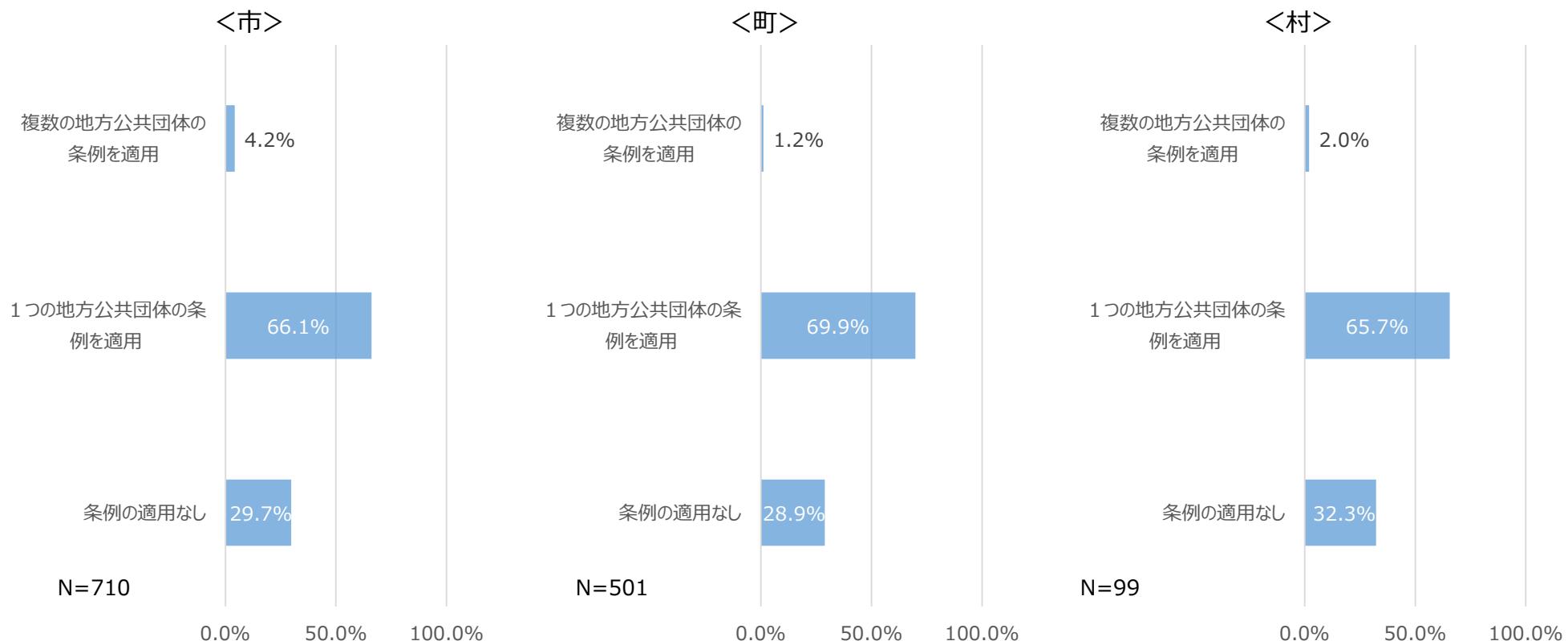
■ 民間事業者を指定している
■ 民間事業者を指定していない

■ 民間事業者を指定している
■ 民間事業者を指定していない

■ 民間事業者を指定している
■ 民間事業者を指定していない

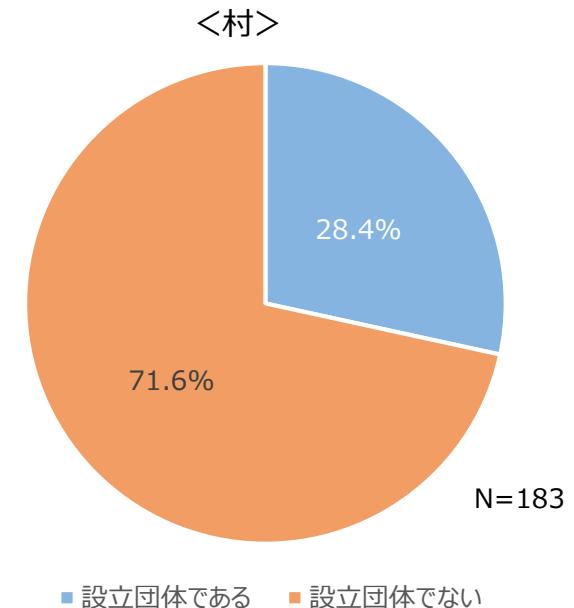
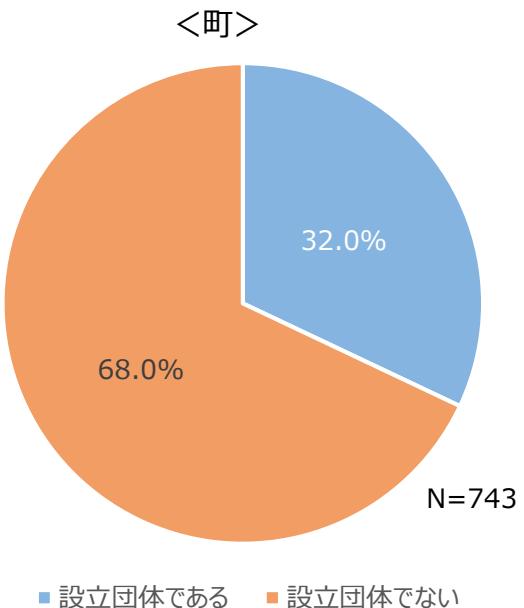
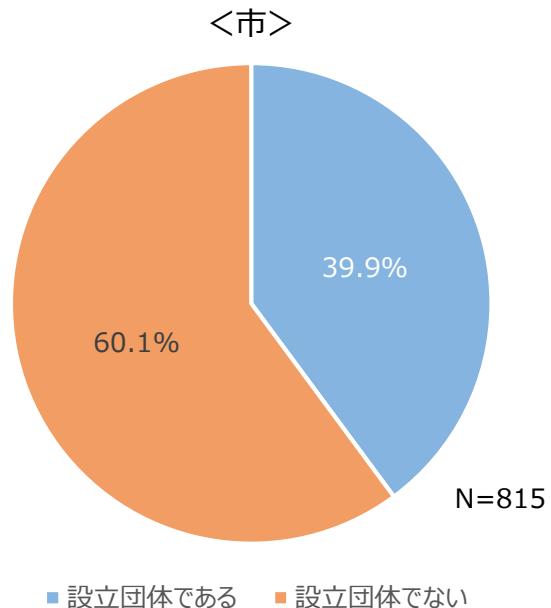
2-5 「指定管理者」に対する条例の適用関係

- 指定管理者（民間事業者）に対する条例の適用関係については、市町村いずれにおいても「1つの地方公共団体の条例を適用する」と回答した団体の割合が60%以上と最も高くなっている。



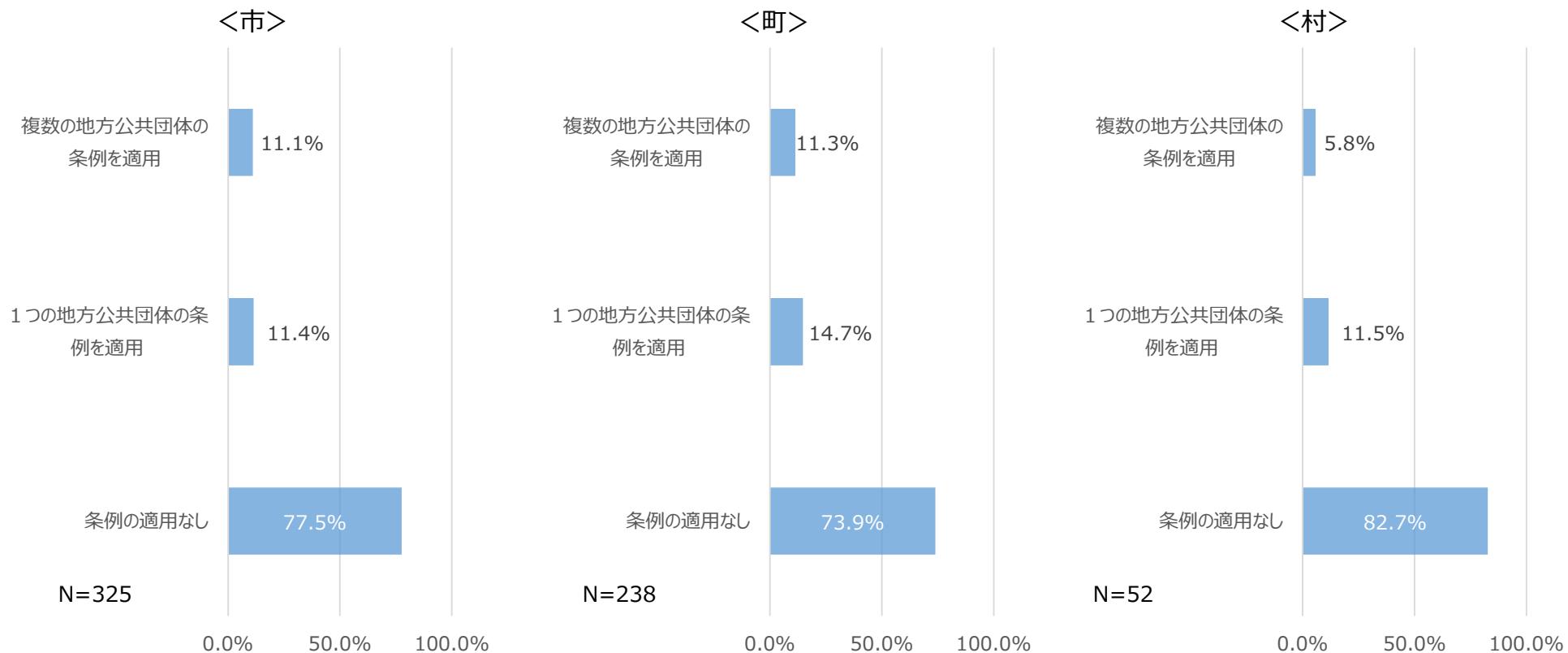
2-6 二以上の地方公共団体により設立された法人の設立団体

- 二以上の地方公共団体により設立された法人の設立団体である割合は、市町村いずれにおいても半数以下となっており、村における割合が最も低い。

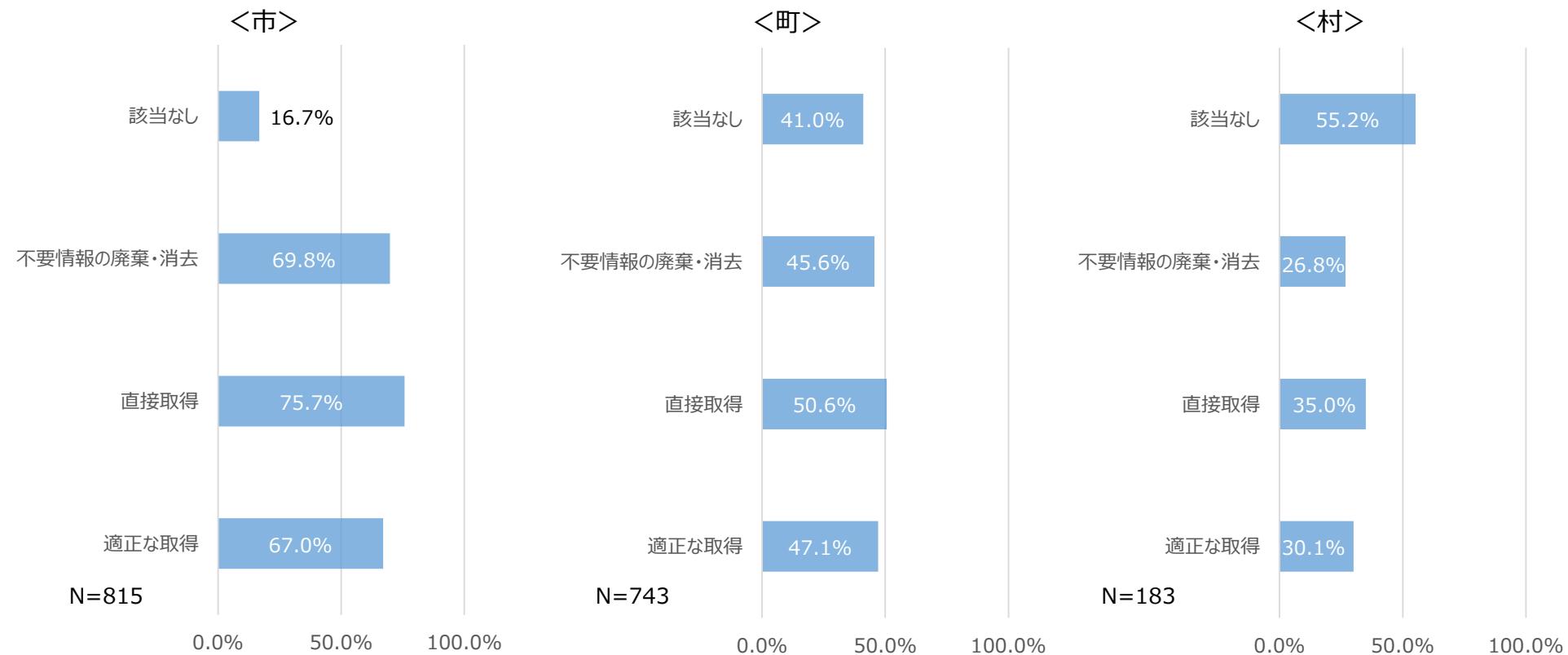


2-6 二以上の地方公共団体により設立された法人に対する条例の適用関係

- 二以上の地方公共団体により設立された法人においては、市町村いずれにおいても、「条例の適用なし」としている団体の割合が最も高くなっている。

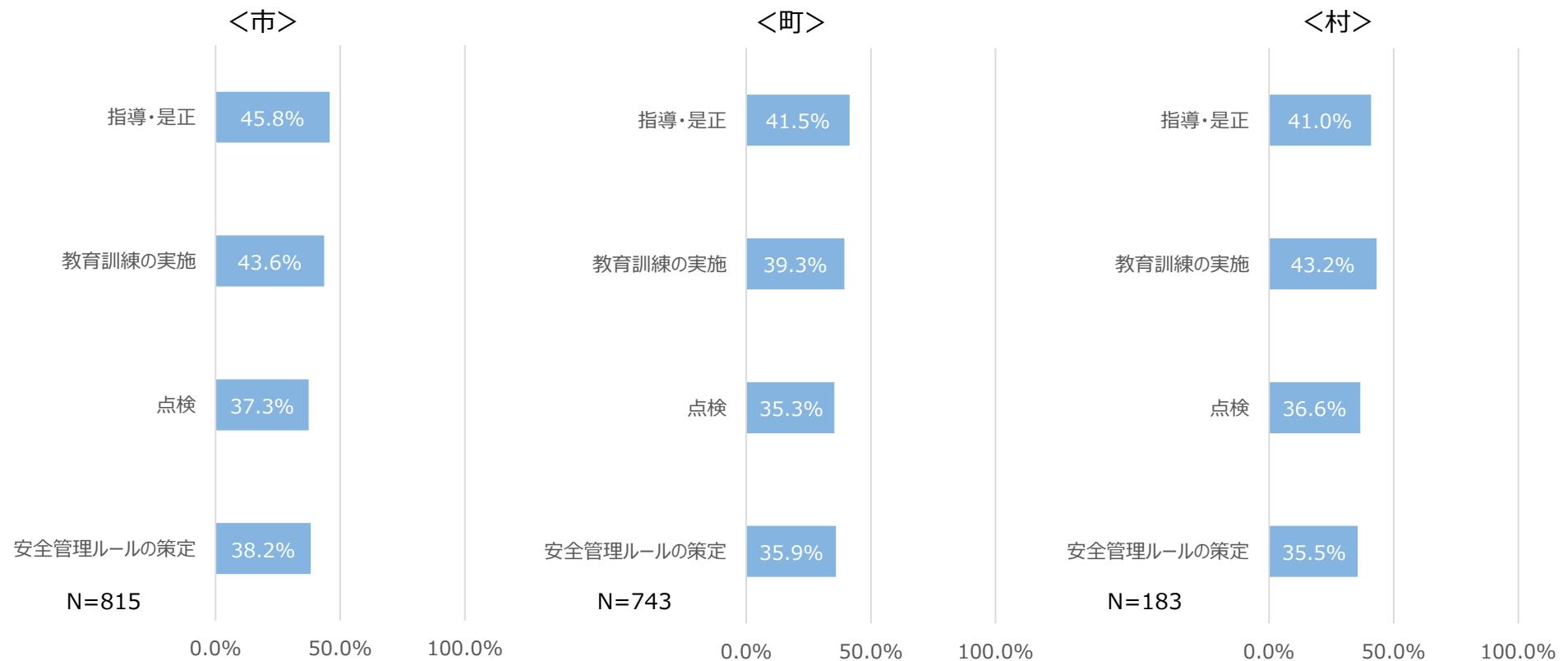


- 行政機関個人情報保護法には規定のない個人情報保護法並びの規定について、市においては、いずれの規定についても半数以上の団体が設けているのに対し、村においては3割程度と比較的低くなっている。



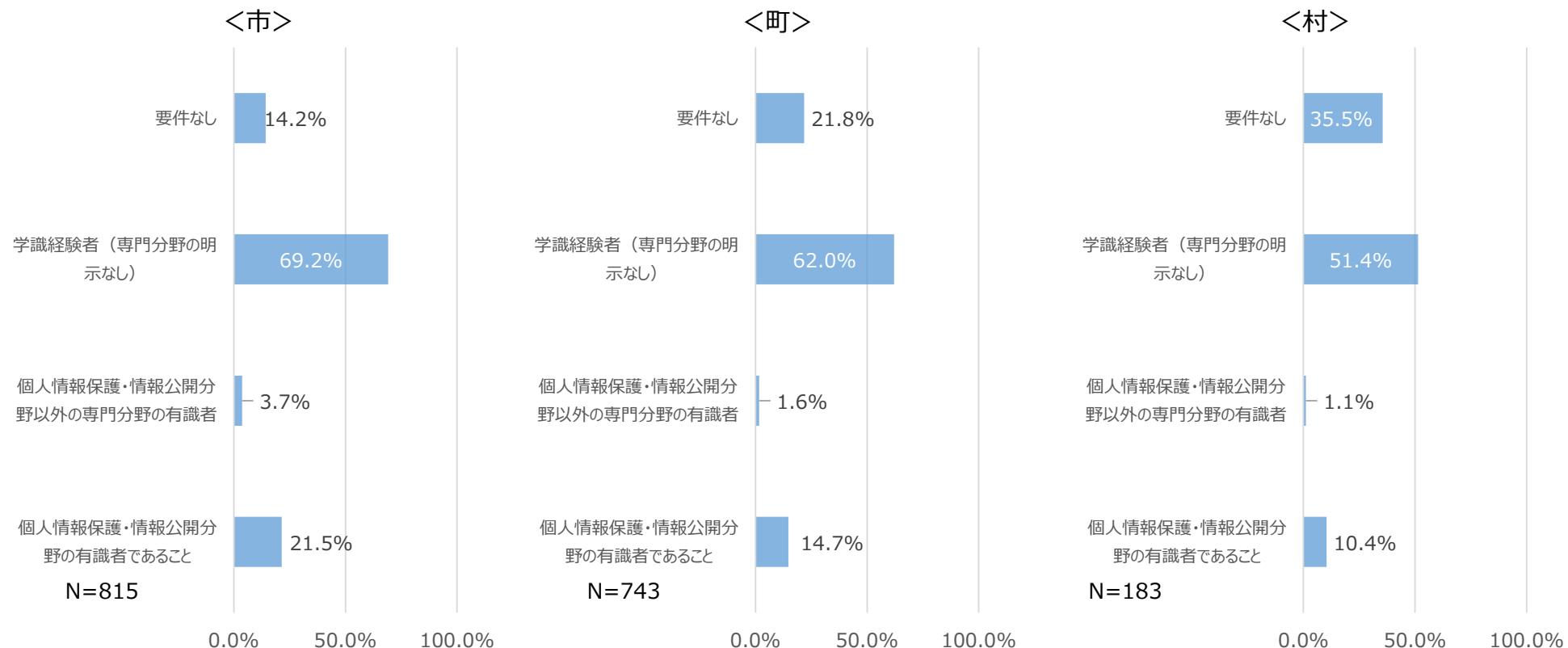
3-1 組織内の責任者が有する権能

- 実施機関全体の責任者の指定について規定を設けている団体の割合は、市において53.5%、町において62.4%、村において69.4%となっている。
- 各部署の責任者の指定について規定を設けている団体の割合は、市において73.4%、町において63.5%、村において70.5%となっている。
- 責任者の権能については、市町においては、「指導・是正」としている団体の割合が最も高く、次いで「教育訓練の実施」としている団体の割合が高い。
- 村においては、「教育訓練の実施」としている団体の割合が最も高くなっている。



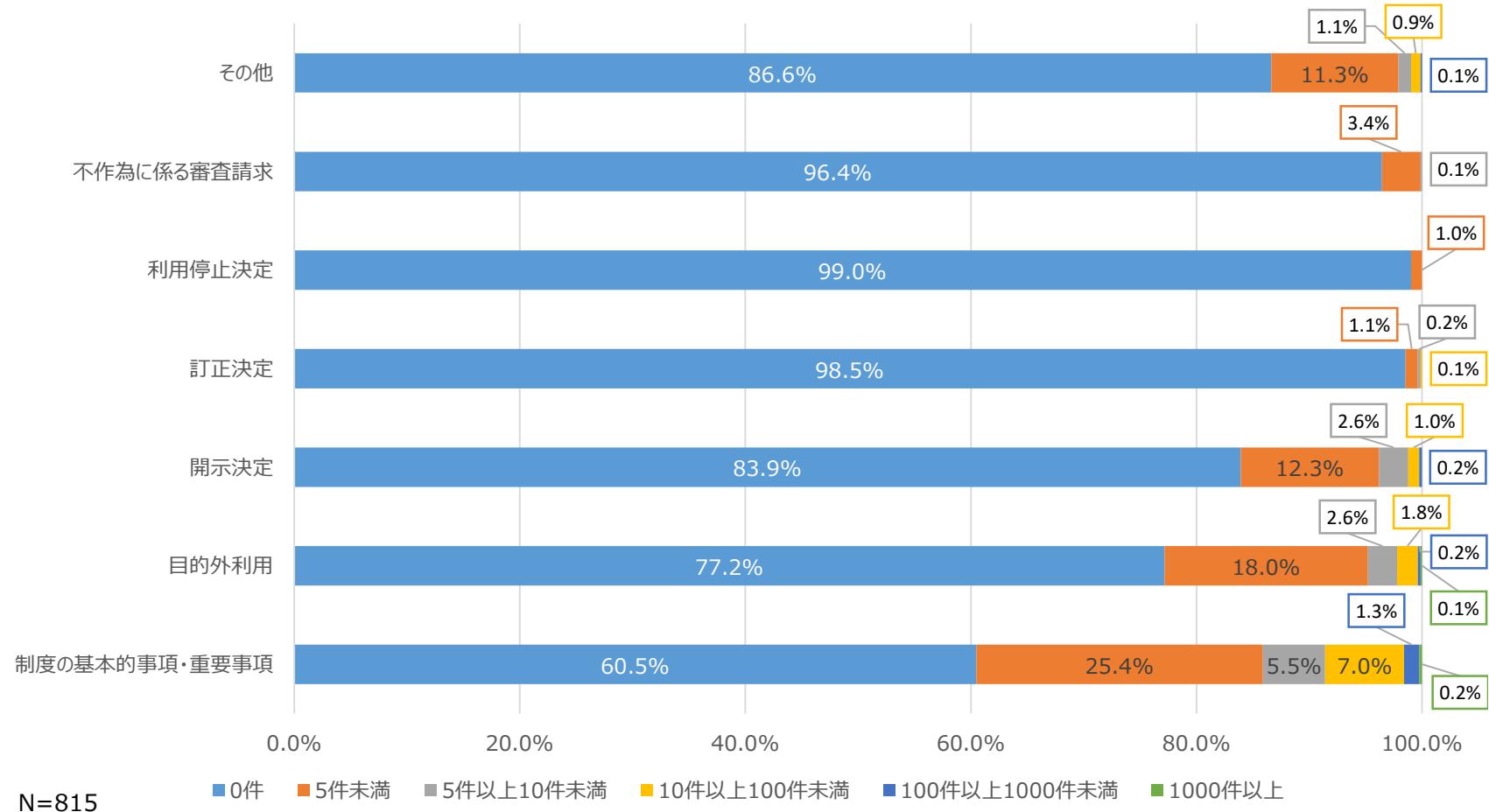
3-2 審査会等の委員の選任要件

- 審査会等の委員の選任要件について、市町村いずれにおいても「専門分野の明示のない、学識経験者」と回答している割合が最も高い。
- 市においては、「要件なし」としている割合よりも「個人情報保護・情報公開分野の有識者であること」を要件としている割合が高いのに対し、町村においては「要件なし」としている割合の方が高い。



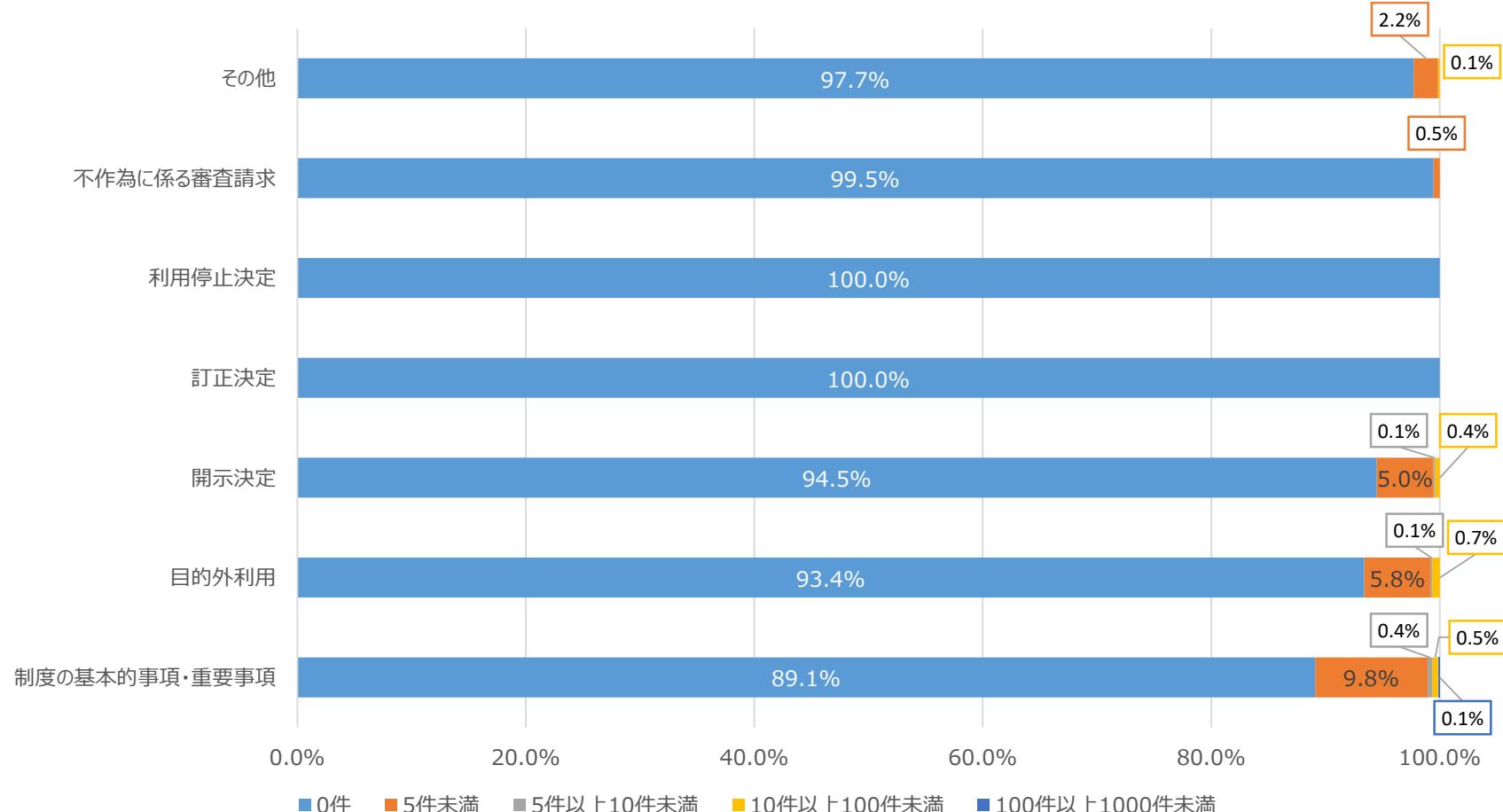
3-2 審査会等での諮詢・審議等の内容・件数＜市＞

- 「利用停止決定」、「訂正決定」については、多くの市において諮詢・審議等は行われていない。
- 「個人情報保護制度に関する基本的事項・重要事項」については、4割程度の市において諮詢・審議等が行われている。



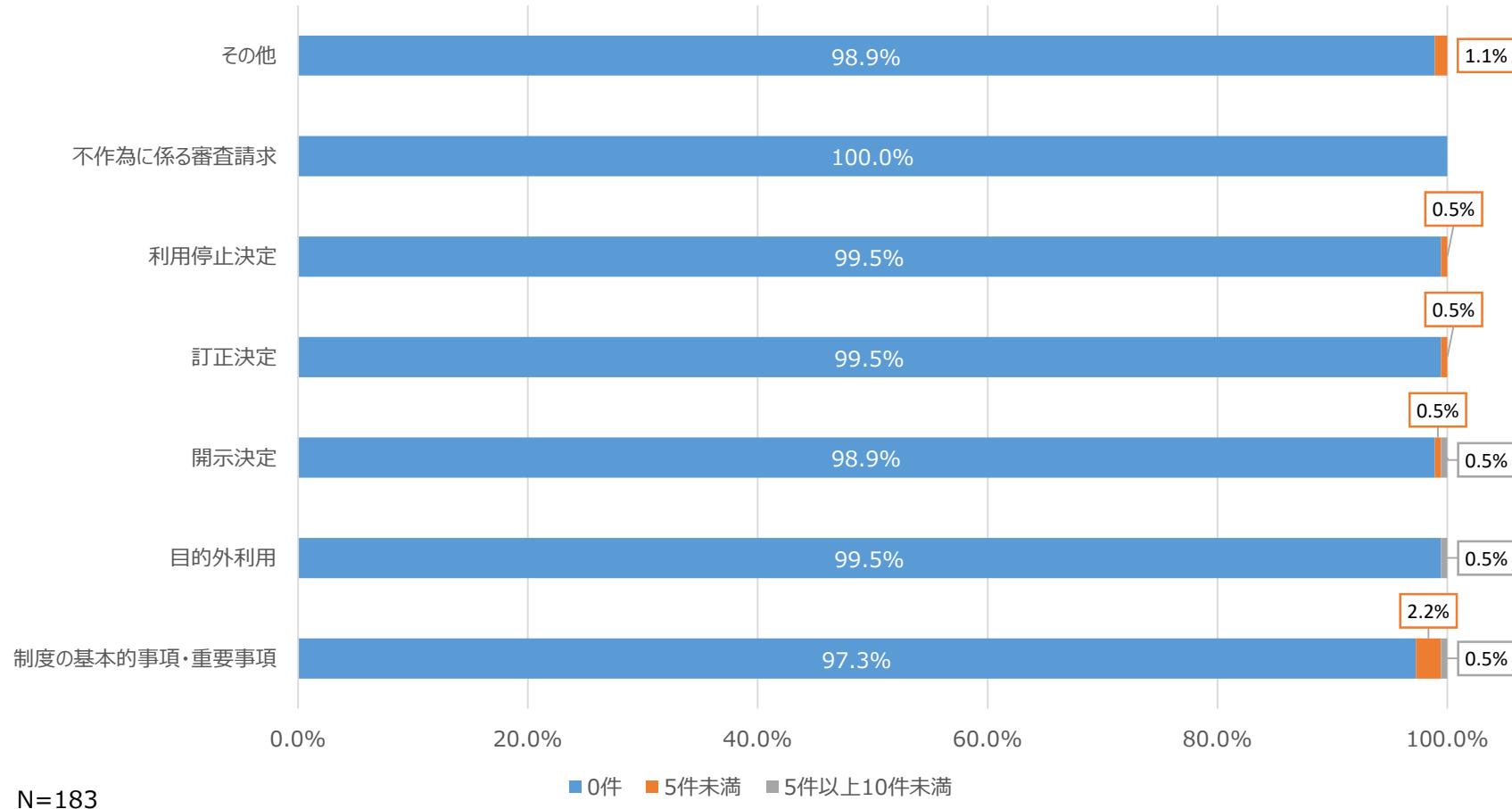
3-2 審査会等での諮詢・審議等の内容・件数 <町>

- 「利用停止決定」、「訂正決定」については、すべての町において諮詢・審議等が行われていない。



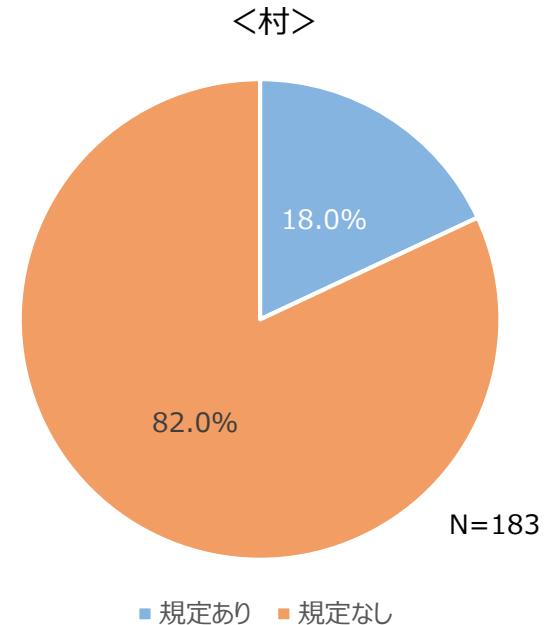
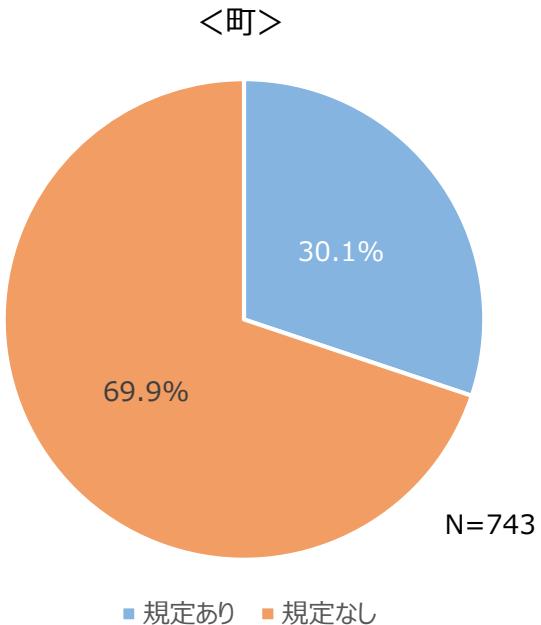
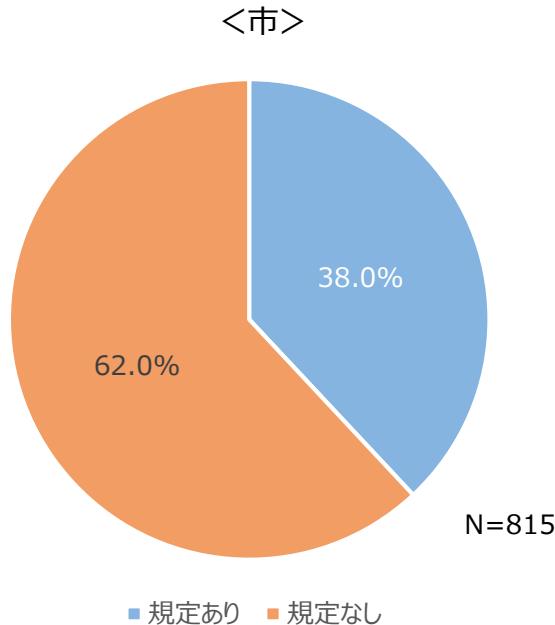
3-2 審査会等での質問・審議等の内容・件数＜村＞

- 「不作為に係る審査請求」については、すべての村において質問・審議等が行われていない。
- 9割以上の村において質問・審議等の件数は0件となっている。



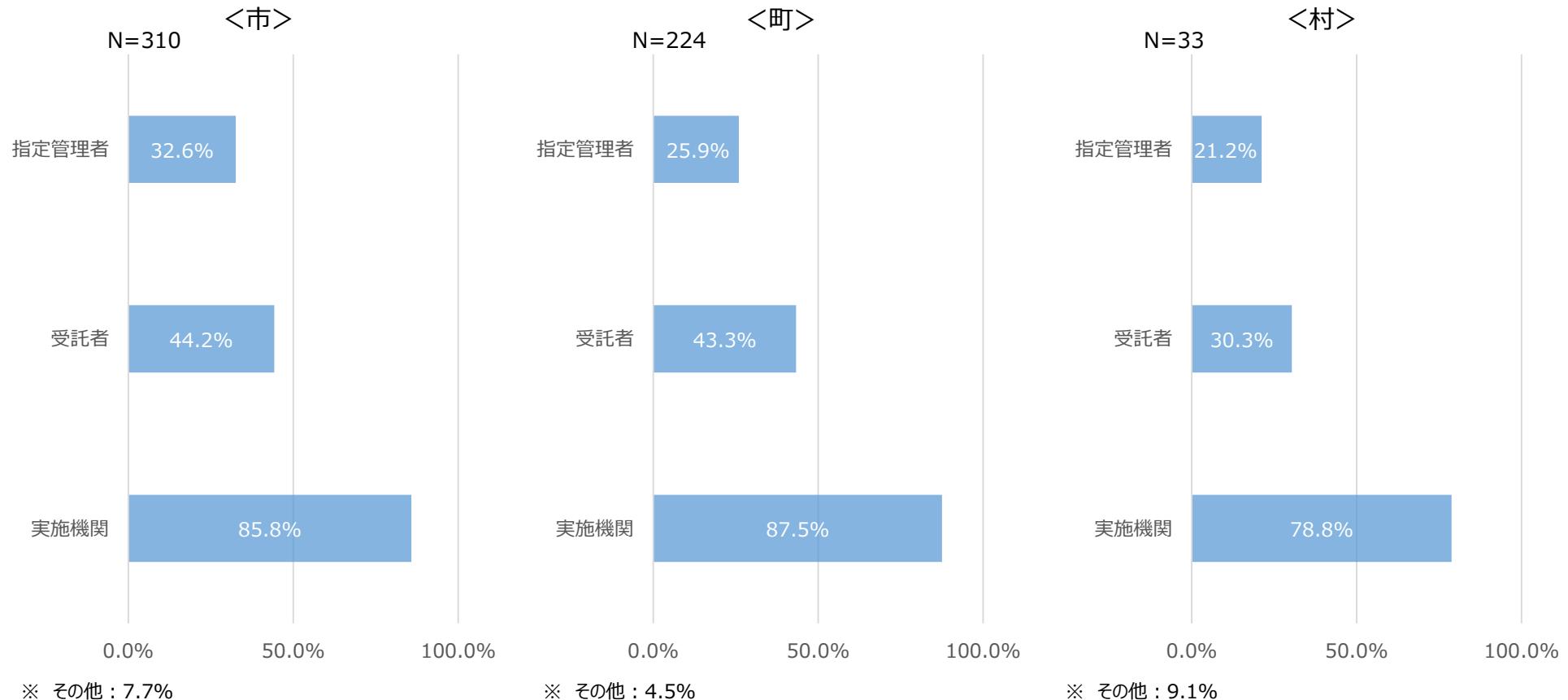
3-3 漏えい等の報告義務規定の有無

- 市町村いずれにおいても、条例等において漏えい等の報告義務規定を設けている団体の割合は半数以下となっており、村における割合が最も低い。



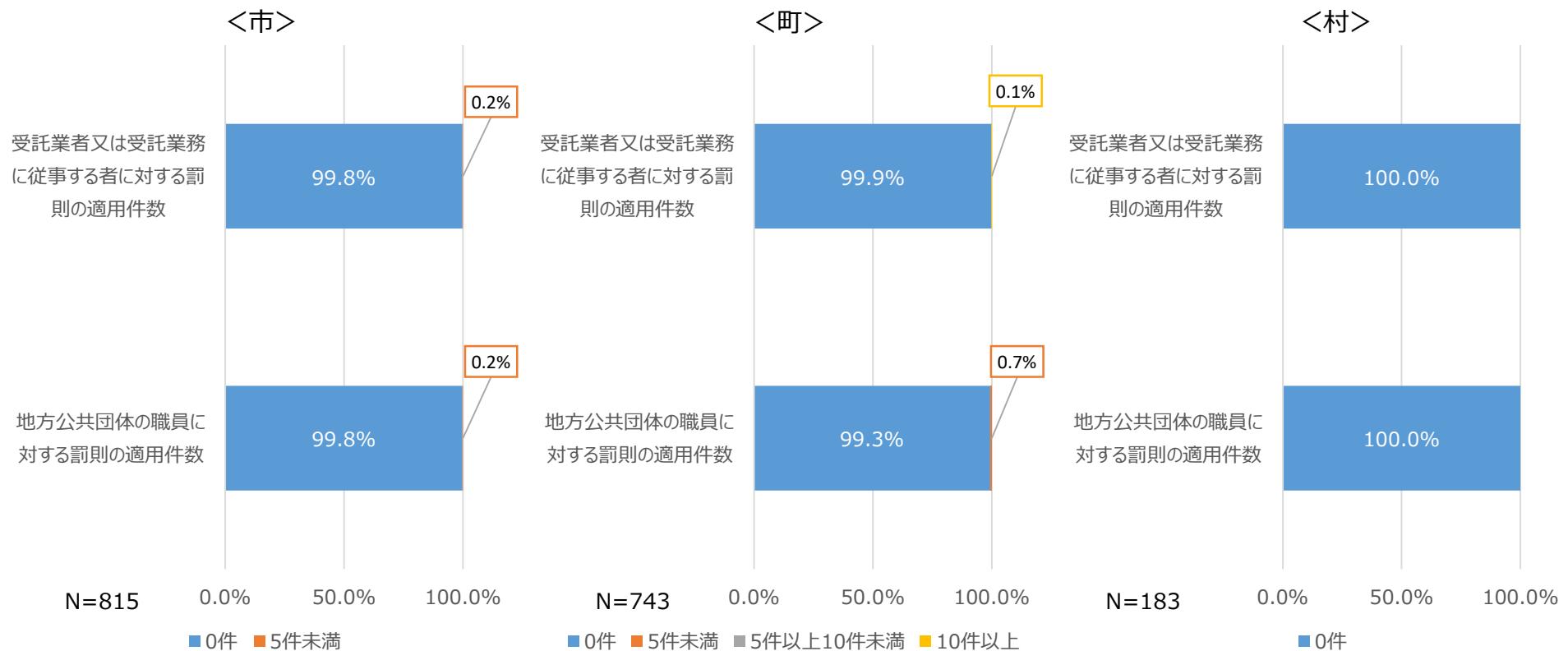
3-3 漏えい等の報告義務を負う機関

- 市町村いずれにおいても、報告義務を負う機関について「実施機関」と回答した割合が最も高く、「受託者」と回答した割合が次に高くなっている。



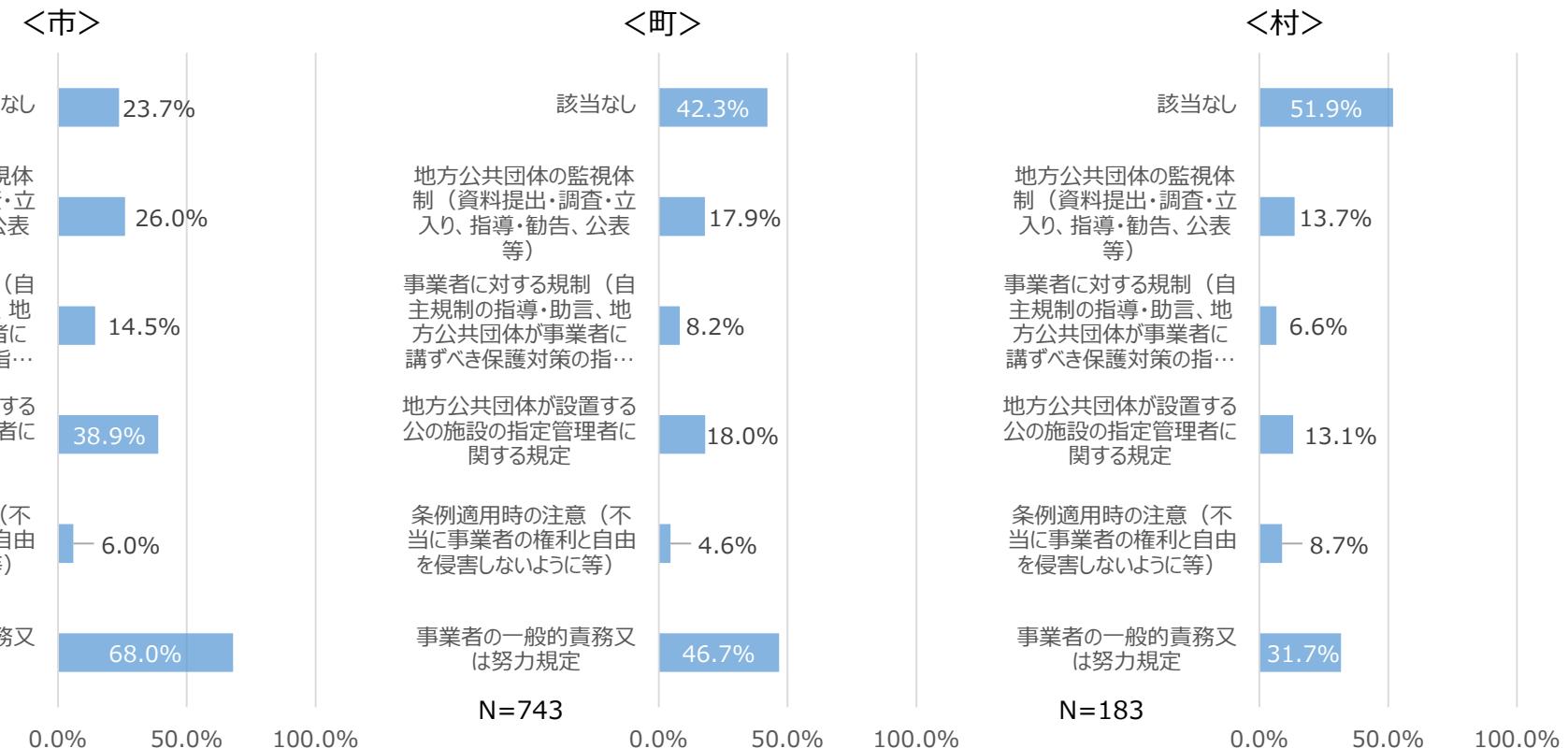
3-4 罰則の適用件数

- 地方公共団体の職員に対する罰則規定を設けている団体の割合は、市において90.6%、町において67.3%、村において41.5%となっている。
- 受託業者に対する罰則規定を設けている団体の割合は、市において61.6%、町において34.2%、村において15.8%となっている。
- すべての村において、罰則を適用した件数は0件である。
- 町の1団体において、受託業者又は受託業務に従事する者に対する罰則の適用件数について、10件以上と回答している。



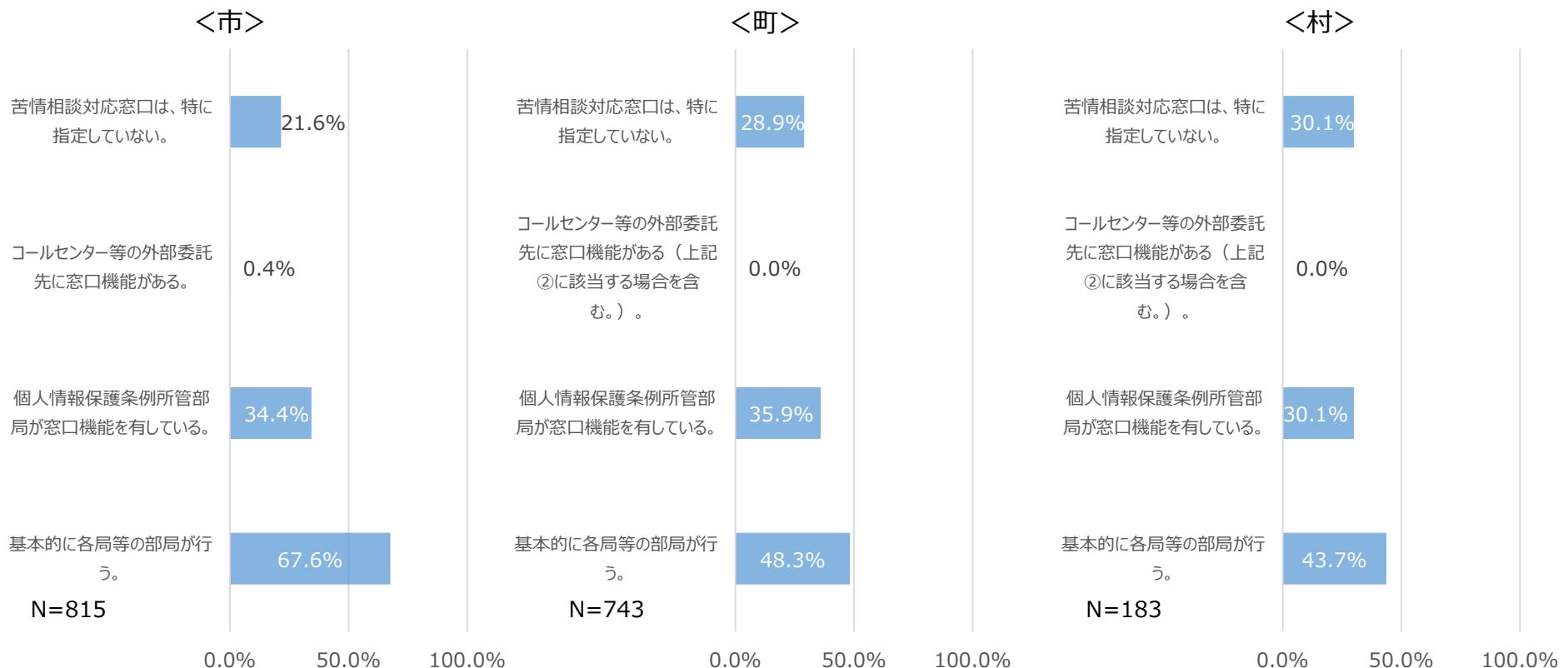
3-5 民間事業者を条例の適用対象としている場合の規律内容

- 民間事業者を条例の適用対象としている団体の割合については、市において82.5%、町において82.9%、村において83.6%となっている。
- 民間の事業者を条例の規律の対象としている団体における規律の内容は、市町村いずれにおいても、事業者の一般的義務又は努力規定を定めている団体が最も多い。
- 市においては、「地方公共団体が設置する公の施設の指定管理者に関する規定」を定めている団体の割合が38.9%と比較的高くなっている。



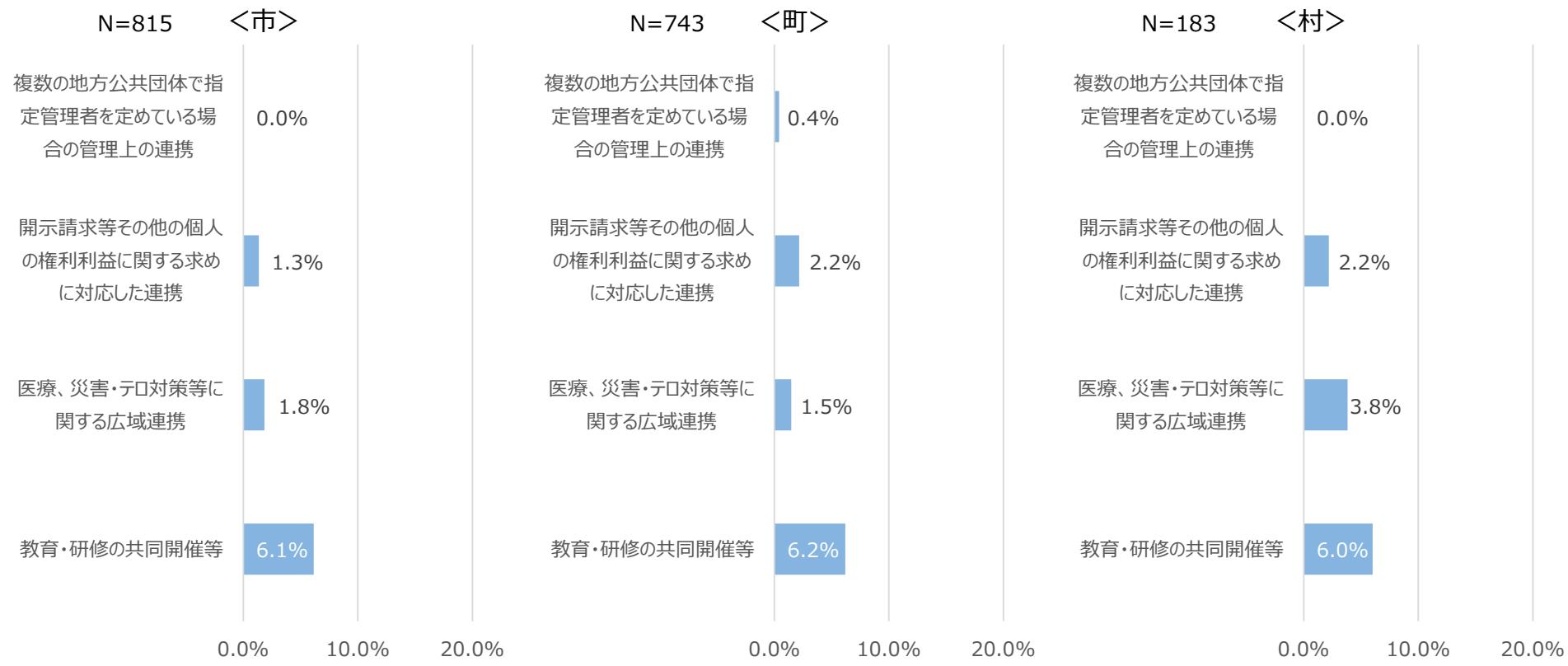
3-6 苦情処理対応を行う機関

- 地方公共団体における苦情処理について規定を設けている団体の割合は、市においては86.1%、町においては83.8%、村においては75.4%となっている。
- 市においてはコールセンター等に委託している団体が3団体あるが、町村においては存在しない。
- 他方、町村においては市に比べ、苦情相談対応窓口を「特に指定していない」割合が高くなっている。



4-1 平成30年度以降の自治体間の連携施策の実績

- 平成30年度以降の自治体間の連携施策について、「教育・研修の共同開催等」の実績のある団体の割合が市町村いずれにおいても6%程度となっている。



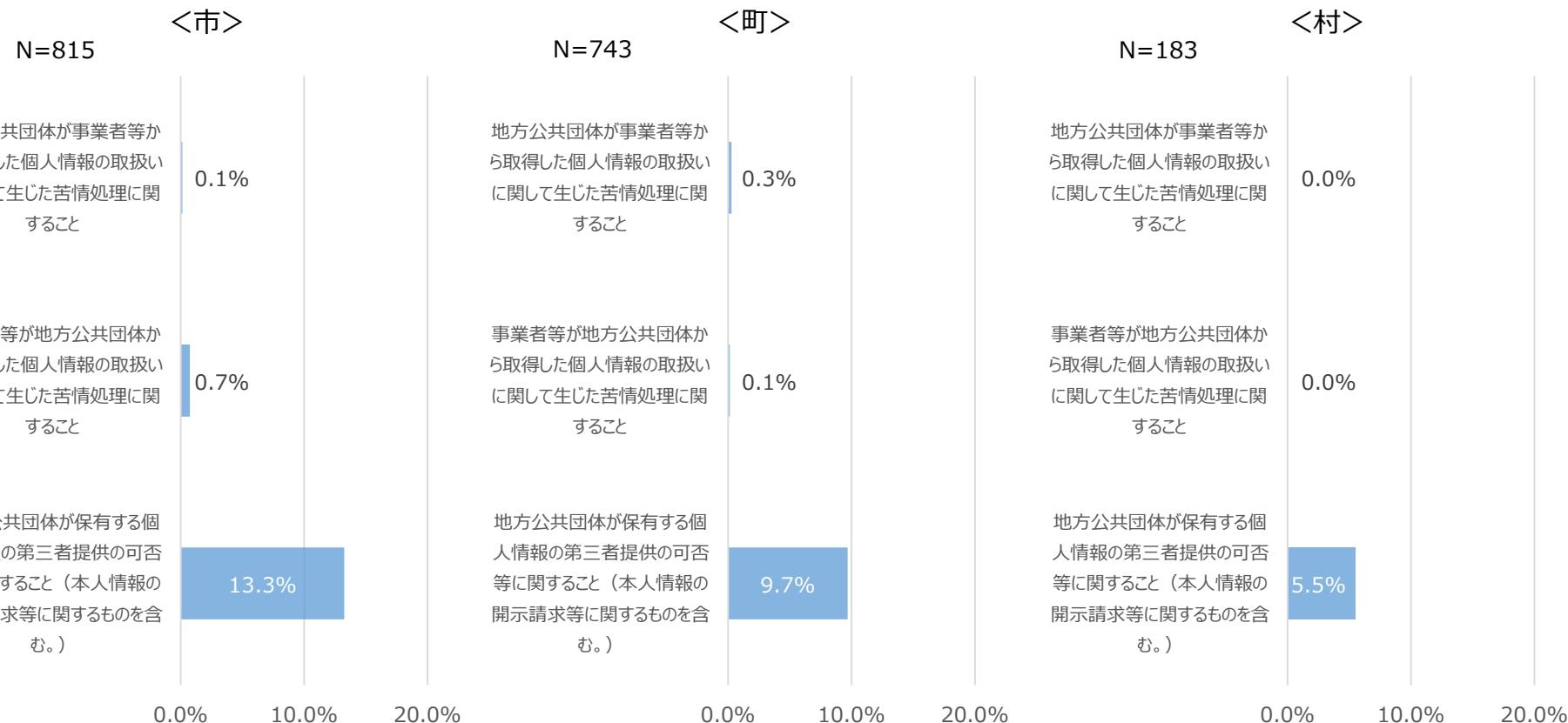
※ その他 : 1.8%

※ その他 : 0.9%

※ その他 : 1.6%

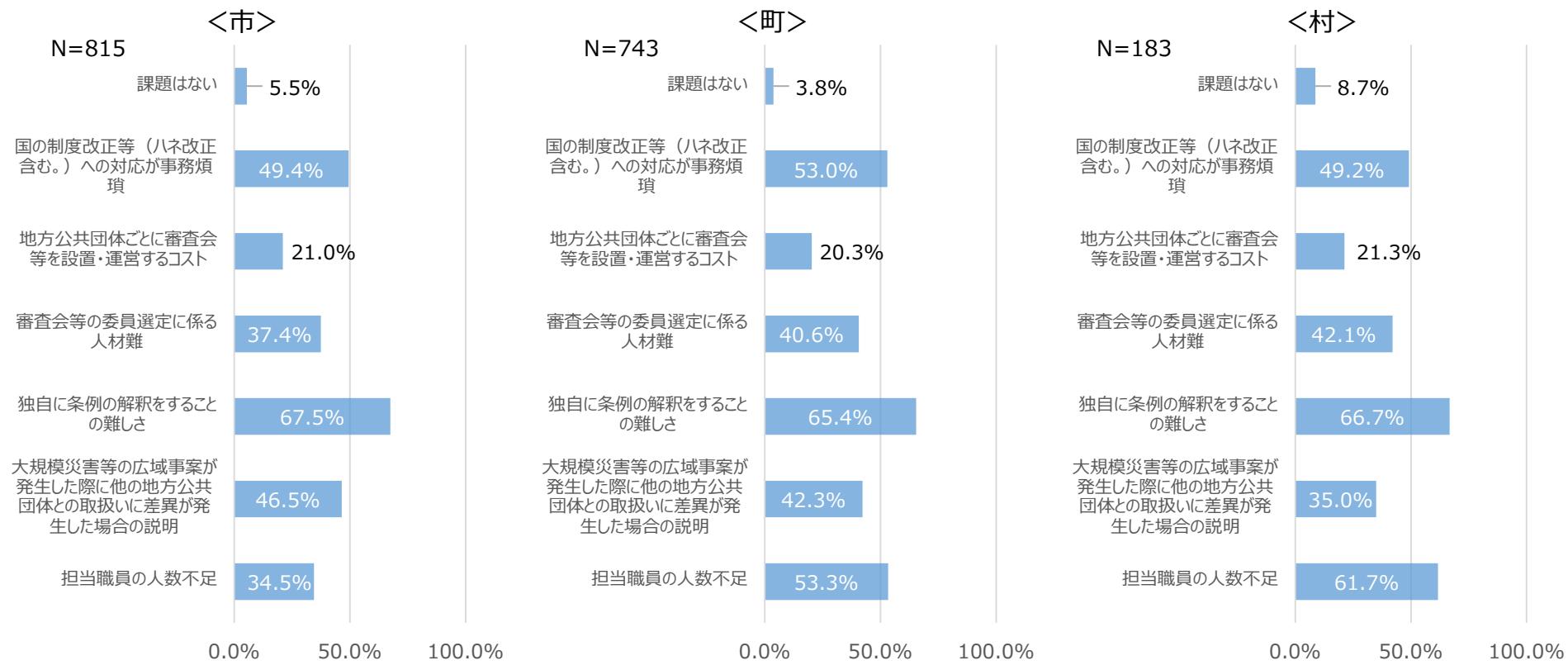
4-2 民間事業者からデータ利活用の目的で寄せられる相談・要望

- 市においては、10%以上の団体において「地方公共団体が保有する個人情報の第三者提供の可否等に関する」相談・要望が寄せられている。
- 村においては、「地方公共団体が事業者等から取得した個人情報の取扱いに関して生じた苦情処理に関する」相談・要望や「事業者等が地方公共団体から取得した個人情報の取扱いに関して生じた苦情処理に関する」相談・要望は寄せられていない。



4-3 現状の制度運用における課題・支障

- 市町村いずれにおいても、「独自に条例の解釈をすることの難しさ」と回答した割合が最も高くなっている。
- 町村においては、市と比較して、「担当職員の人数不足」と回答した割合が50%以上と高くなっている。



- 市においては、町村と比較して、地方公共団体における個人情報保護法制において、統一的な規律が設けられた場合に何らかの支障・課題があると考えている団体の割合が高くなっている。
- 村においては、「課題はない」と回答した割合が14.8%と高くなっている。

